# クロスマージン制度の対象取引拡大等に伴う 金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書等の一部改正について

#### I. 改正趣旨

当社の金利スワップ取引清算業務において、担保負担の軽減効果を向上させることを目的として、クロスマージンの対象取引にTONA3か月金利先物取引を追加するほか、債務負担申請の棄却抑制や担保事務の負担軽減を目的とする対応等のため、金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書等について別紙1のとおり、証券取引等清算業務に関する業務方法書等について別紙2のとおり、CDS清算業務に関する業務方法書の取扱いについて別紙3のとおり、所要の改正を行う。

## Ⅱ. 改正概要

- 1. 金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書等
  - (1) 金利先物取引とのクロスマージン
    - ・ クロスマージンの対象取引に、金利先物取引を追加する。
    - ・ 追加する金利先物取引は、当社が債務引受を行う金利先物取 引のうち、当社が定める限月取引とする。

## (2) 新規債務負担時の債務負担成立判定に係る基準追加

・ 清算参加者又は清算委託者(アフィリエイト及びクライアント)に係る債務負担時所要証拠金に足りる額が当社に預託されていない場合であっても、当社が定める基準を満たすときには、債務負担を行う。

## (3) カスタマーバッファー制度の一部見直し

- ・ 受託清算参加者は、カスタマーバッファーの利用を認める清 算委託者の当該利用の対象に日中証拠金の不足を含める場合 には、金利スワップ取引清算業務システムを用いて、あらか じめ当社にその旨を申告する。
- ・ 上記申告の対象清算委託者に係る日中証拠金所要額に足りる 額が当社に預託又は交付されていない場合に、当該不足に対 してカスタマーバッファーを充当する。
- ・ 日中証拠金所要額の計算時及び午後5時30分からの債務負 担開始前において、各時点の証拠金所要額に対して、委託取

(備 考)

- ・ 金利スワップ取引清算業務 に関する業務方法書(以下 「IRS業務方法書」とい う。)第2条第1項第13 号の5等
- ・ 金利スワップ取引清算業務 に関する業務方法書の取扱 い(以下「IRS業務方法 書の取扱い」という。)第 3条の2第1項第3号等
- IRS業務方法書第49条
- IRS業務方法書の取扱い第28条等
- IRS業務方法書第84条の6第3項及び第4項等
- IRS業務方法書第84条の7第2項等
- IRS業務方法書第84条の7第3項等

引口座に充当済みのカスタマーバッファーに余剰が生じた場合は、当該余剰分の充当を解消する。

## (4) 米国債に係る担保事務フローの改善

・ 清算参加者は、代用有価証券として預託したアメリカ合衆国 財務省証券の返戻を求める場合は、当該返戻を受けようとす る日の午前11時までに、その旨を当社に通知する。 IRS業務方法書の取扱い第13条第2項第2号c

## (5) その他

・ その他、所要の改正を行う。

## 2. 証券取引等清算業務に関する業務方法書

- (1) 金利先物取引とのクロスマージン
  - ・ クロスマージン制度の対象となる金利先物取引の取扱いは、 同制度の対象となる国債証券先物取引と同様とする。

証券取引等清算業務に関する業務方法書第73条の15の2、第73条の15の3、第73条の15の4等

## (2) その他

・ その他、所要の改正を行う。

## 3. CDS清算業務に関する業務方法書の取扱い

米国債に係る担保事務フローの改善

・ 清算参加者は、代用有価証券として預託したアメリカ合衆国 財務省証券の返戻を求める場合は、当該返戻を受けようとす る日の午前11時までに、その旨を当社に通知する。 ・ CDS清算業務に関する業 務方法書の取扱い第17条 第2項第2号c

## Ⅲ. 施行日

2024年3月4日から施行する。

※ただし、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、2024年3月4日以後の当社が定める日から施行する。

以 上

# 金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書等の一部改正新旧対照表 (案)

# 目 次

|       |                                       | (ページ) |
|-------|---------------------------------------|-------|
| <別紙1> |                                       |       |
| •     | 金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の一部改正新旧対照表       | 1     |
| •     | 金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表   | 2 7   |
| •     | 金利スワップ清算基金所要額に関する規則の一部改正新旧対照表         | 6 7   |
| •     | 金利スワップ取引清算業務に関する清算参加者の破綻処理に関する規則の一部改正 | 6 9   |
|       | 新旧対照表                                 |       |
| •     | 金利スワップ破綻管理委員会規則の一部改正新旧対照表             | 7 2   |
|       |                                       |       |
| <別紙2> |                                       |       |
| •     | 業務方法書の一部改正新旧対照表                       | 7 4   |
| •     | 業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表                   | 8 1   |
| •     | 清算基金所要額に関する規則の一部改正新旧対照表               | 8 4   |
|       |                                       |       |
| < ;   | 別紙3>                                  |       |
|       | CDS清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対昭表        | 8.6   |

新

(定義)

第2条 本業務方法書等において使用する用語は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)及びISDA定義集において使用される用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

 $(1) \sim (4) の5$  (略)

(4) の6 「カスタマーバッファー」とは、 清算委託者が第49条第1項に定める債務 負担時所要証拠金<u>又は第69条第1項に定</u> <u>める日中証拠金所要額</u>に足りる額を当社に 預託又は交付していない場合に、第84条の 7に定めるところにより当該不足額に充当 する目的で、受託清算参加者が当社に預託す る当初証拠金をいう。

(削る)

(4)の7 (略)

(4)の8 「カスタマーバッファー未充当残 高」とは、受託清算参加者が当社に預託した カスタマーバッファーの額から、第84条の 7第1項及び第2項の規定により当該清算 参加者と清算受託契約を締結している清算 委託者に係る委託取引口座に充当されてい るカスタマーバッファーの額を減じた額を (定義)

第2条 本業務方法書等において使用する用語は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)及びISDA定義集において使用される用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

旧

 $(1) \sim (4)$  の 5 (略)

(4) の6 「カスタマーバッファー」とは、 清算委託者が第49条第1項に定める債務 負担時所要証拠金に足りる額を当社に預託 又は交付していない場合に、第84条の7に 定めるところにより当該不足額に充当する 目的で、受託清算参加者が当社に預託する当 初証拠金をいう。

(4)の7 「カスタマーバッファー利用可能 額」とは、受託清算参加者に対して有価証券 清算取次ぎの委託をしようとする清算委託 者が利用可能なカスタマーバッファーの額 (カスタマーバッファー利用上限額から、当 該委託に係る第54条第1項(第54条の2 第1項で準用される場合を含む。)に規定す る通知を行った時点で当該委託に係る委託 取引口座に充当されているカスタマーバッファーの額を減じた額(当該減じた額がカス タマーバッファー未充当残高を超える場合 には、当該カスタマーバッファー未充当残 高))をいう。

(4)の8 (略)

(4)の9 「カスタマーバッファー未充当残高」とは、受託清算参加者が当社に預託したカスタマーバッファーの額から、第84条の7第1項の規定により当該清算参加者と清算受託契約を締結している清算委託者に係る委託取引口座に充当されているカスタマーバッファーの額を減じた額をいう。

いう。

 $(5) \sim (10)$  (略)

(10)の2 「金利先物清算約定」とは、清 算約定のうち、金利先物取引に係る清算約定 をいう。

(10)の3 「金利先物取引」とは、証券取引等業務方法書第3条第2項第4号の2に 規定する金利先物取引をいう。

 $(11) \sim (13) \mathcal{O} 2 \mathcal{O} 2$  (略)

(13)の3 「クロスマージン承諾者」とは、 第84条の4第2項 の規定に従い、当社に 対して、証券取引等業務方法書に定めるとこ ろにより当社に対して行われた国債証券先 物取引又は金利先物取引の建玉をクロスマ ージン制度の対象とするための申請(以下 「クロスマージンの申請」という。)に対す る諾否の通知を行う清算参加者をいう。

(13) の4 (略)

(13) の5 「クロスマージン制度」とは、 国債証券先物取引<u>又は金利先物取引</u>のうち 当社が定めるものに係る建玉について、本業 務方法書等の定めるところにより、当初証拠 金所要額を算出する制度をいう。

(13)の6 「クロスマージン対象金利先物 清算約定」とは、金利先物清算約定のうち、 第84条の4第3項の規定により自己取引 口座又は委託取引口座に建玉が記録されて いるものをいう。

(13)の7 (略)

(13) の8 (略)

(13)の9 「クロスマージン利用者」とは、 清算参加者又は清算委託者のうち、次のaからdまでのいずれかに該当し、かつ、自らの 計算による国債証券先物取引又は金利先物 取引の建玉についてクロスマージン制度を 利用する者であって、当社に対して第84条 の2に規定する届出が行われた者をいう。

a (略)

b 国債先物等清算参加者に対して国債証

 $(5) \sim (10)$  (略)

(新設)

(新設)

 $(11) \sim (13) \mathcal{O} 2 \mathcal{O} 2$  (略)

(13)の3 「クロスマージン承諾者」とは、 第84条の4第2項の規定に従い、当社に対 して、証券取引等業務方法書に定めるところ により当社に対して行われた国債証券先物 取引の建玉をクロスマージン制度の対象と するための申請(以下「クロスマージンの申 請」という。)に対する諾否の通知を行う清 算参加者をいう。

(13)の4 (略)

(13)の5 「クロスマージン制度」とは、 国債証券先物取引のうち当社が定めるもの に係る建玉について、本業務方法書等の定め るところにより、当初証拠金所要額を算出す る制度をいう。

(新設)

(13)の6 (略)

<u>(13) の7</u> (略)

(13)の8 「クロスマージン利用者」とは、 清算参加者又は清算委託者のうち、次のaからdまでのいずれかに該当し、かつ、自らの 計算による国債証券先物取引の建玉につい てクロスマージン制度を利用する者であっ て、当社に対して第84条の2に規定する届 出が行われた者をいう。

a (略)

b 国債先物等清算参加者に対して国債証

券先物取引<u>又は金利先物取引</u>を委託した 顧客

- c (略)
- d 国債先物等非清算参加者に対して国債 証券先物取引<u>又は金利先物取引</u>を委託し た顧客
- $(14) \sim (15)$  の 2 (略)
- (15)の3 「国債先物等承継」とは、第9 4条の3の規定により、当社、国債先物等清 算参加者及びクロスマージン利用者のうち 第13号の9bからdまでに掲げる者(同号 dに掲げる者については、その国債証券先物 取引の委託先である国債先物等非清算参加 者を含む。)の間で国債先物清算約定等に係 る権利義務(国債先物清算約定、国債証券先 物取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託 及び国債証券先物取引の委託に係る権利義 務をいう。以下同じ。) 及び金利先物清算約 定等に係る権利義務(金利先物清算約定、金 利先物取引に係る有価証券等清算取次ぎの 委託及び金利先物取引の委託に係る権利義 務をいう。以下同じ。) を新たに発生させる とともに、それに伴う金銭の授受及び権利義 務の処理を行うことをいう。
- (15) の4 「<u>国債先物等承継清算参加者</u>」 とは、<u>国債先物等承継</u>により発生する権利義 務の当事者となる国債先物等清算参加者を いう。
- (15) の5 「国債先物清算約定」とは、<u>清</u> 算約定のうち、国債証券先物取引に係る清算 約定をいう。
- (15) の $6 \cdot (15)$  の7 (略)
- (15)の8 「<u>国債先物等バックアップ受託</u>者」とは、第84条の5第1項の規定により債権債務が成立した場合に、国債先物清算約定等に係る権利義務及び金利先物清算約定等に係る権利義務につき国債先物等承継を行う先として、第45条の3に定めるところ

券先物取引を委託した顧客

- c (略)
- d 国債先物等非清算参加者に対して国債 証券先物取引を委託した顧客

## $(14) \sim (15)$ の2 (略)

- (15)の3 「国債先物承継」とは、第94条の3の規定により、当社、国債先物等清算参加者及びクロスマージン利用者のうち第13号の8bからdまでに掲げる者(同号dに掲げる者については、その国債証券先物取引の委託先である国債先物等非清算参加者を含む。)の間で国債先物清算約定等に係る権利義務(国債先物清算約定、国債証券先物取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託及び国債証券先物取引の委託に係る権利義務をいう。以下同じ。)を新たに発生させるとともに、それに伴う金銭の授受及び権利義務の処理を行うことをいう。
- (15)の4 「<u>国債先物承継清算参加者</u>」と は、<u>国債先物承継</u>により発生する権利義務の 当事者となる国債先物等清算参加者をいう。
- (15)の5 「国債先物清算約定」とは、国 債証券先物取引に係る清算約定(証券取引等 業務方法書第7条第1項第3号に規定する 清算約定をいう。)をいう。
- (15) の $6 \cdot (15)$  の7 (略)
- (15)の8 「<u>国債先物バックアップ受託者</u>」とは、第84条の5第1項の規定により債権債務が成立した場合に、国債先物清算約定等に係る権利義務につき<u>国債先物承継</u>を行う先として、第45条の3に定めるところによりあらかじめクロスマージン利用者から指

によりあらかじめクロスマージン利用者から指定を受けている国債先物等清算参加者 をいう。

(15) の9~(19) (略)

(19)の2 「債務負担時所要証拠金不足額」 とは、第66条に規定する当初証拠金預託額 と、有価証券清算取次ぎの委託に係る第54 条第1項(第54条の2第1項において準用 する場合を含む。) に規定する通知が行われ た時点で、当該委託に係る委託取引口座に充 当されているカスタマーバッファーの額と の合計額が、第49条に規定する債務負担時 所要証拠金に不足する場合の当該不足額を いう。

 $(20) \sim (26)$  (略)

(26)の2 「新規債務負担時カスタマーバッファー利用可能額」とは、受託清算参加者に対して有価証券清算取次ぎの委託をしようとする清算委託者が利用可能なカスタマーバッファーの額(カスタマーバッファー利用上限額から、当該委託に係る第54条第1項(第54条の2第1項において準用する場合を含む。)に規定する通知を行った時点で当該委託に係る委託取引口座に充当されているカスタマーバッファーの額を減じた額(当該減じた額がカスタマーバッファー未充当残高を超える場合には、当該カスタマーバッファー未充当残高))をいう。

 $(27) \sim (54)$  (略)

(54)の2 「日中証拠金算出時カスタマーバッファー利用可能額」とは、第69条第1項に定める清算委託者の日中証拠金所要額を算出した時点で当該清算委託者の委託取引口座に充当可能なカスタマーバッファーの額(カスタマーバッファー利用上限額から、日中証拠金を算出した時点で当該委託取引口座に充当されているカスタマーバッファーの額を減じた額(当該減じた額がカスタマーバッファー未充当残高を超える場合に

定を受けている国債先物等清算参加者をい う。

(15) の9~(19) (略) (新設)

 $(20) \sim (26)$  (略) (新設)

(27)~(54) (略) (新設) は、当該カスタマーバッファー未充当残高)) をいう。

(54) の2の2 (略)

(54) の3~ (58) (略)

(59) 「破綻等」とは、次に掲げるいずれ かの事由をいう。

a~f (略)

g 国債証券先物取引の委託に関して指定 市場開設者が定める先物・オプション取引 口座設定約諾書の定めるところにより、又 は有価証券等清算取次ぎの委託に関して 証券取引等業務方法書第39条の規定に 従い締結された国債先物等清算受託契約 書の定めるところにより、当然に期限の利 益を喪失したこと(その清算参加者口座に クロスマージン対象国債先物清算約定 はクロスマージン対象金利先物清算約定 が記録されている清算参加者(国債先物等 清算参加者である者を除く。)に限る)。

 $(60) \sim (73)$  (略)

2 · 3 (略)

(個別の取引口座に係るリスクの制限)

第29条の2 (略)

2 (略)

3 前項に規定するポジション保有状況の改善 指示を受けた清算参加者は、当社がその都度指 定する日までに、ポジション保有状況を改善す ることを目的として、資本充実その他具体的な 措置(クロスマージン対象国債先物清算約定及 びクロスマージン対象金利先物清算約定に係 る措置及び清算委託者への必要な限度での措 置の要請を含む。)を講じなければならない。

4 (略)

(ポジション保有状況の改善指示)

第30条 (略)

2 前項に規定するポジション保有状況の改善 指示を受けた清算参加者は、当社がその都度指

(54)の2 (略)

(54) の $3\sim(58)$  (略)

(59) 「破綻等」とは、次に掲げるいずれ かの事由をいう。

a~f (略)

g 国債証券先物取引の委託に関して指定 市場開設者が定める先物・オプション取引 口座設定約諾書の定めるところにより、又 は有価証券等清算取次ぎの委託に関して 証券取引等業務方法書第39条の規定に 従い締結された国債先物等清算受託契約 書の定めるところにより、当然に期限の利 益を喪失したこと(その清算参加者口座に クロスマージン対象国債先物清算約定が 記録されている清算参加者(国債先物等清 算参加者である者を除く。)に限る)。

 $(60) \sim (73)$  (略)

2 · 3 (略)

(個別の取引口座に係るリスクの制限)

第29条の2 (略)

2 (略)

3 前項に規定するポジション保有状況の改善 指示を受けた清算参加者は、当社がその都度指 定する日までに、ポジション保有状況を改善す ることを目的として、資本充実その他具体的な 措置(クロスマージン対象国債先物清算約定に 係る措置及び清算委託者への必要な限度での 措置の要請を含む。)を講じなければならない。

4 (略)

(ポジション保有状況の改善指示)

第30条 (略)

2 前項に規定するポジション保有状況の改善 指示を受けた清算参加者は、当社がその都度指 定する日までに、当該指示を受けた事由を解消することを目的として、必要な措置(クロスマージン対象国債先物清算約定及びクロスマージン対象金利先物清算約定に係る措置を含す。)を講じなければならない。

3 (略)

(代用有価証券に係る措置)

第31条 当社は、清算参加者の信用状況に鑑みて、当該清算参加者が当事者である清算約定又は清算委託取引に係る債務及び当社が当該清算参加者の破綻等を認定した場合に当該清算参加者に係るクロスマージン対象国債先物清算約定及びクロスマージン対象金利先物清算約定区関して発生する債務の履行確保の観点から当社が必要と認める場合には、その必要な限度において、代用有価証券の代用価格の計算における時価に乗ずべき率の引下げ措置を行うことができる。

(信用状況に応じた清算参加者に対する当初 証拠金の割増措置)

第32条 (略)

2 前項の規定は清算約定(委託分)に係る当初 証拠金所要額について準用する。この場合において、当初証拠金所要額の引上げの措置は、清算委託者がバックアップ受託者を指定しているとき(清算委託者がクロスマージン利用者である場合には、当該清算委託者がバックアップ受託者を指定しているとき)には、当該清算委託者の清算約定(委託分)に係る当初証拠金について、対象としないこととする。ただし、当該バックアップ受託者(清算委託者が複数のバックアップ受託者(清算委託者が複数のバックアップ受託者を指定しているときには、当該バックアップ受託者を指定しているときには、当該バックアップ受託者のすべて)が前項の規定による当初証拠金所要額の引上げの措置を受けている場合は、この限りでない。 定する日までに、当該指示を受けた事由を解消 することを目的として、必要な措置(クロスマ ージン対象国債先物清算約定に係る措置を含 む。)を講じなければならない。

3 (略)

(代用有価証券に係る措置)

第31条 当社は、清算参加者の信用状況に鑑みて、当該清算参加者が当事者である清算約定又は清算委託取引に係る債務及び当社が当該清算参加者の破綻等を認定した場合に当該清算参加者に係るクロスマージン対象国債先物清算約定に関して発生する債務の履行確保の観点から当社が必要と認める場合には、その必要な限度において、代用有価証券の代用価格の計算における時価に乗ずべき率の引下げ措置を行うことができる。

(信用状況に応じた清算参加者に対する当初 証拠金の割増措置)

第32条 (略)

2 前項の規定は清算約定(委託分)に係る当初 証拠金所要額について準用する。この場合にお いて、当初証拠金所要額の引上げの措置は、清 算委託者がバックアップ受託者を指定してい るとき(清算委託者がクロスマージン利用者で ある場合には、当該清算委託者がバックアップ 受託者及び国債先物バックアップ受託者を指 定しているとき)には、当該清算委託者の清算 約定(委託分)に係る当初証拠金について、対 象としないこととする。ただし、当該バックア ップ受託者(清算委託者が複数のバックアップ 受託者を指定しているときには、当該バックア ップ受託者のすべて)が前項の規定による当初 証拠金所要額の引上げの措置を受けている場 合は、この限りでない。 (国債先物等バックアップ受託者の指定等)

- 第45条の3 クロスマージン利用者のうち第 2条第1項<u>第13号の9</u>bからdまでに掲げ る者は、第84条の5第1項の規定により債権 債務が成立した場合において、国債先物清算約 定等に係る権利義務及び金利先物清算約定等 に係る権利義務につき円滑に他の一又は二以 上の国債先物等清算参加者に<u>国債先物等承継</u> を行う目的で、あらかじめ他の国債先物等清算 参加者を<u>国債先物等バックアップ受託者</u>とし て指定することができる。
- 2 前項の指定(以下「国債先物等バックアップ 受託者の指定」という。) を行おうとする場合 には、クロスマージン利用者(当該クロスマー ジン利用者が国債証券先物取引又は金利先物 取引を国債先物等非清算参加者に委託してい る場合には、当該国債先物等非清算参加者を含 む。以下第4項から第6項までにおいて同じ。) 及び当該国債先物等バックアップ受託者の指 定を受けようとする国債先物等清算参加者は、 第84条の5第1項の規定により債権債務が 成立した場合に、第94条の3の規定に基づき 当該国債先物清算約定等に係る権利義務及び 金利先物清算約定等に係る権利義務の全部又 は一部につき一括して当該他の国債先物等清 算参加者に国債先物等承継を行うことについ て、あらかじめ合意するものとする。
- 3 第1項に規定する<u>国債先物等バックアップ</u> 受託者の指定に係る届出は、当該指定を行おう とするクロスマージン利用者がクロスマージ ン承諾者を通じて、当社所定の届出書に当社が 必要と認める書類を添付して、当社に対して提 出することで行うものとする。
- 4 <u>国債先物等バックアップ受託者</u>は、クロスマージン利用者との<u>国債先物等承継</u>に係る合意に関し、クロスマージン承諾者を通じて、当社の定めるところにより当社に対して報告するものとする。

## (国債先物バックアップ受託者の指定等)

- 第45条の3 クロスマージン利用者のうち第 2条第1項<u>第13号の8</u>bからdまでに掲げる者は、第84条の5第1項の規定により債権債務が成立した場合において、国債先物清算約定等に係る権利義務につき円滑に他の一又は二以上の国債先物等清算参加者に<u>国債先物承継</u>を行う目的で、あらかじめ他の国債先物等清算参加者を<u>国債先物バックアップ受託者</u>として指定することができる。
- 2 前項の指定(以下「<u>国債先物バックアップ受</u> <u>託者</u>の指定」という。)を行おうとする場合に は、クロスマージン利用者(当該クロスマージ ン利用者が国債証券先物取引を国債先物等非 清算参加者に委託している場合には、当該国債 先物等非清算参加者を含む。以下第4項から第 6項までにおいて同じ。)及び当該<u>国債先物バックアップ受託者</u>の指定を受けようとする国 債先物等清算参加者は、第84条の5第1項の 規定により債権債務が成立した場合に、第94 条の3の規定に基づき当該国債先物清算約定 等に係る権利義務の全部又は一部につき一括 して当該他の国債先物等清算参加者に<u>国債先</u> 物承継を行うことについて、あらかじめ合意す るものとする。
- 3 第1項に規定する<u>国債先物バックアップ受託者</u>の指定に係る届出は、当該指定を行おうとするクロスマージン利用者がクロスマージン承諾者を通じて、当社所定の届出書に当社が必要と認める書類を添付して、当社に対して提出することで行うものとする。
- 4 <u>国債先物バックアップ受託者</u>は、クロスマージン利用者との<u>国債先物承継</u>に係る合意に関し、クロスマージン承諾者を通じて、当社の定めるところにより当社に対して報告するものとする。

- 5 第1項の規定により指定を行った場合には、 クロスマージン利用者及び国債先物等バック アップ受託者は、第84条の5第1項の規定に より債権債務が成立した場合に、クロスマージ ン利用者と国債先物等バックアップ受託者が 合意するところに従い、円滑に国債先物清算約 定等に係る権利義務区で金利先物清算約定等 に係る権利義務につき国債先物等承継を行う ことが可能となるよう、当社の定めるところに より事前の体制整備に努めるものとする。
- 6 <u>国債先物等バックアップ受託者</u>の指定を取り消そうとする<u>国債先物等バックアップ受託</u> 者は、当該指定の取消しについて当該指定を行ったクロスマージン利用者と合意のうえ、クロスマージン承諾者を通じて、当社所定の申請書を当社に対して届け出るものとする。

## (債務負担による清算約定の成立)

第49条 当社は、適格金利スワップ取引の両当 事者である清算参加者から前条第1項の申込 みに係る通知を受領した場合には、その内容及 び当該適格金利スワップ取引が当社の定める 条件を満たすこと並びに当該清算参加者が当 社の定める方法により算出する証拠金(以下 「債務負担時所要証拠金」という。)を当社に 預託又は交付していること(以下これらの事項 を「債務負担要件」という。)を当社が定めると ころにより確認し、当社が債務負担要件の充足 を確認することができた場合には、当社が定め る時点をもって、債務負担の対象となった適格 金利スワップ取引の一方の当事者であった清 算参加者(以下本条において「清算参加者X」 という。) と当社の間に、当社の取引ポジショ ンを当該適格金利スワップ取引において清算 参加者Xの相手方当事者であった清算参加者 (以下本条において「清算参加者Y」という。) と同一とする金利スワップ取引が成立し、清算 参加者Yと当社の間に、当社の取引ポジション を清算参加者Xと同一とする金利スワップ取

- 5 第1項の規定により指定を行った場合には、 クロスマージン利用者及び国債先物バックア ップ受託者は、第84条の5第1項の規定によ り債権債務が成立した場合に、クロスマージン 利用者と国債先物バックアップ受託者が合意 するところに従い、円滑に国債先物清算約定等 に係る権利義務につき国債先物承継を行うこ とが可能となるよう、当社の定めるところによ り事前の体制整備に努めるものとする。
- 6 <u>国債先物バックアップ受託者</u>の指定を取り 消そうとする<u>国債先物バックアップ受託者</u>は、 当該指定の取消しについて当該指定を行った クロスマージン利用者と合意のうえ、クロスマ ージン承諾者を通じて、当社所定の申請書を当 社に対して届け出るものとする。

### (債務負担による清算約定の成立)

第49条 当社は、適格金利スワップ取引の両当 事者である清算参加者から前条第1項の申込 みに係る通知を受領した場合には、その内容及 び当該適格金利スワップ取引が当社の定める 条件を満たすこと並びに当該清算参加者が当 社の定める方法により算出する証拠金(以下 「債務負担時所要証拠金」という。)を当社に 預託又は交付していること(以下これらの事項 を「債務負担要件」という。)を当社が定めると ころにより確認するものとし、当社が債務負担 要件の充足を確認することができた場合には、 当社が定める時点をもって、債務負担の対象と なった適格金利スワップ取引の一方の当事者 であった清算参加者(以下本条において「清算 参加者 X | という。) と当社の間に、当社の取引 ポジションを当該適格金利スワップ取引にお いて清算参加者Xの相手方当事者であった清 算参加者(以下本条において「清算参加者Y」 という。)と同一とする金利スワップ取引が成 立し、清算参加者Yと当社の間に、当社の取引 ポジションを清算参加者Xと同一とする金利 引が成立する<u>ものとする</u>。ただし、債務負担要件のうち、債務負担時所要証拠金に足りる額が当社に預託又は交付されていない場合であっても、前条第1項の債務負担の申込みに係る通知を当社が受領した時点で、次の各号に掲げる基準を満たすときには、本項が規定する金利スワップ取引が成立するものとする。

(1) 当該申込みに係る適格金利スワップ取 引の想定元本が、当社が定める金額未満であ ること。

(2) <u>次のa又はbに掲げる区分に応じて、</u> 当該a又はbに定める基準を満たすこと。

a 当該申込みに係る自己取引口座 当該申込みをした清算参加者の自己取 引口座に係る債務負担時所要証拠金不足 額が、当社が定める上限額(次のbに定め る配賦がなされた場合には、配賦に伴う減 少後の額。以下「債務負担時所要証拠金不 足許容上限額」という。)以下であること。

b 当該申込みに係る委託取引口座 受託清算参加者が自己取引口座に係る 債務負担時所要証拠金不足許容上限額から当該申込みに係る委託取引口座に配賦 (受託清算参加者が当社が定める方法で 申告することにより、当該受託清算参加者 の自己取引口座に係る債務負担時所要証 拠金不足許容上限額を、当該委託取引口座 に配賦することをいう。)を行った場合で あって、当該委託取引口座に係る債務負担 時所要証拠金不足額(第84条の7第1項 の規定により、当該委託取引口座にカスタ マーバッファーを充当可能な場合は、当該 充当後の債務負担時所要証拠金不足額)が 当該配賦を受けた上限額以下であること。

(3) 清算参加者又は清算委託者の当初証拠 金預託額が、当該清算参加者の自己取引口座 又は当該清算委託者の委託取引口座に係る 当該申込みが行われた日の前当社営業日の 当初証拠金所要額又は当該申込みが行われ スワップ取引が成立する。

(新設)

(新設)

(新設)

た日の日中証拠金所要額以上であること。

(4) 当該申込みをした清算参加者が第32 条第1項の規定による信用状況に応じた当 初証拠金の割増措置の適用を受けていない こと。

### 2 (略)

3 第1項の場合において、当社が債務負担の申込みに係る通知を受領した時点で債務負担の申込みを行っている両当事者の清算参加者から債務負担時所要証拠金の預託又は交付を受けていることを確認することができない場合には、当社は、当該申込みについて、債務負担を行わないものとし、その旨を当該清算参加者に対して当社の定めるところにより速やかに通知するものとする。ただし、同項ただし書に規定する基準を満たす場合は、この限りではない。

 $4 \sim 6$  (略)

(清算参加者口座)

- 第59条 当社は、清算参加者ごとに、各清算参加者を当事者とする各清算約定に係る当初証拠金、変動証拠金、損益差金その他本業務方法書等に基づき、当該各清算約定について各清算参加者との間で授受される金銭等を管理するため、当該各清算約定及びクロスマージン制度の対象となった国債証券先物取引及び金利先物取引の建玉を記録する口座(以下「清算参加者口座」という。)を開設する。
- 2 清算参加者口座は、清算参加者の自己の計算による清算約定並びに当該清算参加者の計算によるクロスマージン制度の対象となった国債証券先物取引及び金利先物取引の建玉を記録する口座(以下「自己取引口座」という。)と清算委託者の計算による清算約定並びに当該清算委託者の計算によるクロスマージン制度の対象となった国債証券先物取引及び金利先物取引の建玉を清算受託契約ごとに記録する口座(以下「委託取引口座」という。)に区分す

(新設)

2 (略)

3 第1項の場合において、当社が債務負担の申込みに係る通知を受領した時点で債務負担の申込みを行っている両当事者の清算参加者から債務負担時所要証拠金の預託又は交付を受けていることを確認することができない場合には、当社は、当該申込みについて、債務負担を行わないものとし、その旨を当該清算参加者に対して当社の定めるところにより速やかに通知するものとする。

 $4 \sim 6$  (略)

(清算参加者口座)

- 第59条 当社は、清算参加者ごとに、各清算参加者を当事者とする各清算約定に係る当初証拠金、変動証拠金、損益差金その他本業務方法書等に基づき、当該各清算約定について各清算参加者との間で授受される金銭等を管理するため、当該各清算約定及びクロスマージン制度の対象となった国債証券先物取引の建玉を記録する口座(以下「清算参加者口座」という。)を開設する。
- 2 清算参加者口座は、清算参加者の自己の計算による清算約定<u>及び</u>当該清算参加者の計算によるクロスマージン制度の対象となった国債証券先物取引の建玉を記録する口座(以下「自己取引口座」という。)と清算委託者の計算による清算約定<u>及び</u>当該清算委託者の計算によるクロスマージン制度の対象となった国債証券先物取引の建玉を清算受託契約ごとに記録する口座(以下「委託取引口座」という。)に区分する。この場合、複数の清算委託者又は同一

る。この場合、複数の清算委託者又は同一の清 算委託者を当事者とする複数の清算受託契約 について同一の委託取引口座を設定すること はできない。

#### 3 • 4 (略)

- 5 前2項の規定により複数に区分する口座(以下「区分口座」という。)が設定された自己取引口座又は委託取引口座について、当社は、清算参加者の指定に従い、各区分口座に清算約定及びクロスマージン制度の対象となった国債証券先物取引及び金利先物取引の建玉を記録する。
- 6 各清算約定、クロスマージン制度の対象となった国債証券先物取引及び金利先物取引の建 玉、当初証拠金、変動証拠金及び損益差金に係る当社と清算参加者の間の債権債務及び当社と清算委託者の間の債権債務は、自己取引口座及び各委託取引口座ごとに生じるものとする。

### 7 (略)

## (清算取次口座)

第60条 受託清算参加者は、清算委託者との間で締結された清算受託契約ごとに、各清算受託契約に基づく清算委託取引の内容、当該清算委託者の計算によるクロスマージン制度の対象となった国債証券先物取引及び金利先物取引の建玉、当該清算委託取引に係る当初証拠金、委託当初証拠金、変動証拠金並びに損益差金その他当該各清算受託契約及び本業務方法書等に基づいて清算委託者との間で授受される金銭等を管理するための口座(以下「清算取次口座」という。)を開設する。

#### 2 (略)

3 各清算委託取引、清算委託者の計算によるクロスマージン制度の対象となった国債証券先物取引及び金利先物取引の建玉、当初証拠金、変動証拠金並びに損益差金に係る受託清算参加者と清算委託者の間の債権債務は、清算取次口座ごとに生じるものとする。

の清算委託者を当事者とする複数の清算受託 契約について同一の委託取引口座を設定する ことはできない。

#### 3 • 4 (略)

- 5 前2項の規定により複数に区分する口座(以下「区分口座」という。)が設定された自己取引口座又は委託取引口座について、当社は、清算参加者の指定に従い、各区分口座に清算約定及びクロスマージン制度の対象となった国債証券先物取引の建玉を記録する。
- 6 各清算約定、クロスマージン制度の対象となった国債証券先物取引の建玉、当初証拠金、変動証拠金及び損益差金に係る当社と清算参加者の間の債権債務及び当社と清算委託者の間の債権債務は、自己取引口座及び各委託取引口座ごとに生じるものとする。

#### 7 (略)

## (清算取次口座)

第60条 受託清算参加者は、清算委託者との間で締結された清算受託契約ごとに、各清算受託契約に基づく清算委託取引の内容、当該清算委託者の計算によるクロスマージン制度の対象となった国債証券先物取引の建玉、当該清算委託取引に係る当初証拠金、委託当初証拠金、変動証拠金、損益差金その他当該各清算受託契約並びに本業務方法書等に基づいて清算委託者との間で授受される金銭等を管理するための口座(以下「清算取次口座」という。)を開設する。

#### 2 (略)

3 各清算委託取引、清算委託者の計算によるクロスマージン制度の対象となった国債証券先物取引の建玉、当初証拠金、変動証拠金及び損益差金に係る受託清算参加者と清算委託者の間の債権債務は、清算取次口座ごとに生じるものとする。

(証拠金の目的)

第61条 証拠金は、次の各号に掲げる証拠金の 区分に応じて、当該各号に掲げる債務(次項に おいて「被担保債務」という。)を担保する目的 で、本業務方法書等並びに清算受託契約の定め るところにより、当社、清算参加者及び清算委 託者の間で授受されるものとする。

## (1) 当初証拠金

清算参加者が清算約定に関して当社に対して負担する債務(当該清算約定の終了に伴って生じる債務を含む。)及び清算参加者口座に記録されたクロスマージン対象金利先物清算約定区関して当社に対して負担する債務並びに清算委託者が清算委託取引に関して受託清算参加者に対して負担する債務を含む。)及び当該清算委託者のために設定された委託取引口座に記録されたクロスマージン対象国債先物清算約定及びクロスマージン対象金利先物清算約定区関して受託清算参加者に対して負担する債務

## (2) 委託当初証拠金

清算委託者が清算委託取引に関して受託 清算参加者に対して負担する債務(当該清算 委託取引の終了に伴って生じる債務を含 む。)並びに当該清算委託者のために設定さ れた委託取引口座に記録されたクロスマー ジン対象国債先物清算約定及びクロスマー ジン対象金利先物清算約定に関して受託清 算参加者に対して負担する債務

 $(3) \sim (5)$  (略)

2 · 3 (略)

(当初証拠金の預託義務)

第63条 清算参加者及び清算委託者は、次の各 号に掲げる清算約定の区分に応じて、当該各号 に定めるところにより、当社に対して当初証拠 (証拠金の目的)

第61条 証拠金は、次の各号に掲げる証拠金の 区分に応じて、当該各号に掲げる債務(次項に おいて「被担保債務」という。)を担保する目的 で、本業務方法書等並びに清算受託契約の定め るところにより、当社、清算参加者及び清算委 託者の間で授受されるものとする。

#### (1) 当初証拠金

清算参加者が清算約定に関して当社に対して負担する債務(当該清算約定の終了に伴って生じる債務を含む。)及び清算参加者口座に記録されたクロスマージン対象国債先物清算約定に関して当社に対して負担する債務並びに清算委託者が清算委託取引に関して受託清算参加者に対して負担する債務(当該清算委託取引の終了に伴って生じる債務を含む。)及び当該清算委託者のために設定された委託取引口座に記録されたクロスマージン対象国債先物清算約定に関して受託清算参加者に対して負担する債務

### (2) 委託当初証拠金

清算委託者が清算委託取引に関して受託 清算参加者に対して負担する債務(当該清算 委託取引の終了に伴って生じる債務を含 む。)及び当該清算委託者のために設定され た委託取引口座に記録されたクロスマージ ン対象国債先物清算約定に関して受託清算 参加者に対して負担する債務

 $(3) \sim (5)$  (略)

2·3 (略)

(当初証拠金の預託義務)

第63条 清算参加者及び清算委託者は、次の各 号に掲げる清算約定の区分に応じて、当該各号 に定めるところにより、当社に対して当初証拠 金(日中証拠金を除く。以下本条から第66条までにおいて同じ。)を預託する義務を負う。

- (1) (略)
- (2) 清算約定(委託分)

 $a \sim c$  (略)

d 第84条の7第1項<u>及び第2項</u>の規定 により委託取引口座にカスタマーバッフ ァーが充当されている場合には、当該充当 額を、当該清算委託者が当社に預託すべき 当初証拠金所要額から控除する。

## (日中証拠金の預託義務)

- 第67条 清算参加者及び清算委託者は、次の各 号に掲げる清算約定の区分に応じて、当該各号 に定めるところにより、当社に対して日中証拠 金を預託する義務を負う。
  - (1) (略)
  - (2) 清算約定(委託分)

 $a \sim c$  (略)

d 第84条の7第1項<u>及び第2項</u>の規定 により委託取引口座にカスタマーバッフ ァーが充当されている場合には、当該充当 額を、当該清算委託者が当社に預託すべき 日中証拠金所要額から控除する。

## (当初証拠金の返還請求権)

- 第76条 清算参加者及び清算委託者は、次の各 号に掲げる当初証拠金の区分に応じ、当該各号 に定めるところにより当社に対する当初証拠 金の返還請求権を有する。
  - (1) 清算約定(委託分)に係る当初証拠金 a 清算委託者は、当該清算委託者が当社に 預託した清算約定(委託分)(当該清算委 託者が受託清算参加者との間で締結した 清算受託契約に基づく有価証券等清算取 次ぎの委託により成立するものに限る。以 下本号において同じ。)に係る当初証拠金 の額及び当該受託清算参加者が当該清算 約定(委託分)に関して当社に預託した差

金(日中証拠金を除く。以下本条から第66条までにおいて同じ。)を預託する義務を負う。

- (1) (略)
- (2) 清算約定(委託分)

 $a \sim c$  (略)

d 第84条の7第1項の規定により委託 取引口座にカスタマーバッファーが充当 されている場合には、当該充当額を、当該 清算委託者が当社に預託すべき当初証拠 金所要額から控除する。

## (日中証拠金の預託義務)

- 第67条 清算参加者及び清算委託者は、次の各 号に掲げる清算約定の区分に応じて、当該各号 に定めるところにより、当社に対して日中証拠 金を預託する義務を負う。
  - (1) (略)
  - (2) 清算約定(委託分)

 $a \sim c$  (略)

d 第84条の7第1項の規定により委託 取引口座にカスタマーバッファーが充当 されている場合には、当該充当額を、当該 清算委託者が当社に預託すべき日中証拠 金所要額から控除する。

## (当初証拠金の返還請求権)

- 第76条 清算参加者及び清算委託者は、次の各 号に掲げる当初証拠金の区分に応じ、当該各号 に定めるところにより当社に対する当初証拠 金の返還請求権を有する。
  - (1) 清算約定(委託分)に係る当初証拠金
    - a 清算委託者は、当該清算委託者が当社に 預託した清算約定(委託分)(当該清算委 託者が受託清算参加者との間で締結した 清算受託契約に基づく有価証券等清算取 次ぎの委託により成立するものに限る。以 下本号において同じ。)に係る当初証拠金 の額及び当該受託清算参加者が当該清算 約定(委託分)に関して当社に預託した差

換当初証拠金の額の合計額から当該清算 参加者が当該清算約定(委託分)に関して 当社に対して負担する未履行債務(当該清 算参加者の破綻等その他の事由による当 該清算約定(委託分)の処理に伴って生じ る債務のうち未履行であるものを含む。以 下本号において同じ。)の額(第99条の 2第2項の規定により負担する債務の額 を除く。)並びに当該清算参加者が当該清 算委託者のために設定された委託取引口 座に記録されたクロスマージン対象国債 先物清算約定及びクロスマージン対象金 利先物清算約定に関して当社に対して負 担する未履行債務の額を控除した額の範 囲内で、当該清算委託者が当社に預託した 当該清算約定(委託分)に係る当初証拠金 の額及び当該受託清算参加者が当該清算 約定(委託分)に関して当社に預託した差 換当初証拠金の額のうち当該清算委託者 が当該受託清算参加者に預託した清算委 託取引(当該清算受託契約に基づく有価証 券等清算取次ぎの委託により成立するも のに限る。) に係る委託当初証拠金の額の 合計額から、当該清算委託者が当該清算委 託取引に関して当該受託清算参加者に対 して負担する未履行債務(当該清算委託取 引の終了に伴って生じる債務のうち未履 行であるものを含む。) の額並びに当該清 算委託者が当該清算委託者のために設定 された委託取引口座に記録されたクロス マージン対象国債先物清算約定及びクロ スマージン対象金利先物清算約定に関し て当該受託清算参加者に対して負担する 未履行債務の額を控除した額に相当する 部分について、当初証拠金の返還請求権を 有する。

b 清算参加者は、当該清算参加者と清算受 託契約を締結している前 a に規定する清 算委託者が当社に預託した清算約定(委託 換当初証拠金の額の合計額から当該清算 参加者が当該清算約定(委託分)に関して 当社に対して負担する未履行債務(当該清 算参加者の破綻等その他の事由による当 該清算約定 (委託分) の処理に伴って生じ る債務のうち未履行であるものを含む。以 下本号において同じ。)の額(第99条の 2第2項の規定により負担する債務の額 を除く。)及び当該清算参加者が当該清算 委託者のために設定された委託取引口座 に記録されたクロスマージン対象国債先 物清算約定に関して当社に対して負担す る未履行債務の額を控除した額の範囲内 で、当該清算委託者が当社に預託した当該 清算約定(委託分)に係る当初証拠金の額 及び当該受託清算参加者が当該清算約定 (委託分)に関して当社に預託した差換当 初証拠金の額のうち当該清算委託者が当 該受託清算参加者に預託した清算委託取 引(当該清算受託契約に基づく有価証券等 清算取次ぎの委託により成立するものに 限る。) に係る委託当初証拠金の額の合計 額から、当該清算委託者が当該清算委託取 引に関して当該受託清算参加者に対して 負担する未履行債務(当該清算委託取引の 終了に伴って生じる債務のうち未履行で あるものを含む。) の額及び当該清算委託 者が当該清算委託者のために設定された 委託取引口座に記録されたクロスマージ ン対象国債先物清算約定に関して当該受 託清算参加者に対して負担する未履行債 務の額を控除した額に相当する部分につ いて、当初証拠金の返還請求権を有する。

b 清算参加者は、当該清算参加者と清算受 託契約を締結している前 a に規定する清 算委託者が当社に預託した清算約定(委託 分)に係る当初証拠金及び当該清算参加者 が当該清算約定(委託分)に関して当社に 預託した差換当初証拠金の合計額から、当 該清算参加者が当該清算約定(委託分)に 関して当社に対して負担する未履行債務 の額、当該清算参加者が当該清算委託者の ために設定された委託取引口座に記録さ れたクロスマージン対象国債先物清算約 定及びクロスマージン対象金利先物清算 約定に関して当社に対して負担する未履 行債務の額並びに当該清算委託者が当初 証拠金の返還請求権を有する額の合計額 を控除した額に相当する部分について、当 初証拠金の返還請求権を有する。

(2) 清算約定(自己分)に係る当初証拠金 清算参加者は、当該清算参加者が当社に預 託した当初証拠金の額から当該清算参加者 が清算約定(自己分)に関して当社に対して 負担する未履行債務(当該清算参加者の破綻 等その他の事由による清算約定(自己分)の 処理に伴って当社に対して負担する債務の うち未履行であるものを含む。)の額並びに 当該清算参加者が自己取引口座に記録され たクロスマージン対象国債先物清算約定区 関して当社に対して負担する未履行債務の 額を控除した額に相当する部分について、当 初証拠金の返還請求権を有する。

#### (3) カスタマーバッファー

清算参加者は、カスタマーバッファー未充 当残高について、当初証拠金の返還請求権を 有する。ただし、第84条の7<u>第4項</u>の定め るところにより、委託取引口座へのカスタマ ーバッファーの充当状態が解消された場合 において、当該清算委託者が当初証拠金所要 額の不足額を預託又は交付するまでの間は、 清算参加者は、充当されていたカスタマーバ ッファーの額について、返還請求権を有しな い。 分)に係る当初証拠金及び当該清算参加者 が当該清算約定(委託分)に関して当社に 預託した差換当初証拠金の合計額から、当 該清算参加者が当該清算約定(委託分)に 関して当社に対して負担する未履行債務 の額、当該清算参加者が当該清算委託者の ために設定された委託取引口座に記録さ れたクロスマージン対象国債先物清算約 定に関して当社に対して負担する未履行 債務の額及び当該清算委託者が当初証拠 金の返還請求権を有する額の合計額を控 除した額に相当する部分について、当初証 拠金の返還請求権を有する。

(2) 清算約定(自己分)に係る当初証拠金 清算参加者は、当該清算参加者が当社に預 託した当初証拠金の額から当該清算参加者 が清算約定(自己分)に関して当社に対して 負担する未履行債務(当該清算参加者の破綻 等その他の事由による清算約定(自己分)の 処理に伴って当社に対して負担する債務の うち未履行であるものを含む。)の額及び当 該清算参加者が自己取引口座に記録された クロスマージン対象国債先物清算約定に関 して当社に対して負担する未履行債務の額 を控除した額に相当する部分について、当初 証拠金の返還請求権を有する。

#### (3) カスタマーバッファー

清算参加者は、カスタマーバッファー未充 当残高について、当初証拠金の返還請求権を 有する。ただし、第84条の7<u>第2項</u>の定め るところにより、委託取引口座へのカスタマ ーバッファーの充当状態が解消された場合 において、当該清算委託者が当初証拠金所要 額の不足額を預託又は交付するまでの間は、 清算参加者は、充当されていたカスタマーバ ッファーの額について、返還請求権を有しない。  $2 \sim 5$  (略)

(クロスマージン更新差金)

第77条の2 当社及び清算参加者は、第84条の5第1項の規定により債権債務が成立した場合には、クロスマージン対象国債先物清算約定及びクロスマージン対象金利先物清算約定に係る証券取引等業務方法書第73条の9及び証券取引等業務方法書第73条の9の2に規定する差額に相当する金銭(以下「クロスマージン更新差金」という。)を当該差額が生じた日の翌当社営業日に授受する。

2 • 3 (略)

(クロスマージンの承諾)

第84条の4 (略)

2 (略)

3 当社は、前項の規定により承諾の通知が当社 に到達した場合、当社が定める要件を満たすと きに、当該承諾の通知の対象である国債証券先 物取引及び金利先物取引の建玉を、当該申請に 係るクロスマージン利用者が清算参加者であ る場合にはその自己取引口座に、清算委託者で ある場合には、当該清算委託者のために設定さ れた委託取引口座にそれぞれ記録する。

4 (略)

(クロスマージン対象国債先物清算約定<u>及び</u> クロスマージン対象金利先物清算約定に係 る債権債務と同一内容の債権債務の発生)

第84条の5 証券取引等業務方法書第73条 の15の4第1項の規定により、クロスマージン申請者と当社との間のクロスマージン対象 国債先物清算約定及びクロスマージン対象金 利先物清算約定に係る債権債務が消滅する場合には、当該クロスマージン対象国債先物清算約定 及びクロスマージン対象国債先物清算約定及びクロスマージン対象金利先物清算約定の建玉が記録されている清算参加者口座に係る清算参加者と当社との間で、当社の定める  $2 \sim 5$  (略)

(クロスマージン更新差金)

第77条の2 当社及び清算参加者は、第84条 の5第1項の規定により債権債務が成立した 場合には、クロスマージン対象国債先物清算約 定に係る証券取引等業務方法書第73条の9 に規定する差額に相当する金銭(以下「クロス マージン更新差金」という。)を当該差額が生 じた日の翌当社営業日に授受する。

2 • 3 (略)

(クロスマージンの承諾)

第84条の4 (略)

2 (略)

3 当社は、前項の規定により承諾の通知が当社 に到達した場合、当社が定める要件を満たすと きに、当該承諾の通知の対象である国債証券先 物取引の建玉を、当該申請に係るクロスマージ ン利用者が清算参加者である場合にはその自 己取引口座に、清算委託者である場合には、当 該清算委託者のために設定された委託取引口 座にそれぞれ記録する。

4 (略)

(クロスマージン対象国債先物清算約定に係 る債権債務と同一内容の債権債務の発生)

第84条の5 証券取引等業務方法書第73条 の15の4第1項の規定により、クロスマージ ン申請者と当社との間のクロスマージン対象 国債先物清算約定に係る債権債務が消滅する 場合には、当該クロスマージン対象国債先物清 算約定の建玉が記録されている清算参加者口 座に係る清算参加者と当社との間で、当社の定 めるところにより、当該債権債務と同一内容の 債権債務が成立する。 ところにより、当該債権債務と同一内容の債権 債務が成立する。

- 2 前項のクロスマージン対象国債先物清算約 定及びクロスマージン対象金利先物清算約定 がその建玉が委託取引口座に記録されている ものである場合には、前項の規定による債権債 務の成立と同時に、当該委託取引口座に係る清 算委託者とその受託清算参加者との間で、前項 の規定により成立した債権債務が当該清算委 託者及びその受託清算参加者間の清算受託契 約に基づく個別の有価証券等清算取次ぎの委 託により成立したものと仮定したときに当該 委託により成立することとなる清算委託取引 と同一の経済的効果を有する法律関係が成立 する。
- 3 (略)

(カスタマーバッファーの利用の申告)

第84条の6 (略)

- 2 (略)
- 3 受託清算参加者は、カスタマーバッファーの 利用を認める清算委託者について、日中証拠金 の不足をカスタマーバッファー利用の対象に 含める場合には、当社が定める方法により、あ らかじめ当社にその旨を申告するものとする。
- 4 受託清算参加者は、当社が定める方法により、前項の申告を取り下げることができる。

(カスタマーバッファーの利用)

第84条の7 清算委託者が、第54条又は第5 4条の2に規定するところにより有価証券等 清算取次ぎの委託を行った場合において、債務 負担時所要証拠金に足りる額が当社に預託又 は交付されていないときであって、債務負担時 所要証拠金不足額から新規債務負担時カスタ マーバッファー利用可能額に当たる額を控除 した額が、第49条第1項第2号bに規定する 上限額以下であるときには、当社の定めるとこ ろにより、債務負担時所要証拠金不足額に当た 2 前項のクロスマージン対象国債先物清算約 定がその建玉が委託取引口座に記録されているものである場合には、前項の規定による債権 債務の成立と同時に、当該委託取引口座に係る 清算委託者とその受託清算参加者との間で、前 項の規定により成立した債権債務が当該清算 委託者及びその受託清算参加者間の清算受託 契約に基づく個別の有価証券等清算取次ぎの 委託により成立したものと仮定したときに当 該委託により成立することとなる清算委託取 引と同一の経済的効果を有する法律関係が成 立する。

3 (略)

(カスタマーバッファーの利用の申告)

第84条の6 (略)

2 (略)

(新設)

(新設)

(カスタマーバッファーの利用)

第84条の7 清算委託者が、第54条又は第5 4条の2に規定するところにより有価証券等 清算取次ぎの委託を行った場合において、債務 負担時所要証拠金に足りる額が当社に預託又 は交付されていないときには、当社の定めると ころにより、当該不足額(以下本条において「債 務負担時所要証拠金不足額」という。) に当た る額のカスタマーバッファーが当該清算委託 者に係る委託取引口座に自動的に充当され、当 社は、当該充当されたカスタマーバッファーの る額 (新規債務負担時カスタマーバッファー利用可能額が債務負担時所要証拠金不足額を下回る場合にあっては新規債務負担時カスタマーバッファー利用可能額に当たる額) のカスタマーバッファーが当該清算委託者に係る委託取引口座に自動的に充当され、当社は、当該充当されたカスタマーバッファーの額を預託額に含めて債務負担要件の充足を確認するものとする。

- 2 清算委託者の日中証拠金所要額に足りる額が当社に預託又は交付されていないときであって、当該不足額(以下本条において「日中証拠金不足額」という。)が日中証拠金算出時カスタマーバッファー利用可能額以下であるときには、当社の定めるところにより、日中証拠金不足額に当たる額のカスタマーバッファーが当該清算委託者に係る委託取引口座に自動的に充当され、日中証拠金の不足が解消するものとする。
- 3 前2項に規定するところにより委託取引口 座に充当されたカスタマーバッファーについ て、当社が定める時点の清算委託者の当初証拠 金預託額と当該委託取引口座に充当されたカ スタマーバッファーの合計額が、当該清算委託 者の、充当されたカスタマーバッファーを考慮 しない日中証拠金所要額又は債務負担時所要 証拠金に相当する額として当社が定める額を 上回る場合には、充当されたカスタマーバッフ アーのうち、当該超過額に当たる額(当該清算 委託者の日中証拠金所要額又は債務負担時所 要証拠金に相当する額として当社が定める額 が、当該清算委託者の当初証拠金預託額を下回 る場合には、当該委託取引口座に充当されたカ <u>スタマーバッファーの額)について、当該委託</u> 取引口座への充当を解消するものとする。
- 4 第1項及び第2項に定めるところにより委託取引口座に充当されたカスタマーバッファーは、当社営業日ごとに、当社が定める時点で、委託取引口座への充当を解消するものとする。

額を預託額に含めて債務負担要件の充足を確認するものとする。<u>ただし、債務負担時所要証</u> <u>拠金不足額が、カスタマーバッファー利用可能</u> 額を上回るときはこの限りでない。

(新設)

(新設)

2 前項に定めるところにより委託取引口座に 充当されたカスタマーバッファーは、当社営業 日ごとに、当社が定める時点で、委託取引口座 への充当を解消するものとする。 5 (略)

(清算約定の強制解約)

第91条 (略)

 $2 \sim 4$  (略)

5 第1項の規定にかかわらず、破綻清算参加者 の清算参加者口座にクロスマージン対象国債 先物清算約定<u>又はクロスマージン対象金利先</u> 物清算約定が記録されている場合には、破綻処 理清算約定は、当社又は破綻清算参加者から別 段の意思表示を要することなく、第84条の5 第1項の規定により当該破綻清算参加者と当 社との間に債権債務が成立することをもって、 これと同時に当然に終了する。

(クロスマージン処分取引の実施)

- 第93条の2 当社は、第84条の5第1項の規定により債権債務が成立した場合には、金利スワップ破綻管理委員会の助言に基づき、同条に規定するクロスマージン対象国債先物清算約定又はクロスマージン対象金利先物清算約定について、証券取引等業務方法書第73条の15の4第2項に規定する転売又は買戻しその他必要と認める整理を任意の国債先物等清算参加者をして行わせることができる。
- 2 当社は、前項のクロスマージン対象国債先物 清算約定又はクロスマージン対象金利先物清 算約定の規模や相場の状況その他の事由を勘 案して、当該クロスマージン対象国債先物清算 約定又はクロスマージン対象金利先物清算約 定の決済により当社に生じ得る損失の全部又 は一部を回避するため、金利スワップ破綻管理 委員会の助言に基づき、前項の規定によるクロ スマージン対象国債先物清算約定又はクロス マージン対象金利先物清算約定の決済に合わ せて当社が規則で定めるところにより、金利ス ワップ取引(以下「クロスマージン処分取引」 という。)を行うことができる。

 $3 \sim 5$  (略)

<u>3</u> (略)

(清算約定の強制解約)

第91条 (略)

 $2 \sim 4$  (略)

5 第1項の規定にかかわらず、破綻清算参加者 の清算参加者口座にクロスマージン対象国債 先物清算約定が記録されている場合には、破綻 処理清算約定は、当社又は破綻清算参加者から 別段の意思表示を要することなく、第84条の 5第1項の規定により当該破綻清算参加者と 当社との間に債権債務が成立することをもっ て、これと同時に当然に終了する。

(クロスマージン処分取引の実施)

- 第93条の2 当社は、第84条の5第1項の規定により債権債務が成立した場合には、金利スワップ破綻管理委員会の助言に基づき、同条に規定するクロスマージン対象国債先物清算約定について、証券取引等業務方法書第73条の15の4第2項に規定する転売又は買戻しその他必要と認める整理を任意の国債先物等清算参加者をして行わせることができる。
- 2 当社は、前項のクロスマージン対象国債先物 清算約定の規模や相場の状況その他の事由を 勘案して、当該クロスマージン対象国債先物清 算約定の決済により当社に生じ得る損失の全 部又は一部を回避するため、金利スワップ破綻 管理委員会の助言に基づき、前項の規定による クロスマージン対象国債先物清算約定の決済 に合わせて当社が規則で定めるところにより、 金利スワップ取引(以下「クロスマージン処分 取引」という。)を行うことができる。

 $3 \sim 5$  (略)

6 第4項のクロスマージン処分取引が、清算参加者の委託取引口座に記録されているクロスマージン対象国債先物清算約定又はクロスマージン対象金利先物清算約定を対象として行われた場合であって、当該委託取引口座に係る清算委託者の清算委託取引が終了していないときには、第4項の金利スワップ取引は、当該清算委託者の当該清算参加者に対する有価証券等清算取次ぎの委託により成立した清算約定(委託分)と、当該金利スワップ取引に係る清算参加者と清算委託者との間の法律関係は、当該清算約定(委託分)に係る清算委託取引と、それぞれみなす。

7 (略)

(クロスマージン承諾者破綻時における清算 約定(委託分)等の承継)

第94条の2 (略)

2 (略)

3 前2項に規定するクロスマージン利用者による清算約定(委託分)等の承継は、クロスマージン利用者が国債先物等承継清算参加者(当該クロスマージン利用者が国債証券先物取引又は金利先物取引を国債先物等非清算参加者に委託している場合には、当該国債先物等非清算参加者を含む。)との間で国債先物等承継を行うことについて合意し、国債先物等承継を参加者を経由して当社所定の国債先物等承継申込書を当社に届け出ていることを条件に行うことができる。

(クロスマージン承諾者破綻時等における国 債先物清算約定等に係る権利義務<u>及び金利</u> <u>先物等清算約定等に係る権利義務</u>の<u>国債先</u> 物等承継)

第94条の3 クロスマージン利用者のうち第 2条第1項<u>第13号の9</u>bからdまでに掲げ る者は、第84条の5第1項の規定により債権 債務が成立した場合(当該クロスマージン利用 6 第4項のクロスマージン処分取引が、清算参加者の委託取引口座に記録されているクロスマージン対象国債先物清算約定を対象として行われた場合であって、当該委託取引口座に係る清算委託者の清算委託取引が終了していないときには、第4項の金利スワップ取引は、当該清算委託者の当該清算参加者に対する有価証券等清算取次ぎの委託により成立した清算約定(委託分)と、当該金利スワップ取引に係る清算参加者と清算委託者との間の法律関係は、当該清算約定(委託分)に係る清算委託取引と、それぞれみなす。

7 (略)

(クロスマージン承諾者破綻時における清算 約定(委託分)等の承継)

第94条の2 (略)

2 (略)

3 前2項に規定するクロスマージン利用者による清算約定(委託分)等の承継は、クロスマージン利用者が国債先物承継清算参加者(当該クロスマージン利用者が国債証券先物取引を国債先物等非清算参加者に委託している場合には、当該国債先物等非清算参加者を含む。)との間で国債先物承継を行うことについて合意し、国債先物承継清算参加者を経由して当社所定の国債先物承継申込書を当社に届け出ていることを条件に行うことができる。

(クロスマージン承諾者破綻時等における国 債先物清算約定等に係る権利義務の<u>国債先</u> 物承継)

第94条の3 クロスマージン利用者のうち第 2条第1項<u>第13号の8</u>bからdまでに掲げ る者は、第84条の5第1項の規定により債権 債務が成立した場合(当該クロスマージン利用 者が、指定市場開設者が定める先物・オプショ ン取引口座設定約諾書若しくはクロスマージ ン申請者との間で締結した国債先物等清算受 託契約書の定めるところにより、当然に期限の 利益を喪失したとき又は指定市場開設者から 支払不能若しくは支払不能となるおそれがあ ると認められたことにより市場デリバティブ 取引の有価証券等清算取次ぎの委託の停止の 処置を受けたときを除く。)には、当社が規則 で定める期間内に限り、国債先物等承継清算参 加者を経由して当社に当社所定の国債先物等 承継申込書を交付することにより、当該債権債 務及び同条第2項に規定する法律関係に対応 する次に掲げる権利義務につき一括して国債 先物等承継清算参加者に国債先物等承継を行 うことができる。

 $(1) \cdot (2)$  (略)

- 2 クロスマージン利用者は、前項の規定により 当社に対して同項の権利義務につき<u>国債先物</u> 等承継の申込みをする場合には、あらかじめ、 <u>国債先物等承継清算参加者</u>に対して当該<u>国債</u> <u>先物等承継</u>の申込みをし、その承諾(当該クロ スマージン利用者が国債証券先物取引<u>又は金</u> 利先物取引を国債先物等非清算参加者に委託 している場合には、当該国債先物等非清算参加 者の合意を含む。)を得なければならない。
- 3 国債先物等承継清算参加者は、前項の国債先物等承継の承諾をし、かつ当該国債先物等承継に係るクロスマージン利用者から国債先物等承継に係るクロスマージン利用者から国債先物等承継申込書の交付を受けた場合には、第1項の期間内に、当社に対して、当該国債先物等承継申込書(国債先物等承継清算参加者が当該国債先物等承継の申込みを受けた旨及び当該承諾をした旨(当該クロスマージン利用者が国債証券先物取引又は金利先物取引を国債先物等非清算参加者に委託している場合には、当該国債先物等非清算参加者が合意した旨を含む。)、当該クロスマージン利用者が当社に国債先物等承継の申込みをする旨並びに国債先物等承継

者が、指定市場開設者が定める先物・オプショ ン取引口座設定約諾書若しくはクロスマージ ン申請者との間で締結した国債先物等清算受 託契約書の定めるところにより、当然に期限の 利益を喪失したとき又は指定市場開設者から 支払不能若しくは支払不能となるおそれがあ ると認められたことにより市場デリバティブ 取引の有価証券等清算取次ぎの委託の停止の 処置を受けたときを除く。)には、当社が規則 で定める期間内に限り、国債先物承継清算参加 者を経由して当社に当社所定の国債先物承継 申込書を交付することにより、当該債権債務及 び同条第2項に規定する法律関係に対応する 次に掲げる権利義務につき一括して国債先物 承継清算参加者に国債先物承継を行うことが できる。

 $(1) \cdot (2)$  (略)

- 2 クロスマージン利用者は、前項の規定により 当社に対して同項の権利義務につき<u>国債先物</u> <u>承継</u>の申込みをする場合には、あらかじめ、<u>国</u> <u>債先物承継清算参加者</u>に対して当該<u>国債先物</u> <u>承継</u>の申込みをし、その承諾(当該クロスマー ジン利用者が国債証券先物取引を国債先物等 非清算参加者に委託している場合には、当該国 債先物等非清算参加者の合意を含む。)を得な ければならない。
- 3 国債先物承継清算参加者は、前項の国債先物 承継の承諾をし、かつ当該国債先物承継に係る クロスマージン利用者から国債先物承継申込 書の交付を受けた場合には、第1項の期間内 に、当社に対して、当該国債先物承継申込書(国 債先物承継清算参加者が当該国債先物承継の 申込みを受けた旨及び当該承諾をした旨(当該 クロスマージン利用者が国債証券先物取引を 国債先物等非清算参加者に委託している場合 には、当該国債先物等非清算参加者が合意した 旨を含む。)、当該クロスマージン利用者が当社 に国債先物承継の申込みをする旨並びに国債 先物承継清算参加者が当社に国債先物承継の

清算参加者が当社に<u>国債先物等承継</u>の申込みをする旨が記載されていることを要する。)を 提出しなければならない。

4 当社は、前項の規定により<u>国債先物等承継</u>の 申込みを受領した場合であって、次の各号に掲 げるときは、当該各号に定める内容を条件とし て、当該<u>国債先物等承継</u>の申込みを承諾するこ ととする。

## (1) (略)

(2) クロスマージン承諾者の破綻等以外の 理由により第84条の5第1項に規定する 債権債務が成立したとき

当社が当該<u>国債先物等承継</u>の申込みの行われた日の午後4時において当該<u>国債先物等承継</u>が行われたと仮定して第64条及び第65条の規定に基づき算出した当初証拠金の額を、当該日の午後4時までに当該クロスマージン承諾者が当社に対して預託したこと

- 5 当社が前項の規定による承諾を行った場合、 次に定めるところにより<u>クロスマージン</u>対象 国債先物清算約定<u>及びクロスマージン対象金</u> 利先物清算約定の決済及び<u>国債先物等承継</u>が 行われるものとする。
  - (1) 国債先物等承継日に、次のaからcまでに掲げる場合には、当該aからcまでに定める者の間において第1項各号の権利義務が発生する。
    - a クロスマージン利用者が第2条第1項 第13号の9bに掲げる者である場合

当社、<u>国債先物等承継清算参加者</u>及び当該<u>国債先物等承継清算参加者</u>に国債証券 先物取引<u>又は金利先物取引</u>を委託する当 該承諾に係る顧客

b クロスマージン利用者が第2条第1項 第13号の9cに掲げる者である場合

当社、<u>国債先物等承継清算参加者</u>及び当該<u>国債先物等承継清算参加者</u>に国債証券 先物取引又は金利先物取引に係る有価証 申込みをする旨が記載されていることを要する。)を提出しなければならない。

4 当社は、前項の規定により<u>国債先物承継</u>の申込みを受領した場合であって、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める内容を条件として、当該<u>国債先物承継</u>の申込みを承諾することとする。

#### (1) (略)

(2) クロスマージン承諾者の破綻等以外の 理由により第84条の5第1項に規定する 債権債務が成立したとき

当社が当該<u>国債先物承継</u>の申込みの行われた日の午後4時において当該<u>国債先物承継</u>が行われたと仮定して第64条及び第65条の規定に基づき算出した当初証拠金の額を、当該日の午後4時までに当該クロスマージン承諾者が当社に対して預託したこと

- 5 当社が前項の規定による承諾を行った場合、 次に定めるところにより対象国債先物清算約 定の決済及び<u>国債先物承継</u>が行われるものと する。
  - (1) <u>国債先物承継日</u>に、次のaからcまでに掲げる場合には、当該aからcまでに定める者の間において第1項各号の権利義務が発生する。
  - a クロスマージン利用者が第2条第1項 第13号の8bに掲げる者である場合

当社、<u>国債先物承継清算参加者</u>及び当該 <u>国債先物承継清算参加者</u>に国債証券先物 取引を委託する当該承諾に係る顧客

b クロスマージン利用者が第2条第1項 第13号の8cに掲げる者である場合

当社、<u>国債先物承継清算参加者</u>及び当該 <u>国債先物承継清算参加者</u>に国債証券先物 取引に係る有価証券等清算取次ぎを委託 券等清算取次ぎを委託する当該承諾に係 る国債先物等非清算参加者

c クロスマージン利用者が第2条第1項 第13号の9dに掲げる者である場合

当社、<u>国債先物等承継清算参加者</u>、当該 <u>国債先物等承継清算参加者</u>に国債証券先 物取引<u>又は金利先物取引</u>に係る有価証券 等清算取次ぎを委託する国債先物等非清 算参加者及び当該国債先物等非清算参加 者に国債証券先物取引<u>又は金利先物取引</u> を委託する当該承諾に係る顧客

- (2) 前号の規定により発生する権利義務は、次のaからcまでに掲げるものとみなす。
  - a 前号 a に定める者の間においては、当該 承諾に係る顧客の<u>国債先物等承継清算参</u>加者に対する国債証券先物取引又は金利 先物取引の委託に基づき、当該<u>国債先物等</u> 承継清算参加者が国債先物等承継の時点 で成立させた国債先物清算約定及びその 国債証券先物取引の委託に係る権利義務 又は金利先物清算約定及びその金利先物 取引の委託に係る権利義務
- b 前号 b に定める者の間においては、当該 承諾に係る国債先物等非清算参加者の国 債先物等承継清算参加者に対する国債証 券先物取引又は金利先物取引に係る有価 証券等清算取次ぎの委託に基づき、当該国 債先物等承継清算参加者が国債先物等承 継の時点で成立させた国債先物清算約定 及びその国債証券先物取引に係る有価証 券等清算取次ぎの委託に係る権利義務又 は金利先物清算約定及びその金利先物取 引の委託に係る権利義務
- c 前号 c に定める者の間においては、当該 承諾に係る顧客の国債先物等非清算参加 者に対する国債証券先物取引又は金利先 物取引の委託及び当該国債先物等非清算 参加者の国債先物等承継清算参加者に対

する当該承諾に係る国債先物等非清算参加者

c クロスマージン利用者が第2条第1項 第13号の8dに掲げる者である場合

当社、<u>国債先物承継清算参加者</u>、当該<u>国</u> <u>債先物承継清算参加者</u>に国債証券先物取 引に係る有価証券等清算取次ぎを委託す る国債先物等非清算参加者及び当該国債 先物等非清算参加者に国債証券先物取引 を委託する当該承諾に係る顧客

- (2) 前号の規定により発生する権利義務は、次のaからcまでに掲げるものとみなす。
- a 前号 a に定める者の間においては、当該 承諾に係る顧客の国債先物承継清算参加 者に対する国債証券先物取引の委託に基 づき、当該国債先物承継清算参加者が国債 先物承継の時点で成立させた国債先物清 算約定及びその国債証券先物取引の委託 に係る権利義務
- b 前号 b に定める者の間においては、当該 承諾に係る国債先物等非清算参加者の国 債先物承継清算参加者に対する国債証券 先物取引に係る有価証券等清算取次ぎの 委託に基づき、当該国債先物承継清算参加 者が国債先物承継の時点で成立させた国 債先物清算約定及びその国債証券先物取 引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に 係る権利義務
- c 前号 c に定める者の間においては、当該 承諾に係る顧客の国債先物等非清算参加 者に対する国債証券先物取引の委託及び 当該国債先物等非清算参加者の<u>国債先物</u> 承継清算参加者に対する国債証券先物取

する国債証券先物取引<u>又は金利先物取引</u>に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づき、当該<u>国債先物等承継清算参加者</u>が<u>国債先物等承継</u>の時点で成立させた国債先物清算約定、その国債証券先物取引に係る権利義務及び当該承諾に係る顧客の当該国債先物等非清算参加者に対する国債証券先物取引の委託に係る権利義務<u>又は金利先物</u>取引の委託に係る権利義務<u>又は金利先物</u>取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に係る権利義務 及び当該承諾に係る顧客の当該国債先物等非清算参加者に対する金利先物取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に係る権利義務

- (3) 当該国債先物等承継は、第84条の5 第1項の規定により債権債務が成立した日 の前営業日における清算値段又は清算数値 (証券取引等業務方法書に定める清算値段 又は清算数値をいう。)を約定値段として行 われるものとする。
- (4) (5) (略)
- 6 前項の規定により成立した当社及び国債先 物等承継清算参加者の間の権利義務について は、これを国債先物清算約定<u>又は金利先物清算</u> 約定とみなして、証券取引等業務方法書等(証 券取引等業務方法書及び証券取引等業務方法 書に基づき定める規則をいう。)の規定を適用 する。
- 7 前各項に規定するほか、<u>国債先物等承継</u>に関 し必要な事項は、当社が規則で定める。

(破綻処理清算約定等の決済の方法)

第101条 本業務方法書の他の規定にかかわらず、破綻処理清算約定の終了に伴って破綻清算参加者が当社に対して負担する第1号の債務(以下「未決済債務」という。)については、未決済債務並びに未決済債務と差引計算すべき当社の債務及び未決済債務に充当すべき担保の額がいずれも確定した日において、第2号

引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に 基づき、当該<u>国債先物承継清算参加者</u>が<u>国</u> <u>債先物承継</u>の時点で成立させた国債先物 清算約定、その国債証券先物取引に係る有 価証券等清算取次ぎの委託に係る権利義 務及び当該承諾に係る顧客の当該国債先 物等非清算参加者に対する国債証券先物 取引の委託に係る権利義務

(3) 当該<u>国債先物承継</u>は、第84条の5第 1項の規定により債権債務が成立した日の 前営業日における清算値段(証券取引等業務 方法書に定める清算値段をいう。)を約定値 段として行われるものとする。

(4) • (5) (略)

- 6 前項の規定により成立した当社及び<u>国債先物承継清算参加者</u>の間の権利義務については、これを国債先物清算約定とみなして、証券取引等業務方法書等(証券取引等業務方法書及び証券取引等業務方法書に基づき定める規則をいう。)の規定を適用する。
- 7 前各項に規定するほか、<u>国債先物承継</u>に関し 必要な事項は、当社が規則で定める。

(破綻処理清算約定等の決済の方法)

第101条 本業務方法書の他の規定にかかわらず、破綻処理清算約定の終了に伴って破綻清算参加者が当社に対して負担する第1号の債務(以下「未決済債務」という。)については、未決済債務並びに未決済債務と差引計算すべき当社の債務及び未決済債務に充当すべき担保の額がいずれも確定した日において、第2号

に定めるところにより、破綻処理清算約定に係る通貨の種類ごとに差引計算及び担保の充当を行う。

(1) (略)

- (2) 破綻処理清算約定に係る通貨の種類ごとに行う差引計算及び担保の充当の方法
  - a 破綻処理清算約定の終了に伴って生じ る破綻処理清算約定に係る通貨の種類ご との当社の期限前終了手数料の支払債務 (破綻清算参加者の清算参加者口座にク ロスマージン対象国債先物清算約定又は クロスマージン対象金利先物清算約定が 記録されている場合にあっては、日本円建 ての破綻処理清算約定について生じる当 社の期限前終了手数料の支払債務に第8 4条の5第1項の規定により成立した債 権債務に関する当社の支払債務を含むも のとする。)と破綻処理清算約定に係る通 **省の種類ごとの未決済債務を差引計算し、** 前号に掲げる未決済債務を破綻処理清算 約定に係る通貨の種類ごとに合計した額 (以下「破綻清算参加者支払額」という。) から当該期限前終了手数料の額を控除す る。

 $b \sim f$  (略)

2 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、令和6年3月4日から施行 する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和6年3月4日以後の当社が定める日から施行する。

に定めるところにより、破綻処理清算約定に係る通貨の種類ごとに差引計算及び担保の充当を行う。

(1) (略)

- (2) 破綻処理清算約定に係る通貨の種類ご とに行う差引計算及び担保の充当の方法
  - a 破綻処理清算約定の終了に伴って生じ る破綻処理清算約定に係る通貨の種類ご との当社の期限前終了手数料の支払債務 (破綻清算参加者の清算参加者口座にク ロスマージン国債先物清算約定が記録さ れている場合にあっては、日本円建ての破 綻処理清算約定について生じる当社の期 限前終了手数料の支払債務に第84条の 5第1項の規定により成立した債権債務 に関する当社の支払債務を含むものとす る。)と破綻処理清算約定に係る通貨の種 類ごとの未決済債務を差引計算し、前号に 掲げる未決済債務を破綻処理清算約定に 係る通貨の種類ごとに合計した額(以下 「破綻清算参加者支払額」という。)から 当該期限前終了手数料の額を控除する。

 $b \sim f$  (略)

2 (略)

新

(定義)

- 第2条 本規則において使用する用語は、本規則 に別段の定めがある場合を除き、業務方法書に おいて使用する用語の例によるほか、次の各号 に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定 めるところによる。
  - $(1) \sim (7)$  (略)
  - (8) 「清算数値」とは、証券取引等業務方 法書第73条の7に規定する金利先物取引 における清算数値をいう。
  - (9) 「Large取引」とは、証券取引等 業務方法書<u>第73条の11</u>に規定する<u>現物</u> 先物取引をいう。
  - (10) 「Mini取引」とは、証券取引等 業務方法書<u>第73条の7</u>に規定する<u>現金決</u> 済先物取引をいう。

(クロスマージンを行うことができる国債証 券先物取引及び金利先物取引)

- 第3条の2 業務方法書第2条第1項第13号 の5に規定する当社が定める国債証券先物取 引<u>及び金利先物取引</u>は、次に掲げるものとす る。
  - (1)・(2) (略)
  - (3) <u>金利先物取引のうち、当社が公示により定める限月取引</u>

(代用有価証券)

第13条 (略)

- 2 業務方法書第7条第2項に規定する代用有 価証券の預託の方法その他代用有価証券に関 する事項は、次に定めるとおりとする。
  - (1) (略)
  - (2) アメリカ合衆国財務省証券の預託方法 その他の取扱い
    - a · b (略)

旧

(定義)

- 第2条 本規則において使用する用語は、本規則 に別段の定めがある場合を除き、業務方法書に おいて使用する用語の例によるほか、次の各号 に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定 めるところによる。
  - $(1) \sim (7)$  (略)

(新設)

- (8) 「Large取引」とは、証券取引等 業務方法書<u>第73条の10第1項</u>に規定するLarge取引をいう。
- (9) 「Mini取引」とは、証券取引等業務方法書<u>第73条の9の2</u>に規定する<u>Mi</u>ni取引をいう。

(クロスマージンを行うことができる国債証 券先物取引)

第3条の2 業務方法書第2条第1項第13号 の5に規定する当社が定める国債証券先物取 引は、次に掲げるものとする。

(1) • (2) (略)

(新設)

(代用有価証券)

第13条 (略)

- 2 業務方法書第7条第2項に規定する代用有 価証券の預託の方法その他代用有価証券に関 する事項は、次に定めるとおりとする。
  - (1) (略)
  - (2) アメリカ合衆国財務省証券の預託方法 その他の取扱い
    - a · b (略)

c 清算参加者は、代用有価証券として預託 している財務省証券の返戻を求める場合 (清算委託者の代理人として返戻を求め る場合を含む。)には、当該返戻を受けよ うとする日の午前11時までに、その旨を 当社に通知するものとする。

d (略)

(3) • (4) (略)

(報告事項)

第20条 業務方法書第20条に規定する当社 が定める場合は、清算参加者について次に掲げ る事項が生じた場合とし、当該清算参加者は、 当社所定の報告書に当社が必要と認める書類 を添付して当該事項を当社に報告するものと する。

 $(1) \sim (6)$  の 2 (略)

(6)の3 その清算参加者口座にクロスマージン対象国債先物清算約定<u>又はクロスマージン対象金利先物清算約定</u>が記録されている清算参加者であって、かつ、当該クロスマージン対象国債先物清算約定<u>又はクロスマージン対象金利先物清算約定</u>に係るクロスマージン対象金利先物清算約定に係るクロスマージン利用者が業務方法書第2条第1項第13号の9dに掲げる者に該当する場合にあっては、当該クロスマージン利用者が国債証券先物取引<u>又は金利先物取引</u>を委託する国債先物等非清算参加者が先物・オプション取引口座設定約諾書の定めるところにより当然に期限の利益を喪失したとき。

 $(7) \sim (36)$  (略)

 $2 \sim 4$  (略)

(リスク量が大きい場合における当初証拠金 所要額の引上げ)

第23条 (略)

2 クロスマージン利用者である清算参加者の 自己取引口座又はクロスマージン利用者であ る清算委託者のために設定された委託取引口 c 清算参加者は、代用有価証券として預託 している財務省証券の返戻を求める場合 (清算委託者の代理人として返戻を求め る場合を含む。)には、当該返戻を受けよ うとする日の<u>正午</u>までに、その旨を当社に 通知するものとする。

d (略)

(3) • (4) (略)

(報告事項)

第20条 業務方法書第20条に規定する当社 が定める場合は、清算参加者について次に掲げ る事項が生じた場合とし、当該清算参加者は、 当社所定の報告書に当社が必要と認める書類 を添付して当該事項を当社に報告するものと する。

 $(1) \sim (6)$  の 2 (略)

(6)の3 その清算参加者口座にクロスマージン対象国債先物清算約定が記録されている清算参加者であって、かつ、当該クロスマージン対象国債先物清算約定に係るクロスマージン利用者が業務方法書第2条第1項第13号の8 dに掲げる者に該当する場合にあっては、当該クロスマージン利用者が国債証券先物取引を委託する国債先物等非清算参加者が先物・オプション取引口座設定約諾書の定めるところにより当然に期限の利益を喪失したとき。

 $(7) \sim (36)$  (略)

 $2 \sim 4$  (略)

(リスク量が大きい場合における当初証拠金 所要額の引上げ)

第23条 (略)

2 クロスマージン利用者である清算参加者の 自己取引口座又はクロスマージン利用者であ る清算委託者のために設定された委託取引口 座に関する前項の規定の適用については、同項中「円貨建清算約定」とあるのは「円貨建清算約定、クロスマージン対象国債先物清算約定及びクロスマージン対象金利先物清算約定」と、「正味現在価値」とあるのは「正味現在価値(クロスマージン対象国債先物清算約定区あってはその現在価値(クロスマージン対象国債先物清算約定にあってはその現在価値(クロスマージン対象国債先物清算約定に係る国債証券先物取引及びクロスマージン対象金利先物清算約定に係る金利先物取引について当社が通知又は公示により定める方法により、想定される将来キャッシュフローをもとに算出した額をいう。))」とする。

3 (略)

(国債先物等バックアップ受託者の指定等)

- 第26条の3 業務方法書第45条の3第4項 に規定する当社に対する報告は、次に定めると おりとする。
  - (1) 次の a 又は b に掲げる事項について国債先物等バックアップ受託者の指定の当事者となるクロスマージン利用者(当該クロスマージン利用者が国債証券先物取引又は金利先物取引を国債先物等非清算参加者に委託している場合には、当該国債先物等非清算参加者を含む。以下本条において同じ。)及び国債先物等清算参加者が合意をしている場合は、当該 a 又は b に定める内容について速やかに、クロスマージン承諾者を通じて当社に対して報告することとする。
    - a 国債先物等バックアップ受託者の指定 の当事者となるクロスマージン利用者及 び国債先物等清算参加者の間において、国 債先物清算約定等に係る権利義務及び金 利先物清算約定等に係る権利義務の全部 又は一部につき当該国債先物等清算参加 者に国債先物等承継を行うための条件

座に関する前項の規定の適用については、同項中「円貨建清算約定」とあるのは「円貨建清算約定、クロスマージン対象国債先物清算約定」と、「正味現在価値」とあるのは「正味現在価値(クロスマージン対象国債先物清算約定にあってはその現在価値(クロスマージン対象国債先物清算約定に係る国債証券先物取引について当社が通知又は公示により定める方法により、想定される将来キャッシュフローをもとに算出した額をいう。))」とする。

3 (略)

(国債先物バックアップ受託者の指定等)

- 第26条の3 業務方法書第45条の3第4項 に規定する当社に対する報告は、次に定めると おりとする。
  - (1) 次の a 又は b に掲げる事項について国債先物バックアップ受託者の指定の当事者となるクロスマージン利用者(当該クロスマージン利用者が国債証券先物取引を国債先物等非清算参加者に委託している場合には、当該国債先物等非清算参加者を含む。以下本条において同じ。)及び国債先物等清算参加者が合意をしている場合は、当該 a 又は b に定める内容について速やかに、クロスマージン承諾者を通じて当社に対して報告することとする。
    - a 国債先物バックアップ受託者の指定の 当事者となるクロスマージン利用者及び 国債先物等清算参加者の間において、国債 先物清算約定等に係る権利義務(国債先物 清算約定、国債証券先物取引に係る有価証 券等清算取次ぎの委託及び国債証券先物 取引の委託に係る権利義務をいう。以下同 じ。) の全部又は一部につき当該国債先物 等清算参加者に国債先物承継を行うため

当該国債先物等承継を行うための条件

b 当該国債先物清算約定等に係る権利義務及び当該金利先物清算約定等に係る権利義務の全部又は一部につき当該国債先物等清算参加者に円滑に国債先物等承継を行うための体制整備を行うこと

当該体制整備の内容

- (2) 前号a又はbに掲げる事項について合意していた国債先物等バックアップ受託者 又は国債先物等非清算参加者が、当該合意の 内容を変更又は当該合意を解消した場合は、 その旨(前号bに掲げる事項を変更した場合 は、変更後の内容を含む。)を速やかにクロスマージン承諾者を通じて当社に対して報告することとする。
- 2 業務方法書第45条の3第5項に規定する 当社の定める体制整備の内容は、次の各号に定 めるすべての内容とする。
  - (1) (略)
  - (2) 前号に規定する合意に従って<u>国債先物等バックアップ受託者</u>に国債先物清算約定等に係る権利義務及び金利先物清算約定等に係る権利義務につき国債先物等承継を行うことが可能かについて、クロスマージン利用者及び国債先物等バックアップ受託者の双方が定期的に確認を行うこと
  - (3) 国債先物清算約定等に係る権利義務及び金利先物清算約定等に係る権利義務につき国債先物等承継を行った後に日々行うこととなる金銭等の授受に係るオペレーションを確立すること(国債先物清算約定等に係る権利義務及び金利先物清算約定等に係る権利義務に係る情報の授受方法、金銭等の授受に利用する口座情報の確認を含む。)
  - (4) 第1号に規定する合意に基づき、国債 先物清算約定等に係る権利義務<u>及び金利先</u> <u>物清算約定等に係る権利義務</u>の<u>国債先物等</u> 承継を実際に行ったと仮定した場合におけ

の条件

当該国債先物承継を行うための条件

b 当該国債先物清算約定等に係る権利義 務の全部又は一部につき当該国債先物等 清算参加者に円滑に<u>国債先物承継</u>を行う ための体制整備を行うこと

## 当該体制整備の内容

- (2) 前号a 又はbに掲げる事項について合意していた国債先物バックアップ受託者又は国債先物等非清算参加者が、当該合意の内容を変更又は当該合意を解消した場合は、その旨(前号bに掲げる事項を変更した場合は、変更後の内容を含む。)を速やかにクロスマージン承諾者を通じて当社に対して報告することとする。
- 2 業務方法書第45条の3第5項に規定する 当社の定める体制整備の内容は、次の各号に定 めるすべての内容とする。
  - (1) (略)
  - (2) 前号に規定する合意に従って<u>国債先物</u> バックアップ受託者に国債先物清算約定等 に係る権利義務につき<u>国債先物承継</u>を行う ことが可能かについて、クロスマージン利用 者及び<u>国債先物バックアップ受託者</u>の双方 が定期的に確認を行うこと
  - (3) 国債先物清算約定等に係る権利義務に つき<u>国債先物承継</u>を行った後に日々行うこ ととなる金銭等の授受に係るオペレーショ ンを確立すること(国債先物清算約定等に係 る権利義務に係る情報の授受方法、金銭等の 授受に利用する口座情報の確認を含む。)
  - (4) 第1号に規定する合意に基づき、国債 先物清算約定等に係る権利義務の<u>国債先物</u> <u>承継</u>を実際に行ったと仮定した場合におけ る定期的な訓練を実施すること

る定期的な訓練を実施すること

(債務負担に係る条件等)

第28条 (略)

 $2 \sim 4$  (略)

- 5 業務方法書第49条第1項第1号に規定す る当社が定める金額は、別表3に定める金額と する。
- 6 業務方法書第49条第1項第2号aに規定 する当社が定める上限額は、10億円とする。
- 7 業務方法書第49条第1項第2号bに規定 する当社が定める方法は、金利スワップ取引清 算業務システムを用いる方法とし、当該申告の 内容は、申告を行った日の翌当社営業日に反映 されるものとする。

8 (略)

9 (略)

10 (略)

(ヘッジロ座及びノンヘッジロ座の区分)

第35条の5 清算参加者は、業務方法書第59条第7項の申告及び届出は、清算委託者が主としてヘッジ取引(CFTC Regulation 1.3に規定するHedgingに係る取引をいう。以下同じ。)を行っている場合は、当該口座をヘッジ口座として、主としてヘッジ取引以外の目的で取引を行っている場合は、当該口座をノンヘッジ口座として行うものとする。

(清算委託取引終了時の当初証拠金の返還)

第37条 (略)

2 (略)

3 受託清算参加者は、前項の規定により当社から交付を受けた当初証拠金(当初証拠金が金銭である場合には、当該金銭を異なる通貨へ両替した際に要した費用を控除した後の残額を、当初証拠金が代用有価証券である場合には、清算受託契約の定めるところにより、当該代用有価

(債務負担に係る条件等)

第28条 (略)

 $2 \sim 4$  (略)

(新設)

(新設)

(新設)

<u>5</u> (略)

6 (略)

7 (略)

(ヘッジ口座及びノンヘッジ口座の区分)

第35条の5 清算参加者は、業務方法書第59条第7項の申告及び届出は、清算委託者が主としてヘッジ取引(CFTC Regulation 1.3 (k k k) 及び (z) に規定するHedgingに係る取引をいう。以下同じ。)を行っている場合は、当該口座をヘッジ口座として、主としてヘッジ取引以外の目的で取引を行っている場合は、当該口座をノンヘッジロ座として行うものとする。

(清算委託取引終了時の当初証拠金の返還)

第37条 (略)

2 (略)

3 受託清算参加者は、前項の規定により当社から交付を受けた当初証拠金(当初証拠金が金銭である場合には、当該金銭を異なる通貨へ両替した際に要した費用を控除した後の残額を、当初証拠金が代用有価証券である場合には、清算受託契約の定めるところにより、当該代用有価

証券の代用価格の計算における時価に相当する金銭又は当該代用有価証券の換価処分に要した費用を控除した後の残額に限る。)を、清算受託契約の定めるところにより清算委託者が清算委託取引に関して当該受託清算参加者に対して負担する未履行債務(当該清算委託取引の終了に伴って生じる債務のうち未履行であるものを含む。)及び当該清算委託者が、当該清算委託者の委託取引口座に記録されたクロスマージン対象国債先物清算約定及びクロスマージン対象金利先物清算約定に関して当該受託清算参加者に対して負担する債務に充当し、その残額を当該清算委託者に返還する。

(クロスマージン制度利用の届出)

第42条の2 業務方法書第84条の2第1項に規定する当社への届出は、次の各号に掲げる者に関する当該各号に定める事項(第4号に掲げる者に関する同号に定める事項については、同号のクロスマージン利用者となる者が業務方法書第2条第1項<u>第13号の9</u>dに掲げる者に該当する場合に限る。)を記載した当社所定の届出書を当社に提出して行うものとする。この場合において、届出書を提出しようとする清算参加者は、あらかじめ第2号から第4号までに掲げる者との間で第3号に掲げる者のクロスマージン制度の利用に関して合意しなければならない。

 $(1) \sim (3)$  (略)

(4) クロスマージン利用者となる者が国債 証券先物取引<u>又は金利先物取引</u>を委託する 国債先物等非清算参加者

第1号aからcまでに掲げる事項

 $2 \sim 4$  (略)

(クロスマージン制度利用の届出の変更)

第42条の3 業務方法書第84条の2第2項 に規定する当社への届出は、当社所定の届出書 に当社が必要と認める書類を添付して行うも 証券の代用価格の計算における時価に相当する金銭又は当該代用有価証券の換価処分に要した費用を控除した後の残額に限る。)を、清算受託契約の定めるところにより清算委託者が清算委託取引に関して当該受託清算参加者に対して負担する未履行債務(当該清算委託取引の終了に伴って生じる債務のうち未履行であるものを含む。)及び当該清算委託者が、当該清算委託者の委託取引口座に記録されたクロスマージン対象国債先物清算約定に関して当該受託清算参加者に対して負担する債務に充当し、その残額を当該清算委託者に返還する。

(クロスマージン制度利用の届出)

第42条の2 業務方法書第84条の2第1項に規定する当社への届出は、次の各号に掲げる者に関する当該各号に定める事項(第4号に掲げる者に関する同号に定める事項については、同号のクロスマージン利用者となる者が業務方法書第2条第1項<u>第13号の8</u>dに掲げる者に該当する場合に限る。)を記載した当社所定の届出書を当社に提出して行うものとする。この場合において、届出書を提出しようとする清算参加者は、あらかじめ第2号から第4号までに掲げる者との間で第3号に掲げる者のクロスマージン制度の利用に関して合意しなければならない。

 $(1) \sim (3)$  (略)

(4) クロスマージン利用者となる者が国債 証券先物取引を委託する国債先物等非清算 参加者

第1号aからcまでに掲げる事項

 $2 \sim 4$  (略)

(クロスマージン制度利用の届出の変更)

第42条の3 業務方法書第84条の2第2項 に規定する当社への届出は、当社所定の届出書 に当社が必要と認める書類を添付して行うも のとする。当該届出によりクロスマージン利用 者に係る次に掲げる者を変更しようとする場 合には、届出書を提出しようとする清算参加者 は、あらかじめ当該変更後の次の各号に掲げる 者及び当該クロスマージン利用者との間で、当 該クロスマージン利用者によるクロスマージ ン制度の利用に関して合意しなければならな い。

- (1) (略)
- (2) クロスマージン利用者が国債証券先物 取引<u>又は金利先物取引</u>を委託する国債先物 等非清算参加者

(クロスマージンの承諾を行うための要件)

第42条の6 業務方法書第84条の4第1項に 規定する当社が定める要件は、クロスマージン の申請に係るクロスマージン利用者である清算 参加者について、当社が、当該申請時点におい て、当該クロスマージンの申請の対象となった 国債証券先物取引及び金利先物取引の建玉をク ロスマージン制度の対象としたと仮定して別表 2第1項第1号に準じて算出した当該申請時点 における清算約定(自己分)の当初証拠金所要 額に相当する額(当社が、市場環境の急激な変 化が生じた場合その他当社の金利スワップ取引 清算業務の適切な遂行を確保する観点から必要 と認める場合には、当該額を臨時に変更した額 とする。以下本条において同じ。)が、当該建玉 を除いて別表2第1項第1号に準じて算出した 当該申請時点における清算約定(自己分)の当 初証拠金所要額に相当する額を下回ることを確 認できたこととする。

2 (略)

(国債証券先物取引<u>及び金利先物取引</u>の建玉 の清算参加者口座への記録)

第42条の7 (略)

(クロスマージン対象国債先物清算約定の建

のとする。当該届出によりクロスマージン利用 者に係る次に掲げる者を変更しようとする場合には、届出書を提出しようとする清算参加者 は、あらかじめ当該変更後の次の各号に掲げる 者及び当該クロスマージン利用者との間で、当 該クロスマージン利用者によるクロスマージ ン制度の利用に関して合意しなければならない。

- (1) (略)
- (2) クロスマージン利用者が国債証券先物 取引を委託する国債先物等非清算参加者

(クロスマージンの承諾を行うための要件)

第42条の6 業務方法書第84条の4第1項に 規定する当社が定める要件は、クロスマージン の申請に係るクロスマージン利用者である清算 参加者について、当社が、当該申請時点におい て、当該クロスマージンの申請の対象となった 国債証券先物取引の建玉をクロスマージン制度 の対象としたと仮定して別表2第1項第1号に 準じて算出した当該申請時点における清算約定 (自己分)の当初証拠金所要額に相当する額(当 社が、市場環境の急激な変化が生じた場合その 他当社の金利スワップ取引清算業務の適切な遂 行を確保する観点から必要と認める場合には、 当該額を臨時に変更した額とする。以下本条に おいて同じ。)が、当該建玉を除いて別表2第1 項第1号に準じて算出した当該申請時点におけ る清算約定(自己分)の当初証拠金所要額に相 当する額を下回ることを確認できたこととす る。

2 (略)

(国債証券先物取引の建玉の清算参加者口座への記録)

第42条の7 (略)

(クロスマージン対象国債先物清算約定の建

玉<u>及びクロスマージン対象金利先物清算約</u> 定の建玉の清算参加者口座からの抹消)

第42条の8 (略)

(カスタマーバッファーの利用の申告)

第42条の10 業務方法書第84条の6第1 項<u>から第4項まで</u>に規定する当社が定める方 法は、金利スワップ取引清算業務システムを用 いて行う方法とする。

(カスタマーバッファーの利用)

第42条の11 (略)

- 2 業務方法書第84条の7第2項に規定する カスタマーバッファーの委託取引口座への充 当は、同項に規定する日中証拠金不足額が小 さい委託取引口座から行うものとする。
- 3 <u>業務方法書第84条の7第3項に規定する</u> 当社が定める時点は、日中証拠金の計算時及 び午後5時30分の直前とする。
- 4 業務方法書第84条の7第3項に規定する 債務負担時所要証拠金に相当する額として当 社が定める額は、算出日の午後5時30分の 直前における各委託取引口座の清算約定に係 る午後5時30分時点の債務負担時所要証拠 金に相当する額とする。
- <u>5</u> 業務方法書第84条の7<u>第4項</u>に規定する 当社が定める時点は、午後7時の直前とする。

(清算約定の内容等の報告)

第47条の4 当社は、当社がその金利スワップ 取引清算業務の遂行のために外国の法令に基づく登録、認証、指定その他の許認可若しくは その免除を受けた当該外国の政府、政府機関、 地方公共団体及び中央銀行(以下本項において 「外国政府等」という。)のうち当社が公示に より定めるもの又は当該外国政府等が指定す る取引情報蓄積業務と同種の業務を行う者に 対して、当該外国の法令及び当該外国政府等に よる命令、通知その他の行政権限の行使又は当 玉の清算参加者口座からの抹消)

第42条の8 (略)

(カスタマーバッファーの利用の申告)

第42条の10 業務方法書第84条の6第1 項<u>及び第2項</u>に規定する当社が定める方法 は、金利スワップ取引清算業務システムを用 いて行う方法とする。

(カスタマーバッファーの利用)

第42条の11 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

2 業務方法書第84条の7<u>第2項</u>に規定する 当社が定める時点は、午後7時の直前とする。

(清算約定の内容等の報告)

第47条の4 当社は、<u>CFTC Regula</u> <u>tion Part 39.19 (c)(1)の</u> 規定に基づき、自己取引口座及び委託取引口座 ごとの清算約定、その想定元本に係る情報、当 初証拠金所要額、当初証拠金預託額、変動証拠 金所要額及び決済金額について、米国商品先物 取引委員会に対し当社営業日ごとに報告を行 うものとする。 社と当該外国政府等との合意事項であって当 社が公示により定めるものを遵守するために 必要な清算約定の内容等に関する報告を行う ものとする。

(削る)

(削る)

(削る)

2 清算参加者は、Swap Data Repository (U.S. Commodity Exchange Act Section 1a (48) に規定するSwap Data Repositoryをいう。以下「SD R」という。)に対し、清算約定に係るCFT

- 2 当社は、米国商品先物取引委員会がU.
  S. Commodity Exchange
  Act Section 5b(h)の規定に基づき発行した2017年5月15日付Amended Order of Exemption from Registration (以下「修正登録免除決定」という。)(9)(a)の定めるところに従い、当社営業日ごとに、米国商品先物取引委員会に対し、U.
  S. Personの清算約定に関し、当初証拠金所要額、当初証拠金預託額、変動証拠金所要額、当初証拠金預託額、変動証拠金所要額その他の情報について報告を行うものとする。
- 3 当社は、修正登録免除決定(9)(b)の定 めるところに従い、四半期ごとに、米国商品 先物取引委員会に対し、U.S.Perso nの清算約定に関し、その想定元本その他の 情報について報告を行うものとする。
- 4 当社は、修正登録免除決定(10)の定めるところに従い、Swap Data Repository(U. S. Commodity Exchange Act Section 1a(48)に規定するSwap Data Repositoryをいう。以下「SD R」という。)に対し、清算約定に関し、その当事者(清算約定(委託分)にあっては、当該清算約定(委託分)に係る清算委託取引の当事者である清算委託者。)、想定元本その他の情報について報告を行うものとする。
- 5 清算参加者は、SDRに対し、清算約定に 係るCFTC Regulation Par t 45に基づく報告を行わないものとする。

C Regulation Part45に基づく報告を行わないものとする。

3 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

6 (略)

- 7 当社は、Securities and F <u>utures Commis</u>sion (以下 「香港証券先物委員会」という。)がSecu rities and Futures Ord inance (以下「SFO」という。) S e c t i o n 95 (2) の規定に基づき交付 した2016年8月31日付Notice o f Authorization to Pro <u>vide Automated Tradin</u> g Services (以下「ATS承認通 知」という。) 5に定めるところに従い、四 半期ごとに、香港証券先物委員会に対し、各 Hong Kong Clearing Mem <u>ber (ATS</u>承認通知 1. 1に規定される Hong Kong Clearing Mem <u>berをいう。</u>) <u>の清算約定</u>に関し、その件 数、想定元本、当初証拠金所要額、当初証拠 金預託額、当社に預託している金利スワップ 清算基金の額その他の情報について報告を行 うものとする。
- 8 当社は、香港証券先物委員会がSFO Se c t i o n 1 0 1 J (1) の規定に基づき交付した2016年8月31日付Notice of Designation 4に定めるところに従い、月ごとに、香港証券先物委員会に対し、前項の情報について報告を行うものとする。
- 9 当社は、SFO及びSecurities
  and Futures (OTC Deriv
  ative Transactions R
  eporting and Record Ke
  eping Obligations) Rul
  esの規定に基づき、Hong Kong M
  onetary Authorityに対し、
  清算約定に関し、その当事者(清算約定(委
  託分)にあっては、当該清算約定(委託分)

に係る清算委託取引の当事者である清算委託 者。)、想定元本その他の情報について報告を 行うものとする。

### 付 則

- 1 この改正規定は、令和6年3月4日から施行 する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和6年3月4日以後の当社が定める日から施行する。

#### 別表 2 当初証拠金所要額の算出方法

#### 1 当初証拠金所要額

- (1)清算約定(自己分)に係る当初証拠金所要額(次号に規定する場合以外の場合)
  - a 清算約定(自己分)に係る当初証拠金所 要額は、自己取引口座の算出日の午後4時 時点(業務方法書第53条第2項の規定に 従い当社が取引毎コンプレッション要件 の充足の確認を行ったときは、当該確認を 行った時点、業務方法書第53条の2第2 項の規定に従い当社がクーポン・ブレンデ ィング要件の充足の確認を行ったときは、 当該確認を行った時点、業務方法書第53 条の2の3第2項の規定に従い当社が参 加者提案型コンプレッション成立要件の 充足の確認を行ったときは、当該確認を行 った時点、業務方法書第53条の2の4第 4項の規定に従い当社がJSCC提案型 コンプレッション成立要件の充足の確認 を行ったときは、当該確認を行った時点、 業務方法書第53条の4第1項、同第58 条の3第1項、同第58条の5第1項又は

# 別表 2 当初証拠金所要額の算出方法

# 1 当初証拠金所要額

- (1)清算約定(自己分)に係る当初証拠金所要額(次号に規定する場合以外の場合)
  - a 清算約定(自己分)に係る当初証拠金所 要額は、自己取引口座の算出日の午後4時 時点(業務方法書第53条第2項の規定に 従い当社が取引毎コンプレッション要件 の充足の確認を行ったときは、当該確認を 行った時点、業務方法書第53条の2第2 項の規定に従い当社がクーポン・ブレンデ ィング要件の充足の確認を行ったときは、 当該確認を行った時点、業務方法書第53 条の2の3第2項の規定に従い当社が参 加者提案型コンプレッション成立要件の 充足の確認を行ったときは、当該確認を行 った時点、業務方法書第53条の2の4第 4項の規定に従い当社がJSCC提案型 コンプレッション成立要件の充足の確認 を行ったときは、当該確認を行った時点、 業務方法書第53条の4第1項、同第58 条の3第1項、同第58条の5第1項又は

同第58条の7第1項の規定に従い当社 が承継又は移管の申込みを承諾したとき は、当該承諾の時点をいう。以下別表2に おいて同じ。) における円貨建清算約定、 豪ドル建清算約定、米ドル建清算約定又は ユーロ建清算約定ごとの同日午後3時2 分時点 (ユーロ建清算約定にあっては、午 前11時2分時点)の清算イールド・カー ブに基づき算出した正味現在価値並びに 当該算出日の午後6時30分までに当該 自己取引口座に係る清算参加者が当該自 己取引口座に関してクロスマージンの承 諾を行った国債証券先物取引の建玉の同 日の清算値段及び金利先物取引の建玉の 同日の清算数値に基づき算出した現在価 値(以下「先物清算値段価値」という。)に ついて、次の(a)及び(b)に規定する 変動額のうち、当該変動額の合計額が負の 数となるものについてその絶対値が大き い順に上位12位までの値の平均値とし て算出される額をいう。ただし、当社が市 場環境の急激な変化が生じた場合その他 当社の金利スワップ取引清算業務の適切 な遂行を確保する観点から必要と認める 場合には、当該額を臨時に変更することが できる。

(a)·(b) (略)

b (略)

c 上記 a (a) に規定する「想定変動値段」 とは、算出日から起算して過去1,250 当社営業日における日々の清算値段<u>又は</u> 清算数値に関する5日間の変動幅と同じ 幅の変動が、当該算出日の清算値段<u>又は清</u> 算数値に生じた場合における当該清算値 段<u>又は当該清算数値</u>をいう。なお、過去の 変動幅については、当社が公示により定め る方法により一定の調整を行う。

d (略)

e 上記 a (b) に規定する「ストレスイベー

同第58条の7第1項の規定に従い当社 が承継又は移管の申込みを承諾したとき は、当該承諾の時点をいう。以下別表2に おいて同じ。)における円貨建清算約定、 豪ドル建清算約定、米ドル建清算約定又は ユーロ建清算約定ごとの同日午後3時2 分時点 (ユーロ建清算約定にあっては、午 前11時2分時点)の清算イールド・カー ブに基づき算出した正味現在価値及び当 該算出日の午後6時30分までに当該自 己取引口座に係る清算参加者が当該自己 取引口座に関してクロスマージンの承諾 を行った国債証券先物取引の建玉の同日 の清算値段に基づき算出した現在価値(以 下「先物清算値段価値」という。) につい て、次の(a)及び(b)に規定する変動 額のうち、当該変動額の合計額が負の数と なるものについてその絶対値が大きい順 に上位12位までの値の平均値として算 出される額をいう。ただし、当社が市場環 境の急激な変化が生じた場合その他当社 の金利スワップ取引清算業務の適切な遂 行を確保する観点から必要と認める場合 には、当該額を臨時に変更することができ る。

(a)·(b) (略)

b (略)

c 上記 a (a) に規定する「想定変動値段」 とは、算出日から起算して過去1,250 当社営業日における日々の清算値段に関 する5日間の変動幅と同じ幅の変動が、当 該算出日の清算値段に生じた場合におけ る当該清算値段をいう。なお、過去の変動 幅については、当社が公示により定める方 法により一定の調整を行う。

d (略)

e 上記 a (b) に規定する「ストレスイベ

ントシナリオ想定変動値段」とは、当社が 公示により定める期間における日々の清 算値段<u>又は清算数値</u>の5日間の変動幅と 同じ幅の変動が、算出日の清算値段<u>又は清</u> <u>算数値</u>に生じた場合における当該清算値 段又は当該清算<u>数値</u>をいう。

 $f \sim h$  (略)

(1) の2 清算約定(自己分)に係る当初証拠金所要額(午後5時30分から午後7時までの間に新たな清算約定(自己分)が成立した場合)

a (略)

b 前 a に規定する「当初証拠金相当額」と は、前 a の算出日の午後 7 時時点における 自己取引口座の円貨建清算約定、豪ドル建 清算約定、米ドル建清算約定又はユーロ建 清算約定の同日午後3時2分時点(ユーロ 建清算約定にあっては、午前11時2分時 点)の清算イールド・カーブに基づいて算 出した正味現在価値並びに当該算出日に 当該自己取引口座に記録されているクロ スマージン対象国債先物清算約定及びク ロスマージン対象金利先物清算約定の先 物清算値段価値について、次の(a)及び (b) に規定する変動額のうち、当該変動 額が負の数となるものについてその絶対 値が大きい順に上位12位までの値の平 均値として算出される額をいう。

 $c \sim e$  (略)

 $(2) \sim (4)$  (略)

#### 2 日中証拠金所要額

(1)清算約定(自己分)に係る日中証拠金所 要額

a (略)

b 前 a に規定する「当初証拠金相当額」とは、前 a の算出日の正午時点における自己取引口座の円貨建清算約定、豪ドル建清算

ントシナリオ想定変動値段」とは、当社が 公示により定める期間における日々の清 算値段の5日間の変動幅と同じ幅の変動 が、算出日の清算値段に生じた場合におけ る当該清算値段をいう。

 $f \sim h$  (略)

(1) の2 清算約定(自己分)に係る当初証拠金所要額(午後5時30分から午後7時までの間に新たな清算約定(自己分)が成立した場合)

a (略)

b 前 a に規定する「当初証拠金相当額」とは、前 a の算出日の午後 7 時時点における自己取引口座の円貨建清算約定、豪ドル建清算約定、米ドル建清算約定又はユーロ建清算約定の同日午後 3 時 2 分時点(ユーロ建清算約定にあっては、午前 1 1 時 2 分時点)の清算イールド・カーブに基づいて第出した正味現在価値及び当該算出日に当該自己取引口座に記録されているクロスマージン対象国債先物清算約定の先物清算値段価値について、次の(a)及び(b)に規定する変動額のうち、当該変動額が負の数となるものについてその絶対値が大きい順に上位 1 2 位までの値の平均値として算出される額をいう。

 $(2) \sim (4)$  (略)

#### 2 日中証拠金所要額

(1)清算約定(自己分)に係る日中証拠金所 要額

a (略)

b 前aに規定する「当初証拠金相当額」とは、前aの算出日の正午時点における自己 取引口座の円貨建清算約定、豪ドル建清算 約定、米ドル建清算約定又はユーロ建清算 約定の午前11時2分時点の清算イール ド・カーブに基づいて算出した正味現在価 値並びに当該算出日に当該自己取引口座 に記録されているクロスマージン対象国 債先物清算約定の同日の約定値段及びク ロスマージン対象金利先物清算約定の同 日の約定数値(当社が行う証券取引等清算 業務における先物・オプション取引に係る 取引証拠金等に関する規則第20条の4 に規定する日中清算値段又は日中清算数 値として定められる値段をいう。以下本項 及び次項において同じ。) に基づき算出し た現在価値(以下「先物約定値段価値」と いう。) について、次の(a)及び(b)に 規定する変動額のうち、当該変動額が負の 数となるものについてその絶対値が大き い順に上位12位までの値の平均値とし て算出される額をいう。

(a) 前項第1号bに規定する想定変動イールド・カーブにより算出した正味現在価値、前項第1号cに規定する国債先物に係る想定変動値段により算出した先物約定値段価値の変動額又は前項第1号cに規定する金利先物に係る想定変動値段により算出した先物約定値段価値の変動額(外貨建清算約定に係る正味現在価値の変動額にあっては、当該正味現在価値の変動額に過去の前項第1号fに規定する為替相場の変動を反映した額)

(b) (略)

 $c \sim e$  (略)

 $(2) \sim (4)$  (略)

- 3 債務負担時所要証拠金
  - (1) 清算約定(自己分)に係る債務負担時 所要証拠金
    - a 清算約定(自己分)に係る債務負担時所 要証拠金は、当社が業務方法書第48条第

約定、米ドル建清算約定又はユーロ建清算 約定の午前11時2分時点の清算イール ド・カーブに基づいて算出した正味現在価 値及び当該算出日に当該自己取引口座に 記録されているクロスマージン対象国債 先物清算約定の同日の約定値段(当社が行 う証券取引等清算業務における先物・オプ ション取引に係る取引証拠金等に関する 規則第23条に規定する緊急清算値段と して定められる値段をいう。以下本項及び 次項において同じ。) に基づき算出した現 在価値(以下「先物約定値段価値」という。) について、次の(a)及び(b)に規定す る変動額のうち、当該変動額が負の数とな るものについてその絶対値が大きい順に 上位12位までの値の平均値として算出 される額をいう。

(a) 前項第1号bに規定する想定変動イールド・カーブにより算出した正味現在価値又は前項第1号cに規定する国債先物想定変動値段により算出した先物約定値段価値の変動額(外貨建清算約定に係る正味現在価値の変動額にあっては、当該正味現在価値の変動額に過去の前項第1号fに規定する為替相場の変動を反映した額)

(b) (略)

 $c \sim e$  (略)

 $(2) \sim (4)$  (略)

- 3 債務負担時所要証拠金
  - (1) 清算約定(自己分)に係る債務負担時 所要証拠金
  - a 清算約定(自己分)に係る債務負担時所 要証拠金は、当社が業務方法書第48条第

1項に規定する債務負担の申込みに係る 通知を受領した時点(以下本項において 「申込受領時点」という。) における自己 取引口座の清算約定に、当該申込みに係る 適格金利スワップ取引(パッケージ取引 に係る債務負担の申込みの場合にあっ ては、パッケージ取引を構成するすべ ての適格金利スワップ取引)を加えた清 算約定並びに算出日の前当社営業日の午 後6時30分までに当該自己取引口座に 係る清算参加者が当該自己取引口座に関 してクロスマージンの承諾を行った国債 証券先物取引及び金利先物取引の建玉に ついて算出した当初証拠金相当額に変動 証拠金・損益差金相当額を加減した額に、 未決済金額(業務方法書第85条の2第1 項第1号の規定により差引計算した結果 負数である場合の当該負数の額の絶対値 をいう。以下同じ。) 及び申込受領時点に おいて預託又は支払いが完了していない 外貨建清算約定に係る変動証拠金等の額 (決済未了金額を除く。) を当社が公示に より定める為替相場を用いて日本円に換 算した額を加算した額とする。ただし、当 社が市場環境の急激な変化が生じた場合 その他当社の金利スワップ取引清算業務 の適切な遂行を確保する観点から必要と 認める場合には、当該額を臨時に変更する ことができる。

b 前 a に規定する「当初証拠金相当額」とは、前 a の債務負担の申込みを受領した日(以下本項において「申込受領日」という。)の午前11時2分時点(午前9時から正午までの間に債務負担の申込みを受領した場合又は第27条第3項に規定する申込みを受領した場合は、当該申込受領日の前当社営業日の午後3時2分時点、午後5時30分から午後7時までの間に債務負担の申込みを受領した場合は、当該申

1項に規定する債務負担の申込みに係る 通知を受領した時点(以下本項において 「申込受領時点」という。) における自己 取引口座の清算約定に、当該申込みに係る 適格金利スワップ取引(パッケージ取引 に係る債務負担の申込みの場合にあっ ては、パッケージ取引を構成するすべ ての適格金利スワップ取引)を加えた清 算約定及び算出日の前当社営業日の午後 6時30分までに当該自己取引口座に係 る清算参加者が当該自己取引口座に関し てクロスマージンの承諾を行った国債証 券先物取引の建玉について算出した当初 証拠金相当額に変動証拠金・損益差金相当 額を加減した額に、未決済金額(業務方法 書第85条の2第1項第1号の規定によ り差引計算した結果負数である場合の当 該負数の額の絶対値をいう。以下同じ。) 及び申込受領時点において預託又は支払 いが完了していない外貨建清算約定に係 る変動証拠金等の額(決済未了金額を除 く。) を当社が公示により定める為替相場 を用いて日本円に換算した額を加算した 額とする。ただし、当社が市場環境の急激 な変化が生じた場合その他当社の金利ス ワップ取引清算業務の適切な遂行を確保 する観点から必要と認める場合には、当該 額を臨時に変更することができる。

b 前 a に規定する「当初証拠金相当額」とは、前 a の債務負担の申込みを受領した日(以下本項において「申込受領日」という。)の午前11時2分時点(午前9時から正午までの間に債務負担の申込みを受領した場合又は第27条第3項に規定する申込みを受領した場合は、当該申込受領日の前当社営業日の午後3時2分時点、午後5時30分から午後7時までの間に債務負担の申込みを受領した場合は、当該申

込受領日の午後3時2分時点(ユーロ建清 算約定にあっては午前11時2分時点)) における気配値を基に作成した清算イー ルド・カーブに基づいて算出した自己取引 口座の円貨建清算約定、豪ドル建清算約 定、米ドル建清算約定又はユーロ建清算約 定の正味現在価値並びに算出日の前当社 営業日の午後6時30分までに当該自己 取引口座に係る清算参加者が当該自己取 引口座に関してクロスマージンの承諾を 行った国債証券先物取引の建玉の算出日 の約定値段及び金利先物取引の建玉の算 出日の約定数値(午前9時から正午までの 間に債務負担の申込みを受領した場合又 は第27条第3項に規定する申込みを受 領した場合にあっては、当該申込受領日の 前当社営業日の清算値段又は清算数値) に 基づき算出した現在価値(以下「先物日中 価値 という。) について、次の(a) 及び (b) に規定する変動額のうち、当該変動 額が負の数となるものについてその絶対 値が大きい順に上位12位までの値の平 均値として算出される額をいう。

$$(a) \cdot (b)$$
 (略)  
 $c \sim e$  (略)  
 $(2) \sim (4)$  (略)

<u>別表3</u> <u>債務負担に係る条件等に係る想定元本</u> の金額

| 取引の残存日数                                      |          |            | 想定元本  |
|--|----------|------------|-------|
| <u>より大き</u>                                  |          | <u>以下</u>  | (億円)  |
| <u>V                                    </u> |          |            |       |
| _  | <u>~</u> | 4 6        | 6, 40 |
|  |          |            | 0     |
| 46   | <u>~</u> | 107(3      | 2, 10 |
|  |          | <u>か月)</u> | 0     |
| 107(3  | <u>~</u> | 198(6      | 1, 20 |

込受領日の午後3時2分時点(ユーロ建清 算約定にあっては午前11時2分時点)) における気配値を基に作成した清算イー ルド・カーブに基づいて算出した自己取引 口座の円貨建清算約定、豪ドル建清算約 定、米ドル建清算約定又はユーロ建清算約 定の正味現在価値及び算出日の前当社営 業日の午後6時30分までに当該自己取 引口座に係る清算参加者が当該自己取引 口座に関してクロスマージンの承諾を行 った国債証券先物取引の建玉の算出日の 約定値段(午前9時から正午までの間に債 務負担の申込みを受領した場合又は第2 7条第3項に規定する申込みを受領した 場合にあっては、当該申込受領日の前当社 営業日の清算値段) に基づき算出した現在 価値(以下「先物日中価値」という。)につ いて、次の(a)及び(b)に規定する変 動額のうち、当該変動額が負の数となるも のについてその絶対値が大きい順に上位 12位までの値の平均値として算出され る額をいう。

$$(a) \cdot (b)$$
 (略)  
 $c \sim e$  (略)  
 $(2) \sim (4)$  (略)

(新設)

| <u>か月)</u> |          | <u>か月)</u> | 0     |
|------------|----------|------------|-------|
| 198(6      | <u>~</u> | 381(1      | 1, 10 |
| <u>か月)</u> |          | <u>年)</u>  | 0     |
| 381(1      | <u>~</u> | 746(2      | 460   |
| <u>年)</u>  |          | <u>年)</u>  |       |
| 7 4 6 (2   | <u>~</u> | 1,842      | 2 4 0 |
| 年)         |          | (5年)       |       |
| 1,842      | <u>~</u> | 3,668      | 170   |
| (5年)       |          | (10年)      |       |
| 3,668      | <u>~</u> | 10,97      | 120   |
| (10年)      |          | 3 (30      |       |
|            |          | <u>年)</u>  |       |
| 10,97      | <u>~</u> | _          | 6 7   |
| 3 (30      |          |            |       |
| <u>年)</u>  |          |            |       |

# 様式第3号 清算受託契約の様式(日本語) 金利スワップ清算受託契約書

# (清算取次口座)

第9条 甲は、本清算委託取引の内容、本清算委託取引に係る当初証拠金、委託当初証拠金、変動証拠金、乙の計算によるクロスマージン制度の対象となった国債証券先物取引及び金利先物取引の建玉、損益差金その他本契約並びに業務方法書等に基づいてことの間で授受される金銭等を管理するための口座(以下「本清算取次口座」という。)を開設する。

# 2 (略)

### (甲に措置が行われた場合の対応)

第10条の2 業務方法書第29条の2第2項 に規定する措置(乙の有価証券等清算取次ぎの 委託に基づく対象取引について実施されたも のに限る。)又は同第29条の3第1項に規定 する措置が甲に対して実施された場合であっ て、甲が乙に対してポジション保有状況を改善

# 様式第3号 清算受託契約の様式(日本語) 金利スワップ清算受託契約書

# (清算取次口座)

第9条 甲は、本清算委託取引の内容、本清算委託取引に係る当初証拠金、委託当初証拠金、変動証拠金、乙の計算によるクロスマージン制度の対象となった国債証券先物取引の建玉、損益差金その他本契約並びに業務方法書等に基づいて乙との間で授受される金銭等を管理するための口座(以下「本清算取次口座」という。)を開設する。

#### 2 (略)

### (甲に措置が行われた場合の対応)

第10条の2 業務方法書第29条の2第2項 に規定する措置(乙の有価証券等清算取次ぎの 委託に基づく対象取引について実施されたも のに限る。)又は同第29条の3第1項に規定 する措置が甲に対して実施された場合であっ て、甲が乙に対してポジション保有状況を改善 するために必要な措置(クロスマージン対象国 債先物清算約定<u>又はクロスマージン対象金利</u> <u>先物清算約定</u>に係る措置を含む。)の要請を行 ったときは、乙は当該要請に応じることとす る。

(当初証拠金の返還請求権)

第17条 クリアリング機構に対する当初証拠 金の返還請求権は、次の各号に掲げる者が、当 該各号に定める金額に相当する部分について 有するものとする。

### (1) 乙

乙がクリアリング機構に預託した当初 証拠金の額及び甲が委託清算約定に関し てクリアリング機構に預託した差換当初 証拠金の合計額(以下「当初証拠金預託総 計額」という。) から甲が委託清算約定に 関してクリアリング機構に対して負担す る未履行債務(甲の破綻等その他の事由に よる当該委託清算約定の処理に伴って生 じる債務のうち未履行であるものを含む。 以下本項において同じ。)の額(業務方法 書第99条の2第2項の規定により負担 する債務の額を除く。) 並びに甲が本清算 取次口座に記録されたクロスマージン対 象国債先物清算約定及びクロスマージン 対象金利先物清算約定に関してクリアリ ング機構に対して負担する未履行債務の 額を控除した額の範囲内で、乙がクリアリ ング機構に預託した当初証拠金の額及び 甲が委託清算約定に関してクリアリング 機構に預託した差換当初証拠金の額のう ち乙が甲に預託した委託当初証拠金の額 の合計額から、乙が本清算委託取引に関し て甲に対して負担する未履行債務(当該本 清算委託取引の終了に伴って生じる債務 のうち未履行であるものを含む。)の額又 は未払いの期限前終了金額並びに乙が本 清算取次口座に記録されたクロスマージ

するために必要な措置 (クロスマージン対象国 債先物清算約定に係る措置を含む。) の要請を 行ったときは、乙は当該要請に応じることとす る。

#### (当初証拠金の返還請求権)

第17条 クリアリング機構に対する当初証拠 金の返還請求権は、次の各号に掲げる者が、当 該各号に定める金額に相当する部分について 有するものとする。

# (1) 乙

乙がクリアリング機構に預託した当初 証拠金の額及び甲が委託清算約定に関し てクリアリング機構に預託した差換当初 証拠金の合計額(以下「当初証拠金預託総 計額」という。) から甲が委託清算約定に 関してクリアリング機構に対して負担す る未履行債務(甲の破綻等その他の事由に よる当該委託清算約定の処理に伴って生 じる債務のうち未履行であるものを含む。 以下本項において同じ。)の額(業務方法 書第99条の2第2項の規定により負担 する債務の額を除く。) 及び甲が本清算取 次口座に記録されたクロスマージン対象 国債先物清算約定に関してクリアリング 機構に対して負担する未履行債務の額を 控除した額の範囲内で、乙がクリアリング 機構に預託した当初証拠金の額及び甲が 委託清算約定に関してクリアリング機構 に預託した差換当初証拠金の額のうち乙 が甲に預託した委託当初証拠金の額の合 計額から、乙が本清算委託取引に関して甲 に対して負担する未履行債務(当該本清算 委託取引の終了に伴って生じる債務のう ち未履行であるものを含む。) の額又は未 払いの期限前終了金額及び乙が本清算取 次口座に記録されたクロスマージン対象 国債先物清算約定に関して甲に対して負 ン対象国債先物清算約定<u>及びクロスマージン対象金利先物清算約定</u>に関して甲に対して負担する未履行債務の額を控除した額

#### (2) 甲

当初証拠金預託総計額から、甲が委託清 算約定に関してクリアリング機構に対し て負担する未履行債務の額、甲が本清算取 次口座に記録されたクロスマージン対象 国債先物清算約定及びクロスマージン対 象金利先物清算約定に関してクリアリン グ機構に対して負担する未履行債務の額 及び第1号の額の合計額を控除した額

#### $2 \sim 6$ (略)

(クロスマージン更新差金に相当する金銭)

第23条の2 第28条の9の規定により甲乙間で法律関係が成立した場合には、本清算取次口座に記録されたクロスマージン対象国債先物清算約定区係るクロスマージン更新差金の授受について甲がクリアリング機構に対して支払い方となるときは、乙は当該クロスマージン更新差金に相当する金銭を甲に交付し、甲がクリアリング機構に対して受領方となるときは、甲は当該クロスマージン更新差金に相当する金銭を乙に交付するものとする。

(期限の利益喪失事由が発生している場合等 の証拠金の返還請求権の取扱い)

第26条 乙は、次に掲げる場合には、すべての本清算委託取引及び本清算取次口座に記録されたクロスマージン対象国債先物清算約定及びクロスマージン対象金利先物清算約定の決済が完了するまでの間、クリアリング機構及び甲に対し、本契約に基づいて預託又は交付した証拠金(以下単に「証拠金」という。)の返還請求権を行使することができない。

(1) • (2) (略)

担する未履行債務の額を控除した額

# (2) 甲

当初証拠金預託総計額から、甲が委託清 算約定に関してクリアリング機構に対し て負担する未履行債務の額、甲が本清算取 次口座に記録されたクロスマージン対象 国債先物清算約定に関してクリアリング 機構に対して負担する未履行債務の額及 び第1号の額の合計額を控除した額

#### $2 \sim 6$ (略)

(クロスマージン更新差金に相当する金銭)

第23条の2 第28条の9の規定により甲乙間で法律関係が成立した場合には、本清算取次口座に記録されたクロスマージン対象国債先物清算約定に係るクロスマージン更新差金の授受について甲がクリアリング機構に対して支払い方となるときは、乙は当該クロスマージン更新差金に相当する金銭を口に交付するものとする。

(期限の利益喪失事由が発生している場合等 の証拠金の返還請求権の取扱い)

第26条 乙は、次に掲げる場合には、すべての本清算委託取引及び本清算取次口座に記録されたクロスマージン対象国債先物清算約定の決済が完了するまでの間、クリアリング機構及び甲に対し、本契約に基づいて預託又は交付した証拠金(以下単に「証拠金」という。)の返還請求権を行使することができない。

# (1) • (2) (略)

- 2 乙は、クリアリング機構が甲の破綻等を認定した場合には、すべての委託清算約定<u>並びに</u>本清算取次口座に記録されたクロスマージン対象国債先物清算約定及びクロスマージン対象金利先物清算約定の決済が完了するまでの間、クリアリング機構及び甲に対し、証拠金の返還請求権を行使することができない。
- 3 甲は、クリアリング機構が甲の破綻等を認定した場合には、すべての委託清算約定並びに本清算取次口座に記録されたクロスマージン対象国債先物清算約定及びクロスマージン対象金利先物清算約定の決済が完了するまでの間、クリアリング機構及び乙に対し、証拠金の返還請求権を行使することができない。

(クロスマージン制度の利用)

- 第28条の7 乙がクロスマージン制度を利用 しようとする場合には、次に掲げる者(第2号 に掲げる者については、該当する場合に限る。) に関する事項を甲に明らかにしたうえで、甲の 承諾を得るものとする。
  - (1) (略)
  - (2) 乙が国債証券先物取引<u>又は金利先物取</u> 引を委託する国債先物等非清算参加者

 $2 \sim 4$  (略)

(クロスマージン対象国債先物清算約定<u>及び</u> <u>クロスマージン対象金利先物清算約定</u>の建 玉の清算取次口座への記録及び抹消)

第28条の8 甲は、乙がクロスマージン利用者である場合において、クリアリング機構が業務方法書等の定めるところにより、乙の計算による国債証券先物取引及び金利先物取引について、乙のために設定された甲の委託取引口座に当該国債証券先物取引及び当該金利先物取引の建玉を記録し又は当該口座から抹消したときに、本清算取次口座に当該国債証券先物取引及び当該金利先物取引の建玉を記録し又は当該口座から抹消するものとする。

- 2 乙は、クリアリング機構が甲の破綻等を認定 した場合には、すべての委託清算約定<u>及び</u>本清 算取次口座に記録されたクロスマージン対象 国債先物清算約定の決済が完了するまでの間、 クリアリング機構及び甲に対し、証拠金の返還 請求権を行使することができない。
- 3 甲は、クリアリング機構が甲の破綻等を認定 した場合には、すべての委託清算約定<u>及び</u>本清 算取次口座に記録されたクロスマージン対象 国債先物清算約定の決済が完了するまでの間、 クリアリング機構及び乙に対し、証拠金の返還 請求権を行使することができない。

(クロスマージン制度の利用)

- 第28条の7 乙がクロスマージン制度を利用 しようとする場合には、次に掲げる者(第2号 に掲げる者については、該当する場合に限る。) に関する事項を甲に明らかにしたうえで、甲の 承諾を得るものとする。
  - (1) (略)
  - (2) 乙が国債証券先物取引を委託する国債 先物等非清算参加者

 $2 \sim 4$  (略)

(クロスマージン対象国債先物清算約定の建 玉の清算取次口座への記録及び抹消)

第28条の8 甲は、乙がクロスマージン利用者である場合において、クリアリング機構が業務方法書等の定めるところにより、乙の計算による国債証券先物取引について、乙のために設定された甲の委託取引口座に当該国債証券先物取引の建玉を記録し又は当該口座から抹消したときに、本清算取次口座に当該国債証券先物取引の建玉を記録し又は当該口座から抹消するものとする。

(クロスマージン対象国債先物清算約定<u>及び</u> クロスマージン対象金利先物清算約定に係 る法律関係の成立)

第28条の9 業務方法書等の定めるところに より、クロスマージン申請者とクリアリング機 構との間のクロスマージン対象国債先物清算 約定に係る債権債務と同一内容の債権債務又 はクロスマージン対象金利先物清算約定に係 <u>る債権債務</u>と同一内容の債権債務が甲とクリ アリング機構との間で成立した場合で、当該ク ロスマージン対象国債先物清算約定又は当該 クロスマージン対象金利先物清算約定が本清 算取次口座に記録されているものであるとき は、当該債権債務の成立と同時に、甲乙間で、 当該債権債務が本契約に基づく個別の有価証 券等清算取次ぎの委託により成立したものと 仮定したときに当該委託により成立すること となる本清算委託取引と同一の経済効果を有 する法律関係が成立するものとする。

2 (略)

(クロスマージン対象国債先物清算約定<u>及び</u> クロスマージン対象金利先物清算約定の処 分)

- 第28条の10 前条に規定する甲乙間の法律 関係が成立した場合には、クリアリング機構 は、業務方法書等の定めるところにより、本清 算取次口座に建玉が記録されているクロスマ ージン対象国債先物清算約定及びクロスマー ジン対象金利先物清算約定の転売又は買戻し その他必要と認める整理を任意の国債先物等 清算参加者をして行わせることができる。
- 2 クロスマージン処分取引が、本清算取次口座 に建玉が記録されているクロスマージン対象 国債先物清算約定<u>又はクロスマージン対象金</u> 利先物清算約定を対象として行われた場合で あって、本清算委託取引が終了していないとき は、業務方法書第93条の2第4項の規定によ

(クロスマージン対象国債先物清算約定に係る法律関係の成立)

第28条の9 業務方法書等の定めるところにより、クロスマージン申請者とクリアリング機構との間のクロスマージン対象国債先物清算約定に係る債権債務と同一内容の債権債務が甲とクリアリング機構との間で成立した場合で、当該クロスマージン対象国債先物清算約定が本清算取次口座に記録されているものであるときは、当該債権債務の成立と同時に、甲乙間で、当該債権債務が本契約に基づく個別の有価証券等清算取次ぎの委託により成立したものと仮定したときに当該委託により成立したものと仮定したときに当該委託により成立することとなる本清算委託取引と同一の経済効果を有する法律関係が成立するものとする。

2 (略)

(クロスマージン対象国債先物清算約定の処分)

- 第28条の10 前条に規定する甲乙間の法律 関係が成立した場合には、クリアリング機構 は、業務方法書等の定めるところにより、本清 算取次口座に建玉が記録されているクロスマ ージン対象国債先物清算約定の転売又は買戻 しその他必要と認める整理を任意の国債先物 等清算参加者をして行わせることができる。
- 2 クロスマージン処分取引が、本清算取次口座 に建玉が記録されているクロスマージン対象 国債先物清算約定を対象として行われた場合 であって、本清算委託取引が終了していないと きは、業務方法書第93条の2第4項の規定に より成立した金利スワップ取引は乙の甲に対

り成立した金利スワップ取引は乙の甲に対する有価証券等清算取次ぎの委託により成立した委託清算約定と、当該金利スワップ取引に係る甲と乙の間の法律関係は本項の規定により委託清算約定とみなされる当該金利スワップ取引に係る本清算委託取引と、それぞれみなして本契約の規定を適用する。

(期限の利益喪失事由)

- 第29条 次に掲げるいずれかの事由が発生した場合、乙についての期限の利益喪失事由を構成するものとする。
  - $(1) \sim (3)$  (略)
  - (4) 先物・オプション取引口座設定約諾書 等における期限の利益の喪失

本清算取次口座にクロスマージン対象国債先物清算約定<u>又はクロスマージン対象金利先物清算約定</u>が記録されている場合に、乙が、国債証券先物取引<u>又は金利先物取引</u>の委託に関して指定市場開設者が定める先物・オプション取引口座設定約諾書の定めるところにより、又は有価証券等清算取次ぎの委託に関して証券取引等業務方法書第39条の規定に従い締結された国債先物等清算受託契約書の定めるところにより、当然に期限の利益を喪失した場合

2 · 3 (略)

(本清算委託取引終了時における委託当初証拠金等の返還)

第31条 前条第2項又は第3項の規定により すべての本清算委託取引が終了した場合、甲 は、乙から預託を受けた委託当初証拠金を直ち に乙に返還するものとする。ただし、次条の規 定により当該委託当初証拠金に係る債権債務 が清算される場合を除き、乙は、第26条第1 項の規定に基づき、すべての本清算委託取引、 本清算取次口座に記録されたクロスマージン 対象国債先物清算約定及びクロスマージン対 する有価証券等清算取次ぎの委託により成立 した委託清算約定と、当該金利スワップ取引に 係る甲と乙の間の法律関係は本項の規定によ り委託清算約定とみなされる当該金利スワッ プ取引に係る本清算委託取引と、それぞれみな して本契約の規定を適用する。

(期限の利益喪失事由)

- 第29条 次に掲げるいずれかの事由が発生した場合、乙についての期限の利益喪失事由を構成するものとする。
  - $(1) \sim (3)$  (略)
  - (4) 先物・オプション取引口座設定約諾書 等における期限の利益の喪失

本清算取次口座にクロスマージン対象国 債先物清算約定が記録されている場合に、乙 が、国債証券先物取引の委託に関して指定市 場開設者が定める先物・オプション取引口座 設定約諾書の定めるところにより、又は有価 証券等清算取次ぎの委託に関して証券取引 等業務方法書第39条の規定に従い締結さ れた国債先物等清算受託契約書の定めると ころにより、当然に期限の利益を喪失した場 合

2 · 3 (略)

(本清算委託取引終了時における委託当初証拠金等の返還)

第31条 前条第2項又は第3項の規定により すべての本清算委託取引が終了した場合、甲 は、乙から預託を受けた委託当初証拠金を直ち に乙に返還するものとする。ただし、次条の規 定により当該委託当初証拠金に係る債権債務 が清算される場合を除き、乙は、第26条第1 項の規定に基づき、すべての本清算委託取引及 び本清算取次口座に記録されたクロスマージ ン対象国債先物清算約定の決済が完了するま <u>象金利先物清算約定</u>の決済が完了するまでの間、甲に対し、当該委託当初証拠金の返還を請求することができない。

2 · 3 (略)

(クロスマージン未決済約定の承継)

第34条の2 (略)

 $2 \sim 4$  (略)

5 前各項までに規定する乙によるクロスマージン未決済約定の承継は、乙が<u>国債先物等承継</u>清算参加者との間で<u>国債先物等承継</u>を行うことについて合意し、<u>国債先物等承継清算参加者</u>を経由してクリアリング機構所定の<u>国債先物等承継申込書</u>をクリアリング機構に届け出ていることを条件に行うことができる。

(国債先物清算約定等に係る権利義務<u>及び金</u>利先物清算約定等に係る権利義務の国債先物等承継)

第34条の3 乙は、第28条の9第1項に規定する本清算委託取引と同一の経済効果を有する法律関係が成立した場合には、業務方法書等の定める期間内に限り、業務方法書等の定めに従い、国債先物等承継清算参加者を経由してクリアリング機構にクリアリング機構所定の国債先物等承継申込書を交付し、当該国債先物等承継の申込みをクリアリング機構が承諾した場合には、第1号及び第2号に掲げる権利義務(以下「国債先物清算約定等に係る権利義務」という。)並びに第3号及び第4号に掲げる権利義務(以下「金利先物清算約定等に係る権利義務」という。)につき一括して国債先物等承継清算参加者に国債先物等承継を行うことができる。

(1) (略)

(2) <u>前号に掲げる債権債務について、</u>甲及 び乙の間の第28条の9第1項に規定する 本清算委託取引と同一の経済効果を有する 法律関係(同項の規定により本清算委託取引 での間、甲に対し、当該委託当初証拠金の返還を請求することができない。

2 · 3 (略)

(クロスマージン未決済約定の承継)

第34条の2 (略)

 $2 \sim 4$  (略)

5 前各項までに規定する乙によるクロスマージン未決済約定の承継は、乙が<u>国債先物承継清</u> 算参加者との間で<u>国債先物承継</u>を行うことについて合意し、<u>国債先物承継清算参加者</u>を経由してクリアリング機構所定の<u>国債先物承継申込書</u>をクリアリング機構に届け出ていることを条件に行うことができる。

(国債先物清算約定等に係る権利義務の<u>国債</u> 先物承継)

第34条の3 乙は、第28条の9第1項に規定する本清算委託取引と同一の経済効果を有する法律関係が成立した場合には、業務方法書等の定める期間内に限り、業務方法書等の定めに従い、国債先物承継清算参加者を経由してクリアリング機構にクリアリング機構所定の国債先物承継申込書を交付し、当該国債先物承継の申込みをクリアリング機構が承諾した場合には、次に掲げる権利義務(以下総称して「国債先物清算約定等に係る権利義務」という。)につき一括して国債先物承継清算参加者に国債先物承継を行うことができる。

(1) (略)

(2) 甲及び乙の間の第28条の9第1項に 規定する本清算委託取引と同一の経済効果 を有する法律関係(同項の規定により本清算 委託取引と同一の経済効果を有する法律関 と同一の経済効果を有する法律関係が成立 した時点のもの)と業務方法書等の定める条 件が同一となる権利義務

- (3) 甲及びクリアリング機構の間の第28 条の9第1項に規定するクロスマージン対象金利先物清算約定に係る債権債務と同一 内容の債権債務(同項の規定により本清算委託取引と同一の経済効果を有する法律関係が成立した時点のもの)と業務方法書等の定める条件が同一となる権利義務
- (4) 前号に掲げる債権債務について、甲及び乙の間の第28条の9第1項に規定する本清算委託取引と同一の経済効果を有する法律関係(同項の規定により本清算委託取引と同一の経済効果を有する法律関係が成立した時点のもの)と業務方法書等の定める条件が同一となる権利義務
- 2 乙は、前項の規定によりクリアリング機構に対して国債先物清算約定等に係る権利義務及び金利先物清算約定等に係る権利義務の国債先物等承継の申込みをする場合には、あらかじめ、国債先物等承継の申込みをし、その承諾(乙が国債証券先物取引又は金利先物取引を国債先物等非清算参加者に委託している場合は当該国債先物等非清算参加者の合意を含む。)を得なければならない。
- 3 国債先物等承継清算参加者に国債先物清算 約定等に係る権利義務及び金利先物清算約定 等に係る権利義務につき国債先物等承継を行った場合、第28条の9第1項に規定するクロスマージン対象国債先物清算約定及びクロスマージン対象金利先物清算約定に係る債権債務と同一内容の債権債務並びに本清算委託取引と同一の経済効果を有する法律関係は、業務方法書等の定めるところにより、将来に向かって消滅する。

(未決済約定の承継が行われなかった場合の

係が成立した時点のもの)と業務方法書等の 定める条件が同一となる権利義務

(新設)

(新設)

- 2 乙は、前項の規定によりクリアリング機構に対して国債先物清算約定等に係る権利義務の 国債先物承継の申込みをする場合には、あらかじめ、国債先物承継清算参加者に対して当該国 債先物承継の申込みをし、その承諾(乙が国債 証券先物取引を国債先物等非清算参加者に委 託している場合は当該国債先物等非清算参加 者の合意を含む。)を得なければならない。
- 3 国債先物承継清算参加者に国債先物清算約 定等に係る権利義務につき国債先物承継を行った場合、第28条の9第1項に規定するクロスマージン対象国債先物清算約定に係る債権債務と同一内容の債権債務及び本清算委託取引と同一の経済効果を有する法律関係は、業務方法書等の定めるところにより、将来に向かって消滅する。

(未決済約定の承継が行われなかった場合の

本清算委託取引の一括清算等)

- 第35条 第33条の規定により委託清算約定 が終了した場合において、第34条の規定によ る未決済約定の承継又は第34条の2の規定 によるクロスマージン未決済約定の承継が行 われなかったときは、すべての本清算委託取引 は、甲又は乙から別段の意思表示を要すること なく当然に終了し、甲及び乙は、当該すべての 本清算委託取引に関して期限前終了金額を授 受するものとする。この場合において、期限前 終了金額は、次項に定めるところにより算出し た破綻前損益の額に、次に定めるところにより 算出した破綻後割当損益の額を合算した金額 (日本円以外の通貨により変動証拠金等を授 受すべき場合にあっては、金利スワップ取引清 算業務に関する清算参加者の破綻処理に関す る規則第6条に規定する為替相場の気配値を 用いて日本円に換算した額とする。以下本項に おいて同じ。)とする。
  - (1) 破綻後割当損益の額は、次のaからgに掲げる額の合計額(乙が業務方法書第94条第1項に規定する清算委託者でない場合には、bからgまでに掲げる金額の合計額)とする。

 $a \sim f$  (略)

- g 乙がクロスマージン利用者である場合において、乙のクロスマージン対象国債先物清算約定<u>又はクロスマージン対象金利</u>先物清算約定を対象としてクロスマージン処分取引が行われた場合は、当該クロスマージン処分取引により成立した清算約定に係る変動証拠金等の額
- (1) の  $2 \sim (3)$  (略)

2·3 (略)

4 第1項の規定により本清算委託取引が終了 した場合には、甲及び乙は、本契約に基づき相 手方から預託を受けた変動証拠金を直ちに相 手方に返還するものとする。ただし、第7項の 規定により当該変動証拠金に係る債権債務が 本清算委託取引の一括清算等)

- 第35条 第33条の規定により委託清算約定 が終了した場合において、第34条の規定によ る未決済約定の承継又は第34条の2の規定 によるクロスマージン未決済約定の承継が行 われなかったときは、すべての本清算委託取引 は、甲又は乙から別段の意思表示を要すること なく当然に終了し、甲及び乙は、当該すべての 本清算委託取引に関して期限前終了金額を授 受するものとする。この場合において、期限前 終了金額は、次項に定めるところにより算出し た破綻前損益の額に、次に定めるところにより 算出した破綻後割当損益の額を合算した金額 (日本円以外の通貨により変動証拠金等を授 受すべき場合にあっては、金利スワップ取引清 算業務に関する清算参加者の破綻処理に関す る規則第6条に規定する為替相場の気配値を 用いて日本円に換算した額とする。以下本項に おいて同じ。)とする。
  - (1) 破綻後割当損益の額は、次のaからgに掲げる額の合計額(乙が業務方法書第94条第1項に規定する清算委託者でない場合には、bからgまでに掲げる金額の合計額)とする。

 $a \sim f$  (略)

g 乙がクロスマージン利用者である場合 において、乙のクロスマージン対象国債先 物清算約定を対象としてクロスマージン 処分取引が行われた場合は、当該クロスマ ージン処分取引により成立した清算約定 に係る変動証拠金等の額

(1) の  $2 \sim (3)$  (略)

2·3 (略)

4 第1項の規定により本清算委託取引が終了 した場合には、甲及び乙は、本契約に基づき相 手方から預託を受けた変動証拠金を直ちに相 手方に返還するものとする。ただし、第7項の 規定により当該変動証拠金に係る債権債務が 清算される場合を除き、甲及び乙は、第26条第2項及び第3項の規定に基づき、すべての委託清算約定、本清算取次口座に記録されたクロスマージン対象国債先物清算約定及びクロスマージン対象金利先物清算約定の決済が完了するまでの間、相手方に対し、当該変動証拠金の返還請求権を行使することができない。

5 第1項の規定により本清算委託取引が終了した場合には、甲は、乙から預託を受けた委託当初証拠金を直ちに乙に返還するものとする。ただし、第7項の規定により当該委託当初証拠金に係る債権債務が清算される場合を除き、乙は、第26条第1項の規定に基づき、すべての委託清算約定、本清算取次口座に記録されたクロスマージン対象国債先物清算約定及びクロスマージン対象金利先物清算約定の決済が完了するまでの間、甲に対し、当該委託当初証拠金の返還を請求することができない。

#### 6 (略)

7 第1項の規定により本清算委託取引が終了 した場合には、当初損失確定日において甲乙間 に存在するすべての本契約に基づく金銭債務 (第1項の規定による本清算委託取引の終了 に伴う期限前終了金額の支払債務(本清算取次 口座にクロスマージン対象国債先物清算約定 又はクロスマージン対象金利先物清算約定が 記録されている場合にあっては、当該委託清算 約定について生じる第1項の期限前終了手数 料の支払債務に、第28条の9第1項の規定に より成立する本清算委託取引と同一の経済効 果を有する法律関係に関する甲乙間に存在す る支払債務を含むものとする。)(第3項の場合 においては、同項に規定する破綻後割当損益に 係る支払債務を除く。以下本項において同 じ。)、第4項の規定による変動証拠金の返還債 務、第5項及び第6項の規定による委託当初証 拠金の返還債務、未払いの固定金額及び変動金 額の支払債務その他甲乙間の一切の金銭債務 を含む。)は、次に定めるところにより清算さ

清算される場合を除き、甲及び乙は、第26条 第2項及び第3項の規定に基づき、すべての委 託清算約定<u>及び</u>本清算取次口座に記録された クロスマージン対象国債先物清算約定の決済 が完了するまでの間、相手方に対し、当該変動 証拠金の返還請求権を行使することができな い。

5 第1項の規定により本清算委託取引が終了した場合には、甲は、乙から預託を受けた委託当初証拠金を直ちに乙に返還するものとする。ただし、第7項の規定により当該委託当初証拠金に係る債権債務が清算される場合を除き、乙は、第26条第1項の規定に基づき、すべての委託清算約定及び本清算取次口座に記録されたクロスマージン対象国債先物清算約定の決済が完了するまでの間、甲に対し、当該委託当初証拠金の返還を請求することができない。

#### 6 (略)

7 第1項の規定により本清算委託取引が終了 した場合には、当初損失確定日において甲乙間 に存在するすべての本契約に基づく金銭債務 (第1項の規定による本清算委託取引の終了 に伴う期限前終了金額の支払債務(本清算取次 口座にクロスマージン対象国債先物清算約定 が記録されている場合にあっては、当該委託清 算約定について生じる第1項の期限前終了手 数料の支払債務に、第28条の9第1項の規定 により成立する本清算委託取引と同一の経済 効果を有する法律関係に関する甲乙間に存在 する支払債務を含むものとする。)(第3項の場 合においては、同項に規定する破綻後割当損益 に係る支払債務を除く。以下本項において同 じ。)、第4項の規定による変動証拠金の返還債 務、第5項及び第6項の規定による委託当初証 拠金の返還債務、未払いの固定金額及び変動金 額の支払債務その他甲乙間の一切の金銭債務 を含む。) は、次に定めるところにより清算さ れるものとする。

れるものとする。  
(1) 
$$\sim$$
 (5) (略)  
8・9 (略)

様式第3号の2 清算受託契約の様式(英語)

Interest Rate Swap Clearing Brokerage Agreement
Article 9. Clearing Brokerage Account (seisan toritsugi kouza)

1 Party A shall set up an account ("Party B Clearing Brokerage Account") to manage the details of the Subject Clearing Brokerage Contracts, Initial Margin (tousho shoukokin), Customer Initial Margin (itaku tousho shoukokin) and Variation Margin (hendou shoukokin) related to such Subject Clearing Brokerage Contracts, Positions (tategyoku) of the JGB Futures Contracts (kokusai shouken sakimono torihiki) and Interest Rate Futures Contracts (kinri sakimono torihiki) covered under Cross Margining (kurosumajin seido) on Party B's book, Mark-to-Market Difference (soneki sakin) and other Funds to be paid or received between Party A and Party B in accordance with this Agreement and the Rules. 2 (Omitted)

Article 10-2. When Action is Taken against Party
A

When an action under Article 29-2.2 of the Business Rules is taken against Party A with respect to Subject Transaction for Clearing (seisan taishou torihiki) under Clearing Brokerage for Party B or an action under Article 29-3.1 of the Business Rules is taken against Party A, and if Party A requests that Party B take necessary actions to manage risk of Party B's positions, including actions related to Cross Margined JGB Futures Cleared Contracts

$$(1) \sim (5)$$
 (略)  
8 · 9 (略)

様式第3号の2 清算受託契約の様式(英語) Interest Rate Swap Clearing Brokerage Agreement Article 9. Clearing Brokerage Account (seisan toritsugi kouza)

1 Party A shall set up an account ("Party B Clearing Brokerage Account") to manage the details of the Subject Clearing Brokerage Contracts, Initial Margin (tousho shoukokin), Customer Initial Margin (itaku tousho shoukokin) and Variation Margin (hendou shoukokin) related to such Subject Clearing Brokerage Contracts, Positions (tategyoku) of the JGB Futures Contracts (kokusai shouken sakimono torihiki) covered under Cross Margining (kurosumajin seido) on Party B's book, Mark-to-Market Difference (soneki sakin) and other Funds to be paid or received between Party A and Party B in accordance with this Agreement and the Rules.

2 (Omitted)

Article 10-2. When Action is Taken against Party
A

When an action under Article 29-2.2 of the Business Rules is taken against Party A with respect to Subject Transaction for Clearing (seisan taishou torihiki) under Clearing Brokerage for Party B or an action under Article 29-3.1 of the Business Rules is taken against Party A, and if Party A requests that Party B take necessary actions to manage risk of Party B's positions, including actions related to Cross Margined JGB Futures Cleared Contracts

(kurosumajin taishou kokusai sakimono seisan yakujou) or Cross Margined Interest Rate Futures Cleared Contracts (kurosumajin taishou kinri sakimono seisan yakujou), Party B shall take necessary action in response to such request.

(kurosumajin taishou kokusai sakimono seisan yakujou), Party B shall take necessary action in response to such request.

Article 17. Right to Claim Return of Initial Margin1 Party A and Party B shall respectively have the right to claim the return of Initial Margin from JSCC in the amount as set forth below:

# (1) Party B:

The amount equivalent to the sum of Initial Margin deposited with JSCC by Party B and Substituted Initial Margin deposited with JSCC by Party A in relation to Cleared Contracts subject to Brokerage; less (i) the outstanding obligation of Party B owed to Party A in respect of the Subject Clearing Brokerage Contracts (including any outstanding obligation arising as a result of the termination of the Subject Clearing Brokerage Contract) or outstanding Early Termination Amount and (ii) outstanding obligation of Party B owed to Party A in respect of the Cross Margined JGB Futures Cleared Contracts and Cross Margined Interest Rate Futures Cleared Contracts recorded on Party B Clearing Brokerage Account.

Notwithstanding the foregoing, in case the amount calculated above as Party B's claim exceeds the sum of Initial Margin deposited with JSCC by Party B and Substituted Initial Margin deposited with JSCC by Party A in relation to Cleared Contracts subject to Brokerage less the outstanding obligation of Party A owed to

Article 17. Right to Claim Return of Initial Margin1 Party A and Party B shall respectively have the right to claim the return of Initial Margin from JSCC in the amount as set forth below:

# (1) Party B:

The amount equivalent to the sum of Initial Margin deposited with JSCC by Party B and Substituted Initial Margin deposited with JSCC by Party A in relation to Cleared Contracts subject to Brokerage; less (i) the outstanding obligation of Party B owed to Party A in respect of the Subject Clearing Brokerage Contracts (including outstanding obligation arising as a result of the termination of the Subject Clearing Brokerage Contract) or outstanding Early Termination Amount and (ii) the outstanding obligation of Party B owed to Party A in respect of the Cross Margined JGB Futures Cleared Contracts recorded on Party B Clearing Brokerage Account. Notwithstanding the foregoing, in case the amount calculated above as Party B's claim exceeds the sum of Initial Margin deposited with JSCC by Party B and Substituted Initial Margin deposited with JSCC by Party A in relation to Cleared Contracts subject to Brokerage less the outstanding obligation of Party A owed to JSCC in respect of Cleared Contracts subject to Brokerage (including any JSCC in respect of Cleared Contracts subject to Brokerage (including any outstanding obligation arising as a result of the termination of Cleared Contracts subject to Brokerage due to Party A's Default (hatan tou) or other reason, but excluding obligation owed pursuant to the provision of Article 99-2.2 of the Business Rules) and the outstanding obligation of Party A owed to JSCC in respect of the Cross Margined JGB Futures Cleared Contracts and Cross Margined Interest Rate Futures Cleared Contracts recorded on Party B Clearing Brokerage Account, Party B's claim shall not cover such excess amount;

# (2) Party A:

The amount equivalent to the sum of Initial Margin deposited with JSCC by Party B and Substituted Initial Margin deposited with JSCC by Party A in relation to Cleared Contracts subject to Brokerage less the sum of outstanding obligations of Party A owed to JSCC in connection with the Cleared Contracts subject to Brokerage (including any outstanding obligation arising as a result of the termination of Cleared Contracts subject to Brokerage due to Party A's Default or other reason), the outstanding obligations of Party A owed to JSCC in respect of the Cross Margined JGB Futures Cleared Contracts and Cross Margined Interest Rate Futures Cleared Contracts recorded on Party B Clearing Brokerage Account and the amount of Party B's claim under Item (1).

2~6 (Omitted)

outstanding obligation arising as a result of the termination of Cleared Contracts subject to Brokerage due to Party A's Default (*hatan tou*) or other reason, but excluding obligation owed pursuant to the provision of Article 99-2.2 of the Business Rules) and the outstanding obligation of Party A owed to JSCC in respect of the Cross Margined JGB Futures Cleared Contracts recorded on Party B Clearing Brokerage Account, Party B's claim shall not cover such excess amount;

# (2) Party A:

The amount equivalent to the sum of Initial Margin deposited with JSCC by Party B and Substituted Initial Margin deposited with JSCC by Party A in relation to Cleared Contracts subject to the sum Brokerage less of the outstanding obligations of Party A owed to JSCC in connection with the Cleared Contracts subject to Brokerage (including any outstanding obligation arising as a result of the termination of Cleared Contracts subject to Brokerage due to Party A's Default or other reason), the outstanding obligations of Party A owed to JSCC in respect of the Cross Margined JGB Futures Cleared Contracts recorded on Party B Clearing Brokerage Account and the amount of Party B's claim under Item (1).

2~6 (Omitted)

Article 23-2. Cash Equivalent to Cross Margining MtM Difference

Where a legal relationship between Party A and Party B comes into effect pursuant to the provision of Article 28-9 of this Agreement, Party B shall pay to Party A Cash equivalent to Cross Margining MtM Difference (kurosumajin koushin sakin) in respect of the Cross Margined JGB Futures Cleared Contract and Cross Margined Interest Rate Futures Cleared Contracts recorded on Party B Clearing Brokerage Account when Party A is a payer of such Cross Margining MtM Difference to JSCC, and Party A shall pay Cash equivalent to such Cross Margining MtM Difference to Party B when Party A is to receive such Cross Margining MtM Difference from JSCC.

- Article 26. Treatment of Right to Claim Return of Margin upon Occurrence of Event of Default or Other Circumstances
- 1 Party B may not request the return of Margin deposited or paid in accordance with this Agreement (simply referred to as "Margin") from JSCC or Party A until the settlement of all Subject Clearing Brokerage Contracts and Cross Margined JGB Futures Cleared Contracts and Cross Margined Interest Rate Futures Cleared Contracts recorded on Party B Clearing Brokerage Account is completed, if:
  - (1) · (2) (Omitted)
- 2 If JSCC declares the Default of Party A, Party B may not request the return of Margin from JSCC or Party A until the completion of settlement of all Cleared Contracts subject to Brokerage and Cross Margined JGB Futures Cleared Contracts and Cross Margined Interest Rate Futures Cleared Contracts recorded on Party B Clearing Brokerage Account.

Article 23-2. Cash Equivalent to Cross Margining MtM Difference

Where a legal relationship between Party A and Party B comes into effect pursuant to the provision of Article 28-9 of this Agreement, Party B shall pay to Party A Cash equivalent to Cross Margining MtM Difference (kurosumajin koushin sakin) in respect of the Cross Margined JGB Futures Cleared Contract recorded on Party B Clearing Brokerage Account when Party A is a payer of such Cross Margining MtM Difference to JSCC, and Party A shall pay Cash equivalent to such Cross Margining MtM Difference to Party B when Party A is to receive such Cross Margining MtM Difference from JSCC.

- Article 26. Treatment of Right to Claim Return of Margin upon Occurrence of Event of Default or Other Circumstances
- 1 Party B may not request the return of Margin deposited or paid in accordance with this Agreement (simply referred to as "Margin") from JSCC or Party A until the settlement of all Subject Clearing Brokerage Contracts and Cross Margined JGB Futures Cleared Contracts recorded on Party B Clearing Brokerage Account is completed, if:
  - (1) · (2) (Omitted)
- 2 If JSCC declares the Default of Party A, Party B may not request the return of Margin from JSCC or Party A until the completion of settlement of all Cleared Contracts subject to Brokerage and Cross Margined JGB Futures Cleared Contracts recorded on Party B Clearing Brokerage Account.

3 If JSCC declares the Default of Party A, Party A may not request the return of Margin from JSCC or Party B until the completion of settlement of all Cleared Contracts subject to Brokerage and Cross Margined JGB Futures Cleared Contracts and Cross Margined Interest Rate Futures Cleared Contracts recorded on Party B Clearing Brokerage Account.

Article 28-7. Utilization of Cross Margining

- 1 When Party B intends to use Cross Margining, it shall obtain consent of Party A by clarifying the below-listed persons to Party A:
  - (1) (Omitted)
  - (2) if relevant, JGB Futures Non-Clearing Participant (kokusai sakimono tou hi seisan sankasha) acting as broker for Party B in respect of JGB Futures Contracts or Interest Rate Futures Contracts.

2~4 (Omitted)

Article 28-8. Recording on and Deletion from Clearing Brokerage Account of Position of Cross Margined JGB Futures Cleared Contracts and Cross Margined Interest Rate Futures Cleared Contracts

When JSCC recorded on or deleted from Party A's Customer Account opened for Party B which is a Cross Margining User (*kurosumajin riyousha*) Positions of JGB Futures Contracts and Interest Rate Futures Contracts for the account of Party B pursuant to the provisions of the Rules, Party A shall record on or delete from, as the case may be, Party B Clearing Brokerage Account the Positions of the relevant JGB Futures Contract and Interest Rate Futures Contract.

Article 28-9. Legal Relationship related to Cross

3 If JSCC declares the Default of Party A, Party A may not request the return of Margin from JSCC or Party B until the completion of settlement of all Cleared Contracts subject to Brokerage and Cross Margined JGB Futures Cleared Contracts recorded on Party B Clearing Brokerage Account.

Article 28-7. Utilization of Cross Margining

- 1 When Party B intends to use Cross Margining, it shall obtain consent of Party A by clarifying the below-listed persons to Party A:
  - (1) (Omitted)
  - (2) if relevant, JGB Futures Non-Clearing Participant (kokusai sakimono tou hi seisan sankasha) acting as broker for Party B in respect of JGB Futures Contracts.

2~4 (Omitted)

Article 28-8. Recording on and Deletion from Clearing Brokerage Account of Position of Cross Margined JGB Futures Cleared Contracts

When JSCC recorded on or deleted from Party A's Customer Account opened for Party B which is a Cross Margining User (*kurosumajin riyousha*) Positions of JGB Futures Contracts for the account of Party B pursuant to the provisions of the Rules, Party A shall record on or delete from, as the case may be, Party B Clearing Brokerage Account the Positions of the relevant JGB Futures Contract.

Article 28-9. Legal Relationship related to Cross

Margined JGB Futures Cleared Contracts and Cross Margined Interest Rate Futures Cleared Contracts

1 When the claims and obligations with the same terms and conditions as those of Cross Margined JGB Futures Cleared Contract or Cross Margined Interest Rate Futures Cleared Contract that is recorded on Party B Clearing Brokerage Account between the Cross Margining Requester and JSCC came into existence between Party A and JSCC pursuant to the provisions of the Rules, simultaneously with the time when such claims and obligations come into effect, the legal relationship having the same economic effect as a Subject Clearing Brokerage Contract which would come into effect if such claims and obligations come into effect as a result of Party A's Clearing Brokerage for Party B under this Agreement shall arise between Party A and Party B.

2 (Omitted)

Article 28-10. Liquidation of Cross Margined

JGB Futures Cleared Contracts and Cross

Margined Interest Rate Futures Cleared

Contracts

1 When the legal relationship as set forth in Article 28-9 comes into effect between Party A and Party B, JSCC may cause the JGB Futures Clearing Participant (kokusai sakimono tou seisan sankasha) of its selection to conduct offsetting sale or offsetting purchase or take other necessary liquidation process in respect of the Cross Margined JGB Futures Cleared Contracts and Cross Margined Interest Rate Futures Cleared Contracts of which Positions are recorded on Party B Clearing Brokerage Account pursuant to the provisions of the Rules.

Margined JGB Futures Cleared Contracts

1 When the claims and obligations with the same terms and conditions as those of Cross Margined JGB Futures Cleared Contract that is recorded on Party B Clearing Brokerage Account between the Cross Margining Requester and JSCC came into existence between Party A and JSCC pursuant to the provisions of the Rules, simultaneously with the time when such claims and obligations come into effect, the legal relationship having the same economic effect as a Subject Clearing Brokerage Contract which would come into effect if such claims and obligations come into effect as a result of Party A's Clearing Brokerage for Party B under this Agreement shall arise between Party A and Party B.

2 (Omitted)

Article 28-10. Liquidation of Cross Margined JGB Futures Cleared Contract

1 When the legal relationship as set forth in Article 28-9 comes into effect between Party A and Party B, JSCC may cause the JGB Futures Clearing Participant (kokusai sakimono tou seisan sankasha) of its selection to conduct offsetting sale or offsetting purchase or take other necessary liquidation process in respect of the Cross Margined JGB Futures Cleared Contracts of which Positions are recorded on Party B Clearing Brokerage Account pursuant to the provisions of the Rules.

2 If a Cross Margining Liquidation Transaction (kurosumajin shobun torihiki) is executed in respect of a Cross Margined JGB Futures Cleared Contract or Cross Margined Interest Rate Futures Cleared Contract of which Position is recorded on Party B Clearing Brokerage Account and the Subject Clearing Brokerage Contract has not been terminated, the provisions of this Agreement shall apply by deeming the IRS Transaction which comes into effect pursuant to the provision of Article 93-2.4 of the Business Rules as the Cleared Contract subject to Brokerage which comes into effect as a result of Party A's Clearing Brokerage for Party B, and the legal relationship between Party A and Party B in respect of the IRS Transaction as the Subject Clearing Brokerage Contract related to the IRS Transaction which is deemed to be the Cleared Contract subject to Brokerage pursuant to the provision of this paragraph, respectively.

# Article 29. Event of Default

1 An occurrence of any of the following events shall constitute an Event of Default in respect of Party B:

 $(1)\sim(3)$  (Omitted)

(4) Acceleration of Obligations under Agreement for Setting up Futures/Options Trading Account

When Cross Margined JGB Futures
Cleared Contracts or Cross Margined
Interest Rate Futures Cleared Contracts
are recorded on Party B Clearing
Brokerage Account, if obligations of Party
B has been accelerated under an
Agreement for Setting up Futures/Options
Trading Account (sakimono opushon
torihiki kouza settei yakudakusho)
prescribed by the Designated Market

2 If a Cross Margining Liquidation Transaction (kurosumajin shobun torihiki) is executed in respect of a Cross Margined JGB Futures Cleared Contract of which Position is recorded on Party B Clearing Brokerage Account and the Subject Clearing Brokerage Contract has not been terminated, the provisions Agreement shall apply by deeming the IRS Transaction which comes into effect pursuant to the provision of Article 93-2.4 of the Business Rules as the Cleared Contract subject to Brokerage which comes into effect as a result of Party A's Clearing Brokerage for Party B, and the legal relationship between Party A and Party B in respect of the IRS Transaction as the Subject Clearing Brokerage Contract related to the IRS Transaction which is deemed to be the Cleared Contract subject to Brokerage pursuant to the provision of this paragraph, respectively.

#### Article 29. Event of Default

1 An occurrence of any of the following events shall constitute an Event of Default in respect of Party B:

 $(1)\sim(3)$  (Omitted)

(4) Acceleration of Obligations under Agreement for Setting up Futures/Options Trading Account

When Cross Margined JGB Futures Cleared Contracts are recorded on Party B Clearing Brokerage Account, if obligations of Party B has been accelerated under an Agreement for Setting up Futures/Options Trading Account (sakimono opushon torihiki kouza settei yakudakusho) prescribed by the Designated Market Operator (shitei shijou kaisetsusha) for brokerage of JGB

Operator (shitei shijou kaisetsusha) for brokerage of JGB Futures Contracts or Interest Rate Futures Contracts or under a Contract for Commissioning Clearance Relating to JGB Futures, Etc. (kokusai sakimono tou seisan jutaku keiyakusho) concluded pursuant to the provision of Article 39 of the Securities and Similar Contracts Business Rules (shouken torihiki tou gyoumu houhousho).

2 · 3 (Omitted)

Article 31. Return of Customer Initial Margin upon Termination of Subject Clearing Brokerage Contracts

1 If all Subject Clearing Brokerage Contracts are terminated pursuant to the provision of Article 30.2 or 30.3 of this Agreement, Party A shall immediately return to Party B Customer Initial Margin deposited by Party B, provided that Party B may not request the return of Customer Initial Margin from Party A until the settlement of all Subject Clearing Brokerage Contracts and Cross Margined JGB Futures Cleared Contracts and Cross Margined Interest Rate Futures Cleared Contracts recorded on Party B Clearing Brokerage Account is completed under the provision of Article 26.1 of this Agreement. This proviso shall not affect the settlement of the claims and obligations in Customer Initial Margin pursuant to the provision of Article 32 below.

2 · 3 (Omitted)

Article 34-2. Position Transfer of Outstanding Cross Margined Contracts

1~4 (Omitted)

5 The Position Transfer of Outstanding Cross Margined Contracts by Party B as set forth in Futures Contracts or under a Contract for Commissioning Clearance Relating to JGB Futures, Etc. (kokusai sakimono tou seisan jutaku keiyakusho) concluded pursuant to the provision of Article 39 of the Securities and Similar Contracts Business Rules (shouken torihiki tou gyoumu houhousho).

2 · 3 (Omitted)

Article 31. Return of Customer Initial Margin upon Termination of Subject Clearing Brokerage Contracts

1 If all Subject Clearing Brokerage Contracts are terminated pursuant to the provision of Article 30.2 or 30.3 of this Agreement, Party A shall immediately return to Party B Customer Initial Margin deposited by Party B, provided that Party B may not request the return of Customer Initial Margin from Party A until the settlement of all Subject Clearing Brokerage Contracts and Cross Margined JGB Futures Cleared Contracts recorded on Party B Clearing Brokerage Account is completed under the provision of Article 26.1 of this Agreement. This proviso shall not affect the settlement of the claims and obligations in Customer Initial Margin pursuant to the provision of Article 32 below.

2 · 3 (Omitted)

Article 34-2. Position Transfer of Outstanding Cross Margined Contracts

1~4 (Omitted)

5 The Position Transfer of Outstanding Cross Margined Contracts by Party B as set forth in Paragraphs 1 through 4 above may only be allowed when Party B has agreed with the Listed Futures Successor Clearing Broker (kokusai sakimonotou shoukei seisan sankasha) on the Listed Futures Position Transfer (kokusai sakimonotou shoukei), and submitted a request for Listed Futures Position Transfer in the form prescribed by JSCC to JSCC via the Listed Futures Successor Clearing Broker.

- Article 34-3. <u>Listed</u> Futures Position Transfer of Claims and Obligations related to JGB Futures Cleared Contracts (*kokusai sakimono seisan yakujou*) <u>and Interest Rate Futures Cleared</u> Contracts (*kinri sakimono seisan yakujou*)
- 1 When the legal relationship having the same economic effect as the Subject Clearing Brokerage Contract set forth in Article 28-9.1 of this Agreement comes into existence, Party B may cause the claims and obligations listed in Items (1) and (2) below (hereinafter collectively referred to as the "Claims and Obligations related to JGB Futures Cleared Contracts") and the claims and obligations listed in Items (3) and (4) below (referred to as the "Claims and Obligations related to Interest Rate Futures Cleared Contracts") to be transferred through Position Transfer as a whole to a Listed Futures Successor Clearing Broker through the submission of a Position Transfer Request in the form prescribed by JSCC to JSCC via the Listed Futures Successor Clearing Broker and if JSCC accepts such request, in accordance with the provisions of the Rules. This may only be done during the period specified in the Rules:
- (1) (Omitted)
- (2) The claims and obligations listed in Item (1)

Paragraphs 1 through 4 above may only be allowed when Party B has agreed with the <u>JGB</u> Futures Successor Clearing Broker (kokusai sakimono shoukei seisan sankasha) on the <u>JGB</u> Futures Position Transfer (kokusai sakimono shoukei), and submitted a request for <u>JGB</u> Futures Position Transfer in the form prescribed by JSCC to JSCC via the <u>JGB</u> Futures Successor Clearing Broker.

- Article 34-3. <u>JGB</u> Futures Position Transfer of Claims and Obligations related to JGB Futures Cleared Contracts (kokusai sakimono seisan yakujou)
- 1 When the legal relationship having the same economic effect as the Subject Clearing Brokerage Contract set forth in Article 28-9.1 of this Agreement comes into existence, Party B may cause the claims and obligations listed below (hereinafter collectively referred to as the "Claims and Obligations related to JGB Futures Cleared Contracts ") to be transferred through Position Transfer as a whole to a JGB Futures Successor Clearing Broker through the submission of a Position Transfer Request in the form prescribed by JSCC to JSCC via the JGB Futures Successor Clearing Broker and if JSCC accepts such request, in accordance with the provisions of the Rules. This may only be done during the period specified in the Rules:
- (1) (Omitted)
- (2) The claims and obligations of which the terms

of which the terms and conditions as prescribed in the Rules are identical to the legal relationship having the same economic effect as the Subject Clearing Brokerage Contracts set forth in Article 28-9.1 between Party A and Party B which are in effect at the time when the legal relationship having the same economic effect as the Subject Clearing Brokerage Contract comes into existence according to the provision of Article 28-9.1.

- (3) The claims and obligations of which the terms and conditions as prescribed in the Rules are identical to the claims and obligations with the same terms and conditions as those related to Cross Margined Interest Rate Futures Cleared Contracts set forth in Article 28-9.1 between Party A and JSCC which are in effect at the time when the legal relationship having the same economic effect as the Subject Clearing Brokerage Contracts comes into existence according to the provision of Article 28-9.1;
- (4) The claims and obligations listed in Item (3) of which the terms and conditions as prescribed in the Rules are identical to the legal relationship having the same economic effect as the Subject Clearing Brokerage Contracts set forth in Article 28-9.1 between Party A and Party B which are in effect at the time when the legal relationship having the same economic effect as the Subject Clearing Brokerage Contract comes into existence according to the provision of Article 28-9.1.
- 2 Where Party B requests to JSCC a <u>Listed</u>
  Futures Position Transfer in respect of the
  claims and obligations related to JGB Futures
  Cleared Contracts and the like and Interest

and conditions as prescribed in the Rules are identical to the legal relationship having the same economic effect as the Subject Clearing Brokerage Contracts set forth in Article 28-9.1 between Party A and Party B which are in effect at the time when the legal relationship having the same economic effect as the Subject Clearing Brokerage Contract comes into existence according to the provision of Article 28-9.1.

(Newly specified)

(Newly specified)

2 Where Party B requests to JSCC a <u>JGB</u>
Futures Position Transfer in respect of the
claims and obligations related to JGB Futures
Cleared Contracts and the like pursuant to the

Rate Futures Cleared Contracts and the like pursuant to the provision of Paragraph 1, Party B shall request to the <u>Listed</u> Futures Successor Clearing Broker the <u>Listed</u> Futures Position Transfer and obtain the consent of the <u>Listed</u> Futures Successor Clearing Broker (and the JGB Futures Non-Clearing Participant, when the JGB Futures Contracts or Interest Rate <u>Futures Contracts</u> of Party B are traded through a JGB Futures Non-Clearing Participant) in advance.

3 When a Listed Futures Position Transfer to the Listed Futures Successor Clearing Broker is effected in respect of the claims and obligations related to JGB Futures Cleared Contracts and the like and Interest Rate Futures Cleared Contracts and the like, the claims and obligations identical to the claims and obligations related to the Cross Margined JGB Futures Cleared Contracts and Cross Margined Interest Rate Futures Cleared Contracts set forth in Article 28-9.1 and the legal relationship having the same economic effect as the Subject Clearing Brokerage Contracts shall cease to exist and have no future effect pursuant to the provisions of the Rules.

Article 35. Close-Out Netting of Subject Clearing Brokerage Contracts if Outstanding Contracts are not Transferred

1 Upon termination of the Cleared Contracts subject to Brokerage pursuant to the provision of Article 33 of this Agreement, if the Outstanding Contracts are not transferred pursuant to the provision of Article 34 of this Agreement or the Outstanding Cross Margined Contracts are not transferred pursuant to the provision of Article 34-2, all Subject Clearing Brokerage Contracts shall be automatically

provision of Paragraph 1, Party B shall request to the <u>JGB</u> Futures Successor Clearing Broker the <u>JGB</u> Futures Position Transfer and obtain the consent of the <u>JGB</u> Futures Successor Clearing Broker (and the JGB Futures Non-Clearing Participant, when the JGB Futures Contracts of Party B are traded through a JGB Futures Non-Clearing Participant) in advance.

3 When a <u>JGB</u> Futures Position Transfer to the <u>JGB</u> Futures Successor Clearing Broker is effected in respect of the claims and obligations related to JGB Futures Cleared Contracts and the like, the claims and obligations identical to the claims and obligations related to the Cross Margined JGB Futures Cleared Contracts set forth in Article 28-9.1 and the legal relationship having the same economic effect as the Subject Clearing Brokerage Contracts shall cease to exist and have no future effect pursuant to the provisions of the Rules.

Article 35. Close-Out Netting of Subject Clearing Brokerage Contracts if Outstanding Contracts are not Transferred

1 Upon termination of the Cleared Contracts subject to Brokerage pursuant to the provision of Article 33 of this Agreement, if the Outstanding Contracts are not transferred pursuant to the provision of Article 34 of this Agreement or the Outstanding Cross Margined Contracts are not transferred pursuant to the provision of Article 34-2, all Subject Clearing Brokerage Contracts shall be automatically

terminated without further notice from Party A or Party B, and Party A and Party B shall pay or receive the Early Termination Amount with respect to all of those Subject Clearing Brokerage Contracts. In this case, the Early Termination Amount shall be the sum of the Profit and Loss before Default calculated pursuant to the provision of Paragraph 2 and the Post-Default Allocated Profit and Loss calculated in the manner described below. For the purpose of this Paragraph, when the Cash Settlement Amount is to be paid or received in any currency other than Japanese yen, it shall be Japanese yen equivalent of such amount converted using the quotes of foreign exchange rate set forth in Article 6 of the Rules on Default Settlement Regarding Clearing Participants in Relation to IRS Clearing Business (kinri suwappu torihiki seisan qyoumu ni kansuru seisan sankasha no hatan shori ni kansuru kisoku):

(1) The amount of the Post-Default Allocated Profit and Loss shall be the sum of the amounts

a.~ f. (Omitted)

g. When Party B is a Cross Margining User, if a Cross Margining Liquidation Transaction is executed in respect of Party B's Cross Margined JGB Futures Cleared Contracts or Cross Margined Interest Rate Futures Cleared Contracts, the amount equal to the Cash Settlement Amount related to the Cleared Contract which comes into existence as a result of such Cross Margining Liquidation Transaction.

(1)-2 ~ (3) (Omitted)

23 (Omitted)

4 If the Subject Clearing Brokerage Contracts are 4 If the Subject Clearing Brokerage Contracts are

terminated without further notice from Party A or Party B, and Party A and Party B shall pay or receive the Early Termination Amount with respect to all of those Subject Clearing Brokerage Contracts. In this case, the Early Termination Amount shall be the sum of the Profit and Loss before Default calculated pursuant to the provision of Paragraph 2 and the Post-Default Allocated Profit and Loss calculated in the manner described below. For the purpose of this Paragraph, when the Cash Settlement Amount is to be paid or received in any currency other than Japanese yen, it shall be Japanese yen equivalent of such amount converted using the quotes of foreign exchange rate set forth in Article 6 of the Rules on Default Settlement Regarding Clearing Participants in Relation to IRS Clearing Business (kinri suwappu torihiki seisan gyoumu ni kansuru seisan sankasha no hatan shori ni kansuru kisoku):

(1) The amount of the Post-Default Allocated Profit and Loss shall be the sum of the amounts

a.~ f. (Omitted)

g. When Party B is a Cross Margining User, a Cross Margining Liquidation Transaction is executed in respect of Party B's Cross Margined JGB Futures Cleared Contracts, the amount equal to the Cash Settlement Amount related to the Cleared Contract which comes into existence as a result of such Cross Margining Liquidation Transaction.

 $(1)-2 \sim (3)$  (Omitted)

23 (Omitted)

terminated pursuant to the provision of Paragraph 1, Party A and Party B shall immediately return to the other party Variation Margin deposited by the other party in accordance with this Agreement, provided that neither Party A nor Party B may request the return of said Variation Margin from the other party until the settlement of all Cleared Contracts subject to Brokerage, Cross Margined JGB Futures Cleared Contracts and Cross Margined Interest Rate Futures Cleared Contracts recorded on Party B Clearing Brokerage Account is completed pursuant to the provisions of Articles 26.2 and 26.3 of this Agreement, except for the case where the claims and obligations arising from Variation Margin are settled pursuant to the provision of Paragraph 7.

5 If the Subject Clearing Brokerage Contracts are terminated pursuant to the provision of Paragraph 1, Party A shall immediately return to Party B Customer Initial Margin deposited by Party B, provided that Party B may not request the return of said Customer Initial Margin from Party A until the settlement of all Cleared Contracts subject to Brokerage, Cross Margined JGB Futures Cleared Contracts and Cross Margined Interest Rate Futures Cleared Contracts recorded on Party B Clearing Brokerage Account is completed pursuant to the provision of Article 26.1 of this Agreement, except for the case where the claims and obligations arising from Customer Initial Margin are settled pursuant to the provision of Paragraph 7.

### 6 (Omitted)

7 If the Subject Clearing Brokerage Contracts are terminated pursuant to the provision of Paragraph 1, all monetary obligations outstanding between Party A and Party B under

terminated pursuant to the provision of Paragraph 1, Party A and Party B shall immediately return to the other party Variation Margin deposited by the other party in accordance with this Agreement, provided that neither Party A nor Party B may request the return of said Variation Margin from the other party until the settlement of all Cleared Contracts subject to Brokerage and Cross Margined JGB Futures Cleared Contracts recorded on Party B Clearing Brokerage Account is completed pursuant to the provisions of Articles 26.2 and 26.3 of this Agreement, except for the case where the claims and obligations arising from Variation Margin are settled pursuant to the provision of Paragraph 7.

terminated pursuant to the provision of Paragraph 1, Party A shall immediately return to Party B Customer Initial Margin deposited by Party B, provided that Party B may not request the return of said Customer Initial Margin from Party A until the settlement of all Cleared Contracts subject to Brokerage and Cross Margined JGB Futures Cleared Contracts recorded on Party B Clearing Brokerage Account is completed pursuant to the provision of Article 26.1 of this Agreement, except for the case where the claims and obligations arising from Customer Initial Margin are settled pursuant to the provision of Paragraph 7.

### 6 (Omitted)

7 If the Subject Clearing Brokerage Contracts are terminated pursuant to the provision of Paragraph 1, all monetary obligations outstanding between Party A and Party B under

this Agreement as of the Initial Loss-Determination Date shall be settled as set forth below. Such monetary obligations shall include the obligations to pay the Early Termination Amount as a result of termination of the Subject Clearing Brokerage Contracts pursuant to the provision of Paragraph 1, which include, if the **Cross Margined JGB Futures Cleared Contracts** or Cross Margined Interest Rate Futures Cleared Contracts are recorded on the Party B Clearing Brokerage Account, the payment obligation existing between Party A and Party B in respect to the legal relationship having the same economic effect as the Subject Clearing Brokerage Contracts that will come into existence pursuant to the provision of Article 28-9.1 of this Agreement (where Paragraph 3 applies, other than the payment obligations related to the Post-Default Allocated Profit and Loss set forth in Paragraph 3; the same applies in this Paragraph), the obligations to return Variation Margin pursuant to the provision of Paragraph 4, the obligations to return Customer Initial Margin pursuant to the provisions of Paragraphs 5 and 6, the obligations to pay Fixed Amount and Floating Amount that remain unpaid, if any, and any and all other monetary obligations outstanding between Party A and Party B:

(1) ~ (5) (Omitted) 8 9 (Omitted) this Agreement as of the Initial Loss-Determination Date shall be settled as set forth below. Such monetary obligations shall include the obligations to pay the Early Termination Amount as a result of termination of the Subject Clearing Brokerage Contracts pursuant to the provision of Paragraph 1, which include, if the **Cross Margined JGB Futures Cleared Contracts** are recorded on the Party B Clearing Brokerage Account, the payment obligation existing between Party A and Party B in respect to the legal relationship having the same economic effect as the Subject Clearing Brokerage Contracts that will come into existence pursuant to the provision of Article 28-9.1 of this Agreement (where Paragraph 3 applies, other than the payment obligations related to the Post-Default Allocated Profit and Loss set forth in Paragraph 3; the same applies in this Paragraph), the obligations to return Variation Margin pursuant to the provision of Paragraph 4, the obligations to return Customer Initial Margin pursuant to the provisions of Paragraphs 5 and 6, the obligations to pay Fixed Amount and Floating Amount that remain unpaid, if any, and any and all other monetary obligations outstanding between Party A and Party B:

(1) ~ (5) (Omitted) 8 9 (Omitted) 新

別表 金利スワップ清算基金所要額の算出に関す る表

る表

#### 1 • 2 (略)

3 前項に規定するストレス時想定損失基準額 は、対応する金利スワップ清算基金算出日にお ける清算参加者の担保超過リスク額(清算参加 者に関係会社等(ある会社の子会社及び関連会 社並びに当該ある会社の親会社、当該親会社の 子会社及び当該親会社の関連会社をいう。以 下、同じ。) に該当する他の清算参加者が存在 する場合には、当該他の清算参加者の担保超過 リスク額を合計した額)(業務方法書第65条 の2に規定する当初証拠金所要額の引上げ(以 下「クライアントアディショナルマージン」と いう。) が適用されていないと仮定して算出し たもの) が上位である清算参加者2社の当該担 保超過リスク額の合計額を、当該金利スワップ 清算基金算出日における第1項の各清算参加 者の自己取引口座及び委託取引口座に係る当 初証拠金所要額(クライアントアディショナル マージンが適用されていないと仮定して算出 したもの)に応じて按分した額とする。なお、 「担保超過リスク額」とは、当該各清算参加者 の金利スワップ清算基金算出日における午後 7時時点における自己取引口座及び各委託取 引口座に係る清算約定に係るストレス時リス ク相当額(金利スワップ取引に係る清算イール ド・カーブ、クロスマージン対象国債先物清算 約定に係るイールド・カーブ及びクロスマージ ン対象金利先物清算約定に係るイールド・カー ブの極端な変動により、当該清算約定から当該 各清算参加者に生じ得る損失に相当する額を いい、当社が通知により定める方法により算出 するものをいう。) から当該各清算参加者の当 該当社営業日の当該自己取引口座及び委託取

#### 1 · 2 (略)

3 前項に規定するストレス時想定損失基準額 は、対応する金利スワップ清算基金算出日にお ける清算参加者の担保超過リスク額(清算参加 者に関係会社等(ある会社の子会社及び関連会 社並びに当該ある会社の親会社、当該親会社の 子会社及び当該親会社の関連会社をいう。以 下、同じ。) に該当する他の清算参加者が存在 する場合には、当該他の清算参加者の担保超過 リスク額を合計した額)(業務方法書第65条 の2に規定する当初証拠金所要額の引上げ(以 下「クライアントアディショナルマージン」と いう。) が適用されていないと仮定して算出し たもの) が上位である清算参加者2社の当該担 保超過リスク額の合計額を、当該金利スワップ 清算基金算出日における第1項の各清算参加 者の自己取引口座及び委託取引口座に係る当 初証拠金所要額(クライアントアディショナル マージンが適用されていないと仮定して算出 したもの)に応じて按分した額とする。なお、 「担保超過リスク額」とは、当該各清算参加者 の金利スワップ清算基金算出日における午後 7時時点における自己取引口座及び各委託取 引口座に係る清算約定に係るストレス時リス ク相当額(金利スワップ取引に係る清算イール ド・カーブ並びにクロスマージン対象国債先物 清算約定に係るイールド・カーブの極端な変動 により、当該清算約定から当該各清算参加者に 生じ得る損失に相当する額をいい、当社が通知 により定める方法により算出するものをい う。) から当該各清算参加者の当該当社営業日 の当該自己取引口座及び委託取引口座に係る 当初証拠金所要額を差し引いた額(当該委託取

旧

別表 金利スワップ清算基金所要額の算出に関す

引口座に係る当初証拠金所要額を差し引いた額(当該委託取引口座に係る当該額が負数となる場合は、0とする。)を、当該各清算参加者について合算した額(当該合算した額が負数となる場合は、0とする。)をいう。

4·5 (略)

# 付 則

- 1 この改正規定は、令和6年3月4日から施行 する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和6年3月4日以後の当社が定める日から施行する。

引口座に係る当該額が負数となる場合は、0 とする。)を、当該各清算参加者について合算した額(当該合算した額が負数となる場合は、0 とする。)をいう。

4·5 (略)

新

(クロスマージン処分取引の実施)

第7条の2 (略)

2 当社は、クロスマージン処分取引を、クロスマージン対象国債先物清算約定<u>若しくはクロスマージン対象金利先物清算約定</u>の転売<u>若しくは</u>買戻しの相手方となった者又は当該相手方から取次ぎの委託を受けた者を相手方として行うものとする。ただし、当社が、金利スワップ取引の市場の状況その他の事情を勘案し、金利スワップ破綻管理委員会の助言に基づきこれによることが困難であると認めた場合は、この限りでない。

 $3 \sim 6$  (略)

(クロスマージン承諾者破綻時における清算 約定(委託分)等の承継)

第8条の2 (略)

2 前項の規定にかかわらず、当社は、前項に規 定する期間について、承継を希望している清算 委託者及び受託清算参加者が金利スワップ取 引清算業務に関する業務方法書の取扱い第2 6条の2第3項各号に定める内容の体制整備 を行い、かつ、国債先物等承継を希望している クロスマージン利用者(当該クロスマージン利 用者が国債証券先物取引又は金利先物取引を 国債先物等非清算参加者に委託している場合 は当該国債先物等非清算参加者を含む。) 及び 国債先物等清算参加者が金利スワップ取引清 算業務に関する業務方法書の取扱い第26条 の3第2項各号に定める内容の体制整備を行 っている場合には、金利スワップ破綻管理委員 会の助言に基づき、金利スワップ取引、国債証 券先物取引及び金利先物取引の状況、当社に生 じ得る損失の可能性その他の事情を勘案した うえで、最大で業務方法書第84条の5第1項 の規定により債権債務が成立した日の6当社 旧

(クロスマージン処分取引の実施)

第7条の2 (略)

2 当社は、クロスマージン処分取引を、クロスマージン対象国債先物清算約定の転売<u>又は</u>買戻しの相手方となった者又は当該相手方から取次ぎの委託を受けた者を相手方として行うものとする。ただし、当社が、金利スワップ取引の市場の状況その他の事情を勘案し、金利スワップ破綻管理委員会の助言に基づきこれによることが困難であると認めた場合は、この限りでない。

 $3 \sim 6$  (略)

(クロスマージン承諾者破綻時における清算 約定(委託分)等の承継)

第8条の2 (略)

2 前項の規定にかかわらず、当社は、前項に規 定する期間について、承継を希望している清算 委託者及び受託清算参加者が金利スワップ取 引清算業務に関する業務方法書の取扱い第2 6条の2第3項各号に定める内容の体制整備 を行い、かつ、国債先物承継を希望しているク ロスマージン利用者(当該クロスマージン利用 者が国債証券先物取引を国債先物等非清算参 加者に委託している場合は当該国債先物等非 清算参加者を含む。)及び国債先物等清算参加 者が金利スワップ取引清算業務に関する業務 方法書の取扱い第26条の3第2項各号に定 める内容の体制整備を行っている場合には、金 利スワップ破綻管理委員会の助言に基づき、金 利スワップ取引及び国債証券先物取引の状況、 当社に生じ得る損失の可能性その他の事情を 勘案したうえで、最大で業務方法書第84条の 5第1項の規定により債権債務が成立した日 の6当社営業日後まで延長することができる

営業日後まで延長することができるものとする。この場合において、当社は毎当社営業日、 当該延長の可否について判断する。

3 (略)

(クロスマージン承諾者破綻時等における国 債先物清算約定等に係る権利義務<u>及び金利</u> <u>先物清算約定等に係る権利義務</u>の<u>国債先物</u> 等承継)

第8条の3 (略)

2 (略)

3 業務方法書第94条の3第5項第4号に規定するクロスマージン更新差金相当額については、同第84条の5第1項の規定により債権債務が成立した日から国債先物等承継が行われる日までの間に、クロスマージン承諾者から当社に対して同第77条の2の規定により支払われたクロスマージン更新差金の累計額が正数の場合には当社から当該クロスマージン承諾者に当該クロスマージン承諾者に当該クロスマージン東新差金相当額を支払い、累計額が負数の場合には当該クロスマージン更新差金相当額を支払い、累計額が負数の場合には当該クロスマージン更新差金相当額を支払うものとする。

(第四階層特別清算料により補填すべき破綻 処理損失から除くべき損失)

第21条の4 業務方法書第106条第1項に 規定する同第105条に定めるところによっ てもなお補填することができない損失から除 かれるものは、破綻清算参加者の清算参加者口 座にクロスマージン対象国債先物清算約定 <u>はクロスマージン対象金利先物清算約定</u>の建 玉が記録されている場合において、業務方法書 第105条に定めるところによってもなお補 填することができない日本円建ての破綻処理 清算約定に係る破綻処理損失のうち、同101 条第1項第1号に規定する破綻清算参加者の 日本円建ての破綻処理清算約定に係る未決済 債務から、当該破綻処理清算約定に係る当社の ものとする。この場合において、当社は毎当社 営業日、当該延長の可否について判断する。

3 (略)

(クロスマージン承諾者破綻時等における国 債先物清算約定等に係る権利義務の<u>国債先</u> 物承継)

第8条の3 (略)

2 (略)

3 業務方法書第94条の3第5項第4号に規定するクロスマージン更新差金相当額については、同第84条の5第1項の規定により債権債務が成立した日から国債先物承継が行われる日までの間に、クロスマージン承諾者から当社に対して同第77条の2の規定により支払われたクロスマージン更新差金の累計額が正数の場合には当社から当該クロスマージン承諾者に当該クロスマージン更新差金相当額を支払い、累計額が負数の場合には当該クロスマージン承諾者から当社に当該クロスマージン更新差金相当額を支払うものとする。

(第四階層特別清算料により補填すべき破綻 処理損失から除くべき損失)

第21条の4 業務方法書第106条第1項に 規定する同第105条に定めるところによっ てもなお補填することができない損失から除 かれるものは、破綻清算参加者の清算参加者口 座にクロスマージン対象国債先物清算約定の 建玉が記録されている場合において、業務方法 書第105条に定めるところによってもなお 補填することができない日本円建ての破綻処 理清算約定に係る破綻処理損失のうち、同10 1条第1項第1号に規定する破綻清算参加者 の日本円建ての破綻処理清算約定に係る未決 済債務から、当該破綻処理清算約定に係る当社 の期限前終了手数料の支払債務、第84条の5 期限前終了手数料の支払債務、第84条の5の 規定により成立した債権債務に関する当社の 支払債務、当該破綻処理清算約定に関し預託済 の変動証拠金及び当該破綻清算参加者に対す る引渡しを停止した金銭等を控除した残額に 対する、第84条の5の規定により成立した債 権債務に係る処理に関して破綻清算参加者が 当社に対して負担する未決済債務の割合に応 じた額に対応する当社の損失とする。 の規定により成立した債権債務に関する当社 の支払債務、当該破綻処理清算約定に関し預託 済の変動証拠金及び当該破綻清算参加者に対 する引渡しを停止した金銭等を控除した残額 に対する、第84条の5の規定により成立した 債権債務に係る処理に関して破綻清算参加者 が当社に対して負担する未決済債務の割合に 応じた額に対応する当社の損失とする。

## 付 則

- 1 この改正規定は、令和6年3月4日から施行 する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和6年3月4日以後の当社が定める日から施行する。

新

(諮問事項)

第4条 業務方法書第92条第1項に規定する 当社が定める事項は、次に掲げる事項とす る。

(1) • (2) (略)

(3) クロスマージン対象国債先物清算約 定及びクロスマージン対象金利先物清算約 定の転売(証券取引等業務方法書第45条 の2第2項に規定する転売をいう。)又は買 戻し(証券取引等業務方法書第45条の2 第2項に規定する買戻しをいう。)の実施、 取引条件及び取引の相手方に関する事項

(4) (略)

(5) 上記のほか、破綻処理清算約定<u>、</u>クロスマージン対象国債先物清算約定<u>及びクロスマージン対象金利先物清算約定</u>の決済等に関し、当社が個別に諮問する事項

2 (略)

(クロスマージン利用者の破綻処理に係る助 言を行う委員に関する特則)

第6条の2 前条の規定にかかわらず、クロスマージン利用者である清算委託者が現に有価証券等清算取次ぎの委託を行っている受託清算参加者が委員である場合において、委員会が当該清算委託者の計算により成立しているクロスマージン対象国債先物清算約定区関して助言を行うときは、当該委員の選任を取り消すものとする。この場合、当社は、清算参加者リストの順序に従い、補充の委員を選任する。

2 (略)

旧

(諮問事項)

第4条 業務方法書第92条第1項に規定する 当社が定める事項は、次に掲げる事項とす る。

(1) • (2) (略)

(3) クロスマージン対象国債先物清算約 定の転売(証券取引等業務方法書第45条 の2第2項に規定する転売をいう。)又は買 戻し(証券取引等業務方法書第45条の2 第2項に規定する買戻しをいう。)の実施、 取引条件及び取引の相手方に関する事項

(4) (略)

(5) 上記のほか、破綻処理清算約定<u>及び</u> クロスマージン対象国債先物清算約定の決 済等に関し、当社が個別に諮問する事項

2 (略)

(クロスマージン利用者の破綻処理に係る助 言を行う委員に関する特則)

第6条の2 前条の規定にかかわらず、クロスマージン利用者である清算委託者が現に有価証券等清算取次ぎの委託を行っている受託清算参加者が委員である場合において、委員会が当該清算委託者の計算により成立しているクロスマージン対象国債先物清算約定に関して助言を行うときは、当該委員の選任を取り消すものとする。この場合、当社は、清算参加者リストの順序に従い、補充の委員を選任する。

2 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、令和6年3月4日から施 行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る 当社と清算参加者の間の決済を行うために必要 な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じ た場合その他やむを得ない事由により、改正後 の規定を適用することが適当でないと当社が認 める場合には、令和6年3月4日以後の当社が 定める日から施行する。

旧 ·

(措置の通知等)

第34条 (略)

 $2 \sim 4$  (略)

5 当社が、第29条第1項の規定に基づきクロスマージンの申請を禁止したときは、その対象清算参加者は、自らが行うクロスマージンの申請に係るクロスマージン利用者(金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書(以下「金利スワップ取引業務方法書」という。)第2条第1項<u>第13号の9</u>に規定するクロスマージン利用者をいう。以下同じ。)及びクロスマージン承諾者(クロスマージンの申請に対して、金利スワップ取引業務方法書の規定に基づき承諾の通知を行う者をいう。以下同じ。)に対し、直ちにその旨を通知しなければならない。

新

 $6 \sim 9$  (略)

(国債先物等清算参加者によるクロスマージンの申請)

- 第73条の15の2 国債先物等清算参加者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、クロスマージン利用者の計算による国債証券先物取引又は金利先物取引に係る建玉について、当社が定めるところにより、当社に対してクロスマージン制度(金利スワップ取引業務方法書第2条第1項第13号の5に規定するクロスマージン制度をいう。以下同じ。)の対象とするための申請(以下「クロスマージンの申請」という。)を行うことができる。
  - (1) 当該国債先物等清算参加者がクロスマージン利用者である場合で、当該国債先物等清算参加者が、自己の計算による国債証券先物取引又は金利先物取引に係る建玉

(措置の通知等)

第34条 (略)

 $2 \sim 4$  (略)

5 当社が、第29条第1項の規定に基づきクロスマージンの申請を禁止したときは、その対象清算参加者は、自らが行うクロスマージンの申請に係るクロスマージン利用者(金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書(以下「金利スワップ取引業務方法書」という。)第2条第1項<u>第13号の8</u>に規定するクロスマージン利用者をいう。以下同じ。)及びクロスマージン承諾者(クロスマージンの申請に対して、金利スワップ取引業務方法書の規定に基づき承諾の通知を行う者をいう。以下同じ。)に対し、直ちにその旨を通知しなければならない。

 $6 \sim 9$  (略)

(国債先物等清算参加者によるクロスマージンの申請)

- 第73条の15の2 国債先物等清算参加者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、クロスマージン利用者の計算による国債証券先物取引に係る建玉について、当社が定めるところにより、当社に対してクロスマージン制度(金利スワップ取引業務方法書第2条第1項第13号の5に規定するクロスマージン制度をいう。以下同じ。)の対象とするための申請(以下「クロスマージンの申請」という。)を行うことができる。
  - (1) 当該国債先物等清算参加者がクロスマージン利用者である場合で、当該国債先物等清算参加者が、自己の計算による国債証券先物取引に係る建玉の全部又は一部に

の全部又は一部についてクロスマージン制 度の対象としようとするとき。

(2) • (3) (略)

2 (略)

(クロスマージンの申請に係る制限)

- 第73条の15の3 前条の規定に基づきクロスマージンの申請を行う国債先物等清算参加者(以下「クロスマージン申請者」という。)は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める日の2日前の日及び前日において、当該各号のクロスマージン利用者のためにクロスマージンの申請を行うことができないものとする。
  - (1) クロスマージン利用者について、そのクロスマージン承諾者が、金利スワップ取引業務方法書第84条の2第2項の規定によりクロスマージン申請者又は当該クロスマージン利用者が国債証券先物取引又は金利先物取引を委託する国債先物等非清算参加者(当該クロスマージン利用者が国債先物等非清算参加者の顧客である場合に限る。)を変更するための届出を行った場合当該届出に基づく内容の変更の効力が生じる日

(2) (略)

(クロスマージン対象国債先物清算約定<u>及び</u> クロスマージン対象金利先物清算約定に係 る債権債務の消滅)

第73条の15の4 クロスマージン申請者と 当社との間のクロスマージン対象国債先物清 算約定(金利スワップ取引業務方法書第2条 第1項<u>第13号の7</u>に規定するクロスマージ ン対象国債先物清算約定をいう。以下同じ。) <u>又はクロスマージン対象金利先物清算約定</u> (金利スワップ取引業務方法書第2条第1項 第13号の6に規定するクロスマージン対象 金利先物清算約定をいう。以下同じ。)に係る ついてクロスマージン制度の対象としようとするとき。

(2) • (3) (略)

2 (略)

(クロスマージンの申請に係る制限)

- 第73条の15の3 前条の規定に基づきクロスマージンの申請を行う国債先物等清算参加者(以下「クロスマージン申請者」という。)は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める日の2日前の日及び前日において、当該各号のクロスマージン利用者のためにクロスマージンの申請を行うことができないものとする。
  - (1) クロスマージン利用者について、そのクロスマージン承諾者が、金利スワップ取引業務方法書第84条の2第2項の規定によりクロスマージン申請者又は当該クロスマージン利用者が国債証券先物取引を委託する国債先物等非清算参加者(当該クロスマージン利用者が国債先物等非清算参加者の顧客である場合に限る。)を変更するための届出を行った場合

当該届出に基づく内容の変更の効力が生 じる日

(2) (略)

(クロスマージン対象国債先物清算約定に係 る債権債務の消滅)

第73条の15の4 クロスマージン申請者と 当社との間のクロスマージン対象国債先物清 算約定(金利スワップ取引業務方法書第2条 第1項<u>第13号の6</u>に規定するクロスマージ ン対象国債先物清算約定をいう。以下同じ。) に係る債権債務(第4項に規定する債権債務 を除く。)は、次の各号に掲げる者が、クロス マージン対象国債先物清算約定に係るクロス マージン利用者である場合で、当該各号に定 債権債務(第4項に規定する債権債務を除く。)は、次の各号に掲げる者が、クロスマージン対象国債先物清算約定<u>又はクロスマージン対象金利先物清算約定</u>に係るクロスマージン利用者である場合で、当該各号に定める事由のいずれかに該当することとなったときに、将来に向かって消滅する。

- (1) (略)
- (2) クロスマージン申請者の顧客
  - a 当該クロスマージン利用者が、クロスマージン対象国債先物清算約定に係る国債証券先物取引又はクロスマージン対象金利先物清算約定に係る金利先物取引の委託につき、指定市場開設者が定める先物・オプション取引口座設定約諾書の定めるところにより、当然に期限の利益を喪失したとき。

b·c (略)

- (3) 国債先物等非清算参加者
  - a 当該クロスマージン利用者が、クロスマージン対象国債先物清算約定に係る国債証券先物取引又はクロスマージン対象金利先物取引の有価証券等清算取次ぎの委託につき、第39条の規定に従いクロスマージン申請者との間で締結した国債先物等清算受託契約書の定めるところにより、当然に期限の利益を喪失したとき。

 $b \sim d$  (略)

- (4) 国債先物等非清算参加者の顧客a ~ c (略)
  - d 当該クロスマージン利用者から国債証券先物取引又は金利先物取引の委託を受ける国債先物等非清算参加者が、前号a 又はbに定める事由に該当することとなったとき。この場合において、同号a又はb中「当該クロスマージン利用者」とあるのは「当該クロスマージン利用者から国債証券先物取引又は金利先物取引の

める事由のいずれかに該当することとなった ときに、将来に向かって消滅する。

- (1) (略)
- (2) クロスマージン申請者の顧客
- a 当該クロスマージン利用者が、クロスマージン対象国債先物清算約定に係る国債証券先物取引の委託につき、指定市場開設者が定める先物・オプション取引口座設定約諾書の定めるところにより、当然に期限の利益を喪失したとき。

b·c (略)

- (3) 国債先物等非清算参加者
- a 当該クロスマージン利用者が、当該クロスマージン対象国債先物清算約定に係る国債証券先物取引の有価証券等清算取次ぎの委託につき、第39条の規定に従いクロスマージン申請者との間で締結した国債先物等清算受託契約書の定めるところにより、当然に期限の利益を喪失したとき。

 $b \sim d$  (略)

- (4) 国債先物等非清算参加者の顧客a ~ c (略)
- d 当該クロスマージン利用者から国債証券先物取引の委託を受ける国債先物等非清算参加者が、前号a又はbに定める事由に該当することとなったとき。この場合において、同号a又はb中「当該クロスマージン利用者」とあるのは「当該クロスマージン利用者から国債証券先物取

委託を受ける国債先物等非清算参加者」と読み替えるものとする。

2 前項の規定に従い債権債務が消滅した場合には、当社は、金利スワップ取引業務方法書の定めるところに従い、同項のクロスマージン申請者のクロスマージン対象国債先物清算約定又はクロスマージン対象金利先物清算約定について転売若しくは買戻し又は金利スワップ取引業務方法書2条第1項第15号の3に規定する国債先物等承継その他必要と認める整理を行わせることができる。

#### 3 (略)

4 第1項に規定する消滅する債権債務から除く債権債務は、クロスマージン対象国債先物清算約定又はクロスマージン対象金利先物清算約定に関して第73条の8又は第73条の9の規定に従い当社と第1項のクロスマージン申請者との間で授受すべき金銭に係る債権債務であって、同項のクロスマージン申請者、クロスマージン承諾者、クロスマージン利用者が国債証券先物取引若しくは金利先物取引の委託を行う国債先物等非清算参加者のいずれかの者が同項各号に定める事由のいずれかに該当することとなった時に既に履行期が到来しているものとする。

(<u>国債先物等承継</u>に関する金利スワップ取引 業務方法書の適用)

- 第73条の15の5 前条第2項に規定する国 債先物等承継については、金利スワップ取引 業務方法書第94条の3において定めるとこ ろによるものとする。
- 2 金利スワップ取引業務方法書第2条第1項 第15号の8に規定する<u>国債先物等バックア</u> ップ受託者の指定については、金利スワップ 取引業務方法書第45条の3において定める ところによるものとする。

引の委託を受ける国債先物等非清算参加 者」と読み替えるものとする。

2 前項の規定に従い債権債務が消滅した場合には、当社は、金利スワップ取引業務方法書の定めるところに従い、同項のクロスマージン申請者のクロスマージン対象国債先物清算約定について転売若しくは買戻し又は金利スワップ取引業務方法書第2条第1項第15号の3に規定する国債先物承継その他必要と認める整理を行わせることができる。

### 3 (略)

4 第1項に規定する消滅する債権債務から除 く債権債務は、クロスマージン対象国債先物 清算約定に関して第73条の8又は第73条 の9の規定に従い当社と第1項のクロスマー ジン申請者との間で授受すべき金銭に係る債 権債務であって、同項のクロスマージン申請 者、クロスマージン承諾者、クロスマージン 利用者又はクロスマージン利用者が国債証券 先物取引の委託を行う国債先物等非清算参加 者のいずれかの者が同項各号に定める事由の いずれかに該当することとなった時に既に履 行期が到来しているものとする。

(<u>国債先物承継等</u>に関する金利スワップ取引 業務方法書の適用)

- 第73条の15の5 前条第2項に規定する国 債先物承継については、金利スワップ取引業 務方法書第94条の3において定めるところ によるものとする。
- 2 金利スワップ取引業務方法書第2条第1項 第15号の8に規定する<u>国債先物バックアップ受託者</u>の指定については、金利スワップ取引業務方法書第45条の3において定めるところによるものとする。

(建玉の移管)

第73条の44 この業務方法書に別に定める 場合のほか、清算参加者は、当社の承認を受 けて、他の清算参加者に先物・オプション取 引の未決済約定(現物先物取引における取引 最終日(指定市場開設者(第3条第2項第3 号の指定金融商品市場を開設する指定市場開 設者をいう。) が当該取引に関し定める取引最 終日をいう。)が到来した限月取引(指定市場 開設者 (第3条第2項第3号の指定金融商品 市場を開設する指定市場開設者をいう。)が定 める限月取引をいう。) の当該取引最終日から 起算して2日目の午後1時以降の当該限月取 引に係る未決済約定、商品先物取引及び商品 先物オプション取引における取引最終日(指 定市場開設者(第3条第2項第6号の2及び 第6号の3の指定金融商品市場を開設する指 定市場開設者をいう。) が当該取引に関し定め る取引最終日をいう。) が到来した限月取引 (指定市場開設者 (第3条第2項第6号の2 及び第6号の3の指定金融商品市場を開設す る指定市場開設者をいう。) が定める限月取引 をいう。) の当該取引最終日の午後2時以降の 当該限月取引に係る未決済約定、クロスマー ジン対象国債先物清算約定又はクロスマージ ン対象金利先物清算約定を除く。以下この章 において同じ。)を引き継ぐことができる。

 $2 \sim 5$  (略)

(クロスマージン特別清算料)

第79条の3 第73条の15の4の規定によりクロスマージン申請者と当社との間のクロスマージン対象国債先物清算約定又はクロスマージン対象金利先物清算約定に係る債権債務が消滅した場合で、金利スワップ取引業務方法書第84条の5の規定によりクロスマージン承諾者と当社との間に成立した債権債務について当社が受けた損失のうち、第三階層

(建玉の移管)

第73条の44 この業務方法書に別に定める 場合のほか、清算参加者は、当社の承認を受 けて、他の清算参加者に先物・オプション取 引の未決済約定(現物先物取引における取引 最終日(指定市場開設者(第3条第2項第3 号の指定金融商品市場を開設する指定市場開 設者をいう。) が当該取引に関し定める取引最 終日をいう。)が到来した限月取引(指定市場 開設者 (第3条第2項第3号の指定金融商品 市場を開設する指定市場開設者をいう。)が定 める限月取引をいう。) の当該取引最終日から 起算して2日目の午後1時以降の当該限月取 引に係る未決済約定、商品先物取引及び商品 先物オプション取引における取引最終日(指 定市場開設者(第3条第2項第6号の2及び 第6号の3の指定金融商品市場を開設する指 定市場開設者をいう。)が当該取引に関し定め る取引最終日をいう。)が到来した限月取引 (指定市場開設者(第3条第2項第6号の2 及び第6号の3の指定金融商品市場を開設す る指定市場開設者をいう。) が定める限月取引 をいう。) の当該取引最終日の午後2時以降の 当該限月取引に係る未決済約定並びにクロス マージン対象国債先物清算約定を除く。以下 この章において同じ。) を引き継ぐことができ る。

 $2 \sim 5$  (略)

(クロスマージン特別清算料)

第79条の3 第73条の15の4の規定によりクロスマージン申請者と当社との間のクロスマージン対象国債先物清算約定に係る債権債務が消滅した場合で、金利スワップ取引業務方法書第84条の5の規定によりクロスマージン承諾者と当社との間に成立した債権債務について当社が受けた損失のうち、第四階層特別清算料(金利スワップ取引業務方法書

特別清算料(金利スワップ取引業務方法書<u>第</u>2条第1項第41号に規定する第三階層特別清算料をいう。次項において同じ。)により補填し得なかった損失がある場合には、当該クロスマージン申請者は、当社が定めるところにより、当該補填し得なかった損失のうちクロスマージン対象国債先物清算約定又はクロスマージン対象金利先物清算約定区係る損失額として当社が定める額のクロスマージン特別清算料を納入するものとする。この場合において、当社は、当該クロスマージン特別清算料をもって、当該損失額を補填する。

- 2 前項のクロスマージン申請者が同項に定めるクロスマージン特別清算料の納入を行わないときには、当該未納入額について、同項の損失を第三階層特別清算料により補填し得ないこととなった日に当該クロスマージン申請者が清算約定の決済の履行を行わなかったものとみなし、第76条から前条までの規定を適用する。
- 3 当社は、第1項のクロスマージン特別清算料を算出することが相当期間困難であると認める場合には、当該損失額と見込まれる金額として当社が暫定的に算定した額を当該損失額とみなして、当社が定める日にクロスマージン特別清算料の納入を求めることができる。この場合において、当社は、同項の当該損失額が確定した場合には、当該確定した損失額と当社が暫定的に算定した額との差に相当する額を、同項に規定するクロスマージン申請者との間で授受するものとする。

4 (略)

付 則

1 この改正規定は、令和6年3月4日から施 行する。 第106条第1項に規定する第四階層特別清算料をいう。次項において同じ。)により補填し得なかった損失がある場合には、当該クロスマージン申請者は、当社が定めるところにより、当該補填し得なかった損失額に相当する金額のクロスマージン特別清算料を納入するものとする。この場合において、当社は、当該クロスマージン特別清算料をもって、当該損失額を補填する。

- 2 前項のクロスマージン申請者が同項に定めるクロスマージン特別清算料の納入を行わないときには、当該未納入額について、同項の損失を第四階層特別清算料により補填し得ないこととなった日に当該クロスマージン申請者が清算約定の決済の履行を行わなかったものとみなし、第76条から前条までの規定を適用する。
- 3 当社は、第1項のクロスマージン特別清算料を算出することが相当期間困難であると認める場合には、当該補填し得ない損失額と見込まれる金額として当社が暫定的に算定した額を当該補填し得ない損失額とみなして、当社が定める日にクロスマージン特別清算料の納入を求めることができる。この場合において、当社は、同項の当該補填し得ない損失額が確定した場合には、当該確定した補填し得ない損失額と当社が暫定的に算定した額との差に相当する額を、同項に規定するクロスマージン申請者との間で授受するものとする。

4 (略)

2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る 当社と清算参加者の間の決済を行うために必 要な当社が設置するシステムの稼働に支障が 生じた場合その他やむを得ない事由により、 改正後の規定を適用することが適当でないと 当社が認める場合には、令和6年3月4日以 後の当社が定める日から施行する。 新

(クロスマージンの申請に係る要件)

- 第20条の7の3 業務方法書第73条の15 の2第2項に規定するクロスマージンの申請 に係る要件は、次の各号に定めるものとす る。
  - (1) クロスマージンの申請時点において、クロスマージン利用者ごとに、当社が当該クロスマージン利用者に係るクロスマージンの申請が行われたと仮定して、国債証券先物取引又は金利先物取引の建玉をクロスマージン制度の対象として算出した当初証拠金所要額(金利スワップ取引業務方法書第64条に規定する当初証拠金所要額をいう。以下同じ。)に相当する額が、当該建玉を除いて算出した当初証拠金所要額に相当する額を下回ること。
  - (2) クロスマージンの申請を行う国債証券先物取引又は金利先物取引の建玉が、当該クロスマージンの申請に係るクロスマージン利用者の計算による国債証券先物取引又は金利先物取引の建玉を超えないことをクロスマージン申請者が確認できたこと。

付 則

- 1 この改正規定は、令和6年3月4日から施 行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る 当社と清算参加者の間の決済を行うために必 要な当社が設置するシステムの稼働に支障が 生じた場合その他やむを得ない事由により、 改正後の規定を適用することが適当でないと 当社が認める場合には、令和6年3月4日以 後の当社が定める日から施行する。

旧

(クロスマージンの申請に係る要件)

- 第20条の7の3 業務方法書第73条の15 の2第2項に規定するクロスマージンの申請 に係る要件は、次の各号に定めるものとす る。
  - (1) クロスマージンの申請時点において、クロスマージン利用者ごとに、当社が当該クロスマージン利用者に係るクロスマージンの申請が行われたと仮定して、国債証券先物取引の建玉をクロスマージン制度の対象として算出した当初証拠金所要額(金利スワップ取引業務方法書第64条に規定する当初証拠金所要額をいう。以下同じ。)に相当する額が、当該建玉を除いて算出した当初証拠金所要額に相当する額を下回ること。
  - (2) クロスマージンの申請を行う国債証券先物取引の建玉が、当該クロスマージンの申請に係るクロスマージン利用者の計算による国債証券先物取引又は金利先物取引の建玉を超えないことをクロスマージン申請者が確認できたこと。

別紙様式3

別紙様式3

# 国債先物等清算受託契約書

(クロスマージンの申請)

- 第6条の2 乙は、乙が金利スワップ取引業務 方法書に定めるクロスマージン利用者である 場合には、その計算による国債証券先物取引 又は金利先物取引に係る建玉について、甲に 対してクロスマージンの申請に係る申込みを 行うことができる。
- 2 乙は、その顧客がクロスマージン利用者である場合で、当該顧客からクロスマージンの申請に係る申込みを受領したときは、当該申込みに係る建玉の数量が当該顧客の計算による国債証券先物取引又は金利先物取引に係る建玉を超えないことを確認したうえで、甲に対してクロスマージンの申請に係る申込みを取り次ぐことができる。

### 3 • 4 (略)

(クロスマージン対象国債先物清算約定<u>及び</u> クロスマージン対象金利先物清算約定に係 る権利義務関係の消滅)

- 第7条の2 乙がクロスマージン利用者である場合において、クリアリング機構の業務方法書第73条の15の4第1項の規定により甲とクリアリング機構との間でクロスマージン対象国債先物清算約定又はクロスマージン対象金利先物清算約定又はクロスマージン対象国債先物清算約定又はクロスマージン対象金利先物清算約定に係る有価証券等清算取次ぎの委託に係る権利義務関係であって、当該債権債務に基づき生じる甲乙間の権利義務関係は、将来に向かって消滅する。
- 2 前項の規定にかかわらず、クリアリング機構の業務方法書第73条の15の4第4項に規定する甲とクリアリング機構との間のクロスマージン対象国債先物清算約定又はクロスマージン対象金利先物清算約定に係る履行期が到来した債権債務に基づき生じる甲乙間の

国債先物等清算受託契約書 (クロスマージンの申請)

- 第6条の2 乙は、乙が金利スワップ取引業務 方法書に定めるクロスマージン利用者である 場合には、その計算による国債証券先物取引 に係る建玉について、甲に対してクロスマー ジンの申請に係る申込みを行うことができ る。
- 2 乙は、その顧客がクロスマージン利用者である場合で、当該顧客からクロスマージンの申請に係る申込みを受領したときは、当該申込みに係る建玉の数量が当該顧客の計算による国債証券先物取引に係る建玉を超えないことを確認したうえで、甲に対してクロスマージンの申請に係る申込みを取り次ぐことができる。

### 3 • 4 (略)

(クロスマージン対象国債先物清算約定に係 る権利義務関係の消滅)

- 第7条の2 乙がクロスマージン利用者である場合において、クリアリング機構の業務方法書第73条の15の4第1項の規定により甲とクリアリング機構との間でクロスマージン対象国債先物清算約定に係る債権債務が消滅する時に、乙のクロスマージン対象国債先物清算約定に係る有価証券等清算取次ぎの委託に係る権利義務関係であって、当該債権債務に基づき生じる甲乙間の権利義務関係は、将来に向かって消滅する。
- 2 前項の規定にかかわらず、クリアリング機構の業務方法書第73条の15の4第4項に規定する甲とクリアリング機構との間のクロスマージン対象国債先物清算約定に係る履行期が到来した債権債務に基づき生じる甲乙間

権利義務関係については、消滅しないものとする。

(支払の停止があった場合等における取扱い)

第8条 乙が第7条第1項各号のいずれかに該当したときは、甲は任意に、乙のすべての対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引(クロスマージン対象国債先物清算約定又はクロスマージン対象金利先物清算約定に係るものを除く。)につき、それらを決済するために必要な国債証券の売付け若しくは買付け、国債証券先物取引若しくは金利先物取引に係る転売若しくは買戻し又は国債証券先物オプション取引に係る転売、買戻し若しくは権利行使(これらの委託を含む。)を、乙の計算において行うことができる。

### $2 \sim 6$ (略)

7 第1項又は第5項の規定にかかわらず、乙がクロスマージン利用者である場合で、前条の規定により、乙のクロスマージン対象国債 先物清算約定に係る国債証券先物取引の有価 証券等清算取次ぎの委託に係る権利義務関係 又はクロスマージン対象金利先物清算約定に 係る金利先物取引の有価証券等清算取次ぎの 委託に係る権利義務関係が消滅するときに は、当該清算約定に係る国債証券先物取引 又 は金利先物取引の整理について、甲及び乙は、クリアリング機構の業務方法書に定めるところに従うものとする。

の権利義務関係については、消滅しないもの とする。

(支払の停止があった場合等における取扱い)

第8条 乙が第7条第1項各号のいずれかに該当したときは、甲は任意に、乙のすべての対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引(クロスマージン対象国債先物清算約定に係るものを除く。)につき、それらを決済するために必要な国債証券の売付け若しくは買付け、国債証券先物取引若しくは金利先物取引に係る転売若しくは買戻し又は国債証券先物オプション取引に係る転売、買戻し若しくは権利行使(これらの委託を含む。)を、乙の計算において行うことができる。

#### $2 \sim 6$ (略)

7 第1項又は第5項の規定にかかわらず、乙 がクロスマージン利用者である場合で、前条 の規定により、乙のクロスマージン対象国債 先物清算約定に係る国債証券先物取引の有価 証券等清算取次ぎの委託に係る権利義務関係 が消滅するときには、当該清算約定に係る国 債証券先物取引の整理について、甲及び乙 は、クリアリング機構の業務方法書に定める ところに従うものとする。 新 旧

別表

清算基金所要額の算出に関する表

- 1. (略)
- 2.国債先物等清算資格に係る清算基金所要額 (以下「国債先物等清算基金所要額」という。) 国債先物等清算基金所要額は、次に定める 計算式により算出される額とする。ただし、 当該額が1,000万円を下回る場合は、 1,000万円とする。なお、計算式における用語の意義は、次のaからcまでに定める とおりとする。

## 国債先物等清算基金所要額

- = (期間平均基準PML額JGB又は算出基準 日における日次最大基準PML額JGBのい ずれか大きい方の値)×個社按分基礎IM額 JGB/按分基礎IM総額JGB
  - a 期間平均基準PML額JGBとは、日次 最大基準PML額JGBの算出対象期間 (先物・オプション清算基金所要額算出基準 日からさかのぼって6か月間をいう。次項 から第7項までにおいて同じ。) における平 均値をいう。

(注1)~(注1-1-1) (略) (注1-1-2) 基準PML額JGBとは、国債先物等清算資格に係る各区分口座(業務方法書第46条の3及び第46条の4に規定する各区分口座をいう。)に関して、ストレスシナリオの下で未決済約定(算出時にクロスマージン対象国債先物清算約定又はクロスマージン対象金利先物清算約定となっているものを除く。)から生じる損失額から国債先物等清算資格に係る取引証拠金所要相当額(清算資格の種類ごとの建玉について計算した取引証拠金所要額に相当する額(先物・オプ

### 別表

清算基金所要額の算出に関する表

- 1. (略)
- 2.国債先物等清算資格に係る清算基金所要額 (以下「国債先物等清算基金所要額」という。) 国債先物等清算基金所要額は、次に定める 計算式により算出される額とする。ただし、 当該額が1,000万円を下回る場合は、 1,000万円とする。なお、計算式における用語の意義は、次のaからcまでに定める とおりとする。

## 国債先物等清算基金所要額

- = (期間平均基準PML額JGB又は算出基準 日における日次最大基準PML額JGBのい ずれか大きい方の値)×個社按分基礎IM額 JGB/按分基礎IM総額JGB
  - a 期間平均基準PML額JGBとは、日次 最大基準PML額JGBの算出対象期間 (先物・オプション清算基金所要額算出基準 日からさかのぼって6か月間をいう。次項 から第7項までにおいて同じ。) における平 均値をいう。

(注1)~(注1-1-1) (略) (注1-1-2) 基準PML額JGBとは、国債先物等清算資格に係る各区分口座(業務方法書第46条の3及び第46条の4に規定する各区分口座をいう。)に関して、ストレスシナリオの下で未決済約定(算出時にクロスマージン対象国債先物清算約定となっているものを除く。)から生じる損失額から国債先物等清算資格に係る取引証拠金所要相当額(清算資格の種類ごとの建玉について計算した取引証拠金所要額に相当する額(先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規 ション取引に係る取引証拠金等に関する 規則第9条の2第1項に規定する取引証 拠金の事前割増額を除く。)をいう。以下 同じ。)を控除した額(当該各区分口座の うち業務方法書第46条の3第1号に規 定する区分口座以外の区分口座にあって は、正の額に限る。)を合計した額をい う。

b·c (略)

3. ~8. (略)

### 付 則

- 1 この改正規定は、令和6年3月4日から施 行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る 当社と清算参加者の間の決済を行うために必 要な当社が設置するシステムの稼働に支障が 生じた場合その他やむを得ない事由により、 改正後の規定を適用することが適当でないと 当社が認める場合には、令和6年3月4日以 後の当社が定める日から施行する。

則第9条の2第1項に規定する取引証拠 金の事前割増額を除く。)をいう。以下同 じ。)を控除した額(当該各区分口座のう ち業務方法書第46条の3第1号に規定 する区分口座以外の区分口座にあって は、正の額に限る。)を合計した額をい う。

b·c (略)

3. ~8. (略)

新

(代用有価証券)

# 第17条 (略)

- 2 業務方法書第7条第2項に規定する代用有 価証券の預託の方法その他代用有価証券に関 する事項は、次に定めるとおりとする。
  - (1) (略)
  - (2) アメリカ合衆国財務省証券の預託方法その他の取扱い
    - a · b (略)
    - c 清算参加者は、代用有価証券として預託している財務省証券の返戻を求める場合(清算委託者の代理人として返戻を求める場合を含む。)には、当該返戻を受けようとする日の午前11時までに、その旨を当社に通知するものとする。

d·e (略)

(3) • (4) (略)

### 付 則

- 1 この改正規定は、令和6年3月4日から施行す る。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社 と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社 が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合そ の他やむを得ない事由により、改正後の規定を適 用することが適当でないと当社が認める場合に は、令和6年3月4日以後の当社が定める日から 施行する。

旧

(代用有価証券)

## 第17条 (略)

- 2 業務方法書第7条第2項に規定する代用有 価証券の預託の方法その他代用有価証券に関 する事項は、次に定めるとおりとする。
  - (1) (略)
  - (2) アメリカ合衆国財務省証券の預託方法その他の取扱い
    - a · b (略)
    - c 清算参加者は、代用有価証券として預託している財務省証券の返戻を求める場合(清算委託者の代理人として返戻を求める場合を含む。)には、当該返戻を受けようとする日の<u>正</u>生までに、その旨を当社に通知するものとする。

d·e (略)

(3) • (4) (略)